

令和5年度

桜井の里 運営ケア計画



特別養護老人ホーム 桜井の里
短期入所生活介護事業 桜井の里
デイサービス やひこ
グループホーム こいて
弥彦村地域包括支援センター
弥彦村認知症総合支援事業
弥彦村在宅医療・介護連携推進事業
小規模多機能ホーム桜井の里・あかつかの家

特別養護老人ホーム 桜井の里・絆
デイサービスセンター 桜井の里
小規模多機能ホーム やひこの家
ケアプランセンター 桜井の里
桜井の里配食サービス事業
外出支援サービス事業
弥彦村短期集中予防・一般介護予防事業
ケアプランセンター桜井の里・あかつか

〒959-0318 新潟県西蒲原郡弥彦村大字麓3036番地

社会福祉法人 桜井の里福祉会

TEL 0256(94)3939 FAX 0256(94)2552

URL : <https://www.sakurai-fukushi.or.jp>

桜井の里 運営ケア計画 目次

I. 法人基本理念	・・・1
II. 社会構造の変化、社会の福祉ニーズと桜井の里福祉社会	
1. 社会構造の変化	・・・5
2. 社会の福祉ニーズと桜井の里福祉社会	・・・8
3. 令和5年度桜井の里運営方針	・・・16
(1) はじめに	・・・16
(2) ケアの基本的考え方	・・・16
(3) 今年度の重点方針	・・・17
4. 職員の基本倫理	・・・18
5. 令和5年度各部署の重点方針・取り組み及び令和4年度取り組み評価	・・・19
① 介護老人福祉施設＜特別養護老人ホーム桜井の里＞	
長期入居フロア「なでしこ」「ひまわり」	・・・19
② 地域密着型介護老人福祉施設＜特別養護老人ホーム桜井の里・絆＞	
長期入居ユニットフロア「花時・花衣」	・・・21
③ 短期入所生活介護事業＜特別養護老人ホーム桜井の里＞	
短期入所フロア「あさがお」	・・・22
④ 「看護」「機能訓練」	・・・23
⑤ 通所介護事業＜デイサービスセンター桜井の里・デイサービスやひこ＞	・・・25
⑥ 小規模多機能型居宅介護事業所	
＜小規模多機能ホームやひこの家＞	・・・27
⑦ 認知症高齢者共同生活介護事業＜グループホームこいて＞	・・・28
⑧ 居宅介護支援事業所＜ケアプラザセンター桜井の里＞	・・・29
⑨ 弥彦村地域包括支援センター	・・・30
⑩ 弥彦村短期集中予防・一般介護予防事業	・・・32
⑪ 厨房・調理部門	・・・34
⑫ 管理・事務部門	・・・36
6. ケアプランについて	・・・38
7. 桜井の里における「看取り支援」と「介護職員による喀痰吸引等」について	・・・40
8. 食事について	・・・44
9. 各事業所の年間計画	・・・46
① 生活支援課年間計画	・・・46
② 在宅支援課年間計画	・・・48
③ グループホームこいて年間計画	・・・49

④ 献立・ボランティア・余暇活動年間計画	・・・50
⑤ ケアプランセンター桜井の里年間計画	・・・51
⑥ 弥彦村地域包括支援センター年間計画	・・・52
1 0. 桜井の里の地域活動	・・・53
① 基本的な考え方	・・・53
② 具体的な取り組み	・・・53
1 1. 非常災害対策	・・・54
① 非常災害対策についての考え方	・・・54
② 消防計画及び避難訓練	・・・55
③ 緊急連絡体制	・・・55
④ 火災報知機及びスプリンクラー設備	・・・55
⑤ 令和4年度 防災委員会 取り組み評価	・・・55
⑥ 令和5年度 桜井の里 防災訓練計画案	・・・56
1 2. 弥彦村地域包括支援センター 弥彦村受託事業内容	・・・58

Ⅲ. 桜井の里 組織図等

1. 社会福祉法人桜井の里福祉会 法人全体組織図	・・・62
2. 桜井の里 組織図	・・・63
3. 桜井の里 諸会議及び委員会組織図	・・・64
4. 桜井の里福祉会 研修システム	・・・69
5. 職員研修の考え方及び計画	・・・70
6. 苦情解決制度について	・・・73
7. 桜井の里 業務分掌表	・・・75

Ⅳ. 令和5年度 地域生活支援施設桜井の里・あかつか運営ケア計画

1. 地域生活支援施設 桜井の里・あかつか 運営方針	
(1) はじめに	・・・103
(2) 地域生活支援施設桜井の里・あかつかの基本理念	・・・103
(3) 基本方針	・・・103
2. 重点方針と具体的取り組み	・・・104
小規模多機能ホーム桜井の里・あかつかの家	・・・104
ケアプランセンター桜井の里・あかつか	・・・105
3. 小規模多機能ホーム桜井の里・あかつかの家の基本となる機能	・・・106
4. 地域生活支援施設桜井の里・あかつかの年間計画	・・・108
5. 地域活動	・・・109
6. 非常災害対策	・・・110
7. 苦情解決制度	・・・113

もうひとつの
「わが家づくり」をめざします





もうひとつのわが家づくり をめざします

～もうひとつのわが家～ に込められた意味

- ✽桜井の里福社会が運営する全ての事業所が、ご利用者・ご家族・地域住民にとって、安心・安全な場（居場所）である
- ✽居場所とは「習慣や役割が発揮できる場」という意味を持つ
- ✽セカンドハウスとしての役割が果たせる場である
- ✽人と人との繋がりを大切に集える場である
- ✽自分自身を表現でき、安心して過ごせる場（いたい場所・居心地の良い場所）である
- ✽ご利用者とスタッフが新たな関係性を大切にし、少しずつ築いていき、一歩ずつ自己実現を行っていきける場である

【基本的考え方】

- ①社会福祉法人桜井の里福社会は、社会福祉法人として、地域の共有財産であることを使命とし、地域住民、ご利用者、ご家族の利益を第一とします
- ②私たちは、ご利用者とご家族の尊厳と権利を守り、「人として当たり前の生活」を保障します
- ③私たちは、法人職員としての自覚と全体を考えた行動を行い、専門性を大切にし、必要な資格の修得に努めます

【まず大切なサービス】

- どなたにも心からの温かい挨拶を行います
- 感じの良い受入れとお見送りを行います
- 人として自分がされて嫌なことは行いません

【職員の信条】

権利擁護

1. ご利用者の人として当たり前の生活支援

- ①ご利用者に障がいがあっても当たり前に行っている生活が送れるようにします
- ②障がいを見るのではなく「生活者としての人」を見ていきます
- ③ご利用者がいつでも外に出かけられるよう配慮します

尊厳の保持

2. ご利用者を尊重した支援

- ①ご利用者に呼び止められたら必ず立ち止まり話を聞きます
- ②職員主体の環境作りは行いません
- ③ご利用者中心の言葉遣いをし否定語は使いません

自立支援

3. ご利用者の自立（自律）支援

- ①ご利用者を信頼し常に話し了解をもらって行います
- ②ご利用者に生活の中で役割を持って頂けるかわり方をします
- ③ご利用者が自ら選び決定できるよう情報を伝えます

安心・安全

4. ご利用者の安心・安全な生活支援

- ①ご利用者を家族のように受け入れます
- ②いつもご利用者の傍らにすることを大切にします
- ③ご家族にご利用者の生活を共に考えるパートナーになって頂けるよう常に働きかけます

【職員の信条】（具体的例）

1. ご利用者の人として当たり前な生活支援

1―① ご利用者に障がいがあっても当たり前に行っている生活が送れるようにします

（私たちが当たり前に行っている生活の営み（自分で生活の過ごし方を決め、実行すること等）が誰もが（障がいがあっても）できるように支援すること）

1―② 障がいを見るのではなく「生活者としての人」を見ていきます（障がい（出来ないところ）に視点をあてるのではなく、ご本人に視点をあてる。生活の主体者である「人」に焦点をあて、かかわりを持つこと）

1―③ ご利用者がいつでも外に出かけられるよう配慮します

（外に出かけられることとは単に行事やイベント的外出だけでなく、ご本人の嗜好習慣等を大切に、自由に出かけられる生活を大切にすること）

2. ご利用者を尊重した支援

2―① ご利用者に呼び止められたら必ず立ち止まり話を聞きます（利用者に呼び止められたら、「ちょっと待って下さい」とは言わず、まずご利用者の傍らに行きお話を聞くことが大切なことです。すぐに伺えない時は、理由をお伝えし、その後必ず伺うこと）

2―② 職員主体の環境作りは行いません

（掲示物のご利用者が見やすい字の大きさや目線にわかるように掲示し、ご利用者が使用するコールボタンやリモコン、新聞等の生活物品はご利用者が使えるように置くこと。また、ご利用者の生活環境内に、職員の都合での物は置かないこと）

2―③ ご利用者中心の言葉遣いをし否定語は使いません

（ご利用者が主体的に決定できる言葉かけをすること。「～して下さい」といった命令・指示する言葉ではなく「～してもいいですか」「～しませんか」といった言葉かけを行うこと）

3. ご利用者の自立（自律）支援

3－① ご利用者を信頼し常に話し了解をもらって行います
(ご利用者がわからないだろうと職員が判断するのではなく、ご本人に対し誠意をもって向き合い、常に情報を伝え、了解をいただくこと)

3－② ご利用者に生活の中で役割を持って頂けるようなかわり方をします

(「生活の主体者」として、生活の場面や家事等の役割等、できることを行っていたりすること。その際、お手伝いをさせていただくという視点ではなく、ご本人が生活の主体者として行うことに対して、職員が支援するという視点が大切)

3－③ ご利用者が自ら選び決定できるよう情報を伝えます
(ご利用者が自分で決定できるように、情報は全てお伝えすること。日々の予定や外出外泊、職員の勤務状況や異動、献立、行事、施設見学者や業者の出入り等々。また、ご利用者に問われたことは、きちんと答えること)

4. ご利用者の安心・安全な生活支援

4－① 利用者を家族のように受け入れます
(ご利用者を自分の家族のように大切に、親しみを込めてかかわること)

4－② いつもご利用者の傍らに在ることを大切にします
(ご利用者の傍らに座り、お話を聞いたり、お茶を飲んだりすることを大切にします。ご利用者の想いや体調等を気にかけて安心感をもつていただくこと)

4－③ ご家族にご利用者の生活を共に考えるパートナーになって頂けるよう常に働きかけます

(ご家族に会いに来ていただく、電話をかける、一緒に話し合いを行う等を常に行い、パートナーとしてかかわって頂けるようにすること)

Ⅱ.社会構造の変化、社会の福祉ニーズと桜井の里福祉会

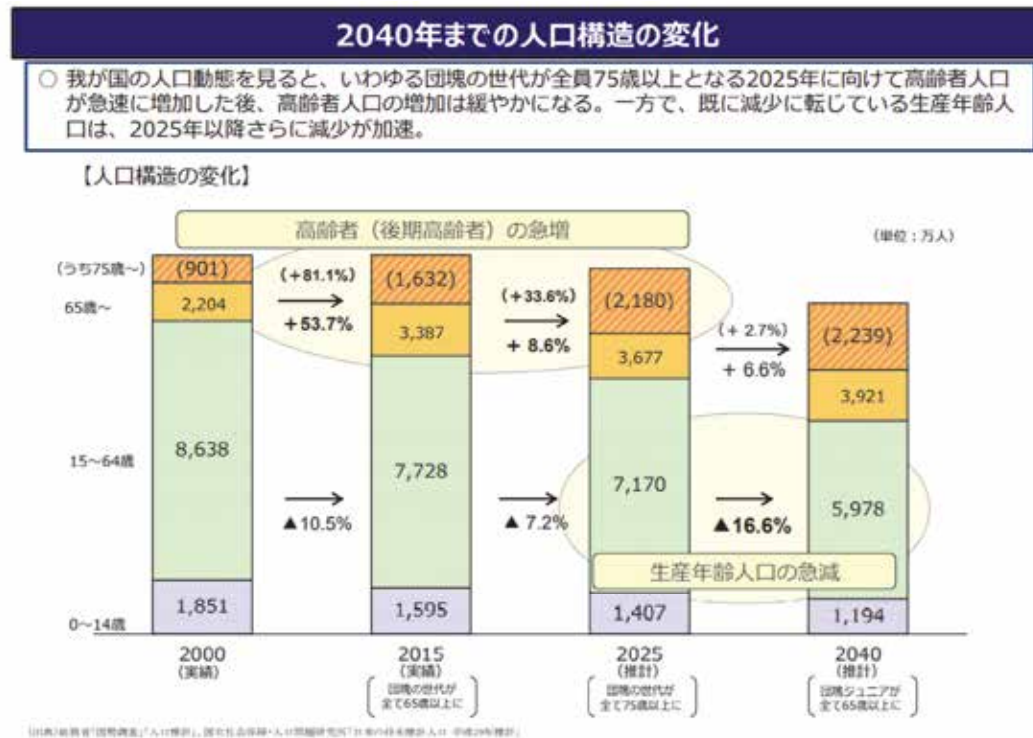
1. 社会構造の変化

1)・人口減少と人口構造の急変、生産年齢人口、年少人口の急減と高齢者とりわけ 85 歳以上高齢者の急増

・世帯構造と地域社会の変化

① 人口減少と人口構造の急変

(図1)



新潟県内市町村の将来推計人口（抜粋）

(図2)

市町村	総人口（人）		2015 年からの減少率（％）	高齢化率（％）	
	2015 年	2045 年		2015 年	2045 年
新潟県	2,304,264	1,698,989	▲26,3	29,9	40,9
新潟市	810,157	688,878	▲15,0	27,0	38,6
長岡市	275,133	208,572	▲24,2	28,9	39,4
燕市	79,784	59,191	▲25,8	28,5	39,2
弥彦村	8,209	6,004	▲26,9	27,7	41,9

出典：日本の地域別将来推計人口（社人研）

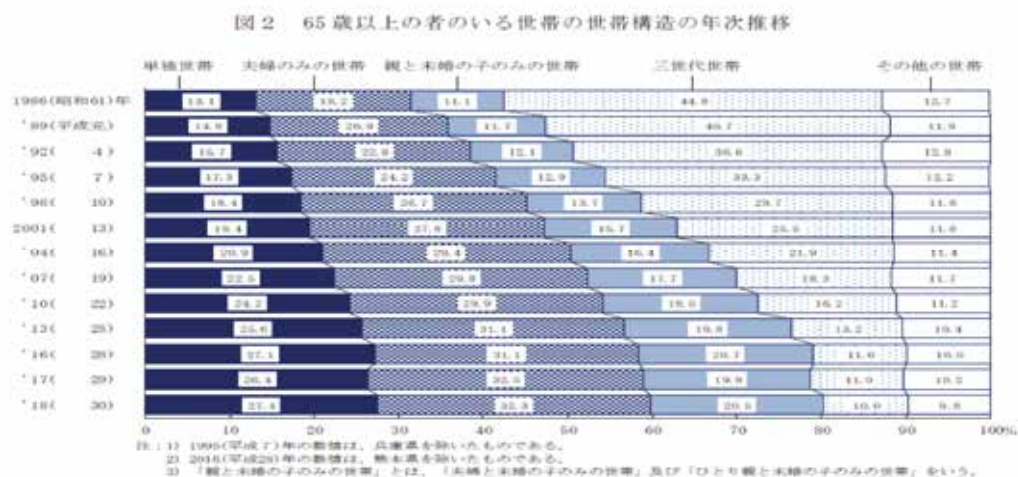
新潟県及び各市町村の人口は急減し、高齢化率の上昇が顕著

② 世帯構造と地域社会の変化

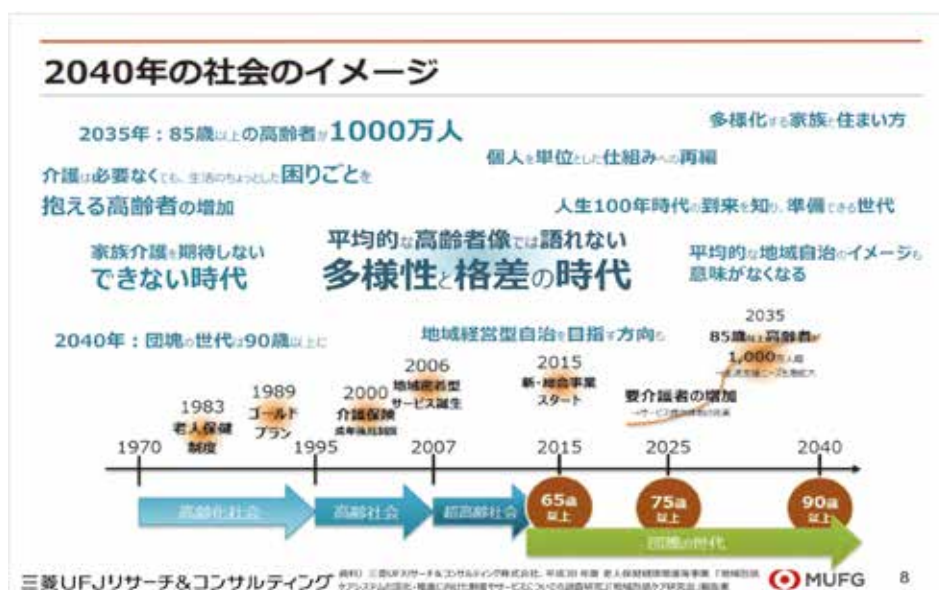
- ・世帯人数現象平均 2.4 人、世帯別では一人世帯が一番多い
- ・未婚・非婚と晩婚化などが進んでいる。家族単位から個人単位に変化
- ・家族を単位として、社会生活を考えることから脱却が必要かもしれない。
- ・従来の地域を基盤とした地域活動の限界（消防団、町内会など）
- ・地域社会との関係が脆弱な人の増加
- ・新たな価値に基づく家族関係と地域づくりが必要（図3）



出典：平成30年度国民生活基礎調査



出典：平成30年度国民生活基礎調査



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング東京本部経済社会ユニット、共生・社会政策部長主任研究員 岩名礼介氏原稿

③ 社会構造の変化まとめ

- i 日本の人口は2008年をピークに減少が続き、日本の人口は2015年から2040年にかけて1617万人減少。年齢階層別にみると、高齢人口が534万人の増加、内85歳人口が607万人急増。生産年齢人口は1750万人急減、年少人口は401万人急減します。(図1)

新潟県は少子高齢化及び生産年齢人口減少の波がより高くなります。

(図2)

2022年はコロナ禍の影響もあり、出生者数が80万人(速報値)を下回りました。国の推計値より11年早いペースで少子化が進行しており、若い世代が安心して生み育てる社会構築と、結婚だけを前提とした家族システムを変えていく必要があると思います。

生産年齢人口が急激に減っており、労働者の確保が難しくなってきました。より高い年齢まで働くことが必要になってきます。医療介護分野の人材不足は顕著ですが、同様にバスタクシー宅配などの交通物流インフラ、警察、消防、教員、公務員なども不足し、住民サービスの維持が難しくなることが予測されます。

- ii 日本の世帯は、一人暮らし世帯が一番多くなっており、平均世帯人数は2.4人を切っています。家族単位から個人単位への変化が進んでおり、仕組みも価値観も変える必要があります。介護分野においては家族イコール介護者の価値観は捨てなければいけないのではないのでしょうか。地域においては、従来の地域共同体が崩れ、自治会加入率は急激に低下

しています。町内会長、民生委員などの担い手不足は、深刻な問題です。「新たな地域」作りが必要です。(図3図4)

2. 社会の福祉ニーズと桜井の里福祉会

1) 新型コロナウイルス禍における法人運営及び私たちの仕事

2020(令和2)年1月頃から新型コロナウイルス感染拡大により、今まで当たり前に行っていた生活や社会活動が出来なくなりました。現在まで3年余り、生活全てにおいてコロナ対策を行うことを余儀なくされてきました。

私たちの仕事はエッセンシャルワーカー(日常生活を維持するのに欠かせない仕事を行う人)であり、支援や介護が必要な高齢者やご家族にとってライフラインです。この間私どもの法人の事業所は、ご利用者ご家族の面会制限、自宅への外出外泊の禁止などで“会えない”“触れ合えない”ことから、大変なご負担や精神的ダメージを与えてしまっていることを大変申し訳なく思っています。ボランティアの方々にも入っていただかず、地域との交流の機会も途絶えてしまっています。職員の皆さんにも、プライベートの時間も含めた実質的行動制限を求めてきました。

3年余りが過ぎた昨今、ようやく新型コロナ禍での社会生活に変化の兆しがみられるようになりました。5月より感染症分類が5類に変更、3月中旬よりマスク着用が個人の判断に変更。私たち高齢者介護の分野はすぐには変更が難しいのですが、徐々に社会の捉え方や雰囲気が変わってくことで様々なことが緩和に向かうと思われます。

桜井の里福祉会各事業所では、2月中旬より対面面会を再開しました。今後はボランティア、施設行事、地域との交流、職員間の親睦など再開の検討に入っています。ご利用者の社会参加、ご家族との関係性、地域との結びつきなどを着実に再開していく必要があります。

新型コロナ禍以降の社会状況を見ると、仕事の雇い止め、収入の減少、自殺の増加、相対的貧困の進行など「より弱い人の厳しい状況が強まっている」と言えると思います。私ども社会福祉法人は地域社会の共有財産です。法人は現実をしっかり目を向けつつ、可能な範囲で、今まで以上に地域で社会貢献活動を行うことが必要です。

2) 介護保険制度及び高齢者保健福祉の動向

介護保険制度の開始から23年余りが経過し、利用者は急拡大し、私たちの日常にしっかり定着しました。本制度は我が国の社会保障施策の歴史で、1961(昭和36)年に始まった国民皆保険、国民皆年金制度以来の大ヒット作となりました。

なぜ介護保険の利用者が急激に増加したのでしょうか？高齢化の進行、家族形態及び就労形態の急激な変化等、背景要因はありますが、最大の要因は介護支援専門員が核となり、サービスを一体的・総合的に、契約に基づき、権利として利用できるようになり、利用者にとって利用しやすくなったことだと思います。（サービスのワンストップ化・一体化）

現在は、増加する高齢者と家族の暮らしを支えるために、医療・介護・予防・住まい・生活支援を、地域で包括的に確保することを目的とした「地域包括ケアシステム」が展開されており、地域住民、行政、介護保険事業者などあらゆる人たちの取り組みが進められています。そこでは、小規模多機能型居宅介護を中心として、地域の同じ事業所で、多様なサービス（介護保険だけでなく）を利用できるサービス機能の一本化が進められています。単品サービス・介護保険サービスのみでは、ご利用者の多様なニーズが満たされません。

（サービス機能の一体化）

そして今後は、対象者を限定するのではなく、高齢者や、障がい者、子ども、生活困窮者など、地域で多様なニーズを抱えた人が多様なサービスを使い、地域で生活していけるよう相互に支援する仕組み作りが求められます。サービスの担い手とサービスの受け手が区別固定化されるのではなく、内容によってサービスの担い手受け手が変わる必要があります。分野を問わず困っている人が、ワンストップで相談や生活支援を受けられる地域作りを進めていく必要があります。（共生型サービス・共生型地域福祉）

国は2017（平成29）年度に「我が事・丸ごと」の地域福祉の推進を示し、その具体的展開に着手しました。2018（平成30）年度は介護保険サービスと障害福祉サービスの相互乗り入れが一部始まりました。現在はより広い分野で、本人を中心として伴走する意識を持ち、具体的な課題解決とつながり続けることを支援の両輪とする考え方が推進されています。しかし、これまでの対象者別アプローチの壁は大きく、行政、住民、福祉の実践者の力量が試されます。

現代は、「私たちが生まれ持った寿命がまっとうできる社会（豊かな社会）」になりました。より年齢が高い人が増えることにより、障害を持った高齢者や認知症の人が今後も増えていきます。

国は認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を策定しました。その基本的考え方は「認知症の人の意思が尊重され、出来る限り住み慣れた地域の良い環境で、自分らしく暮らし続ける社会の実現を目指す」「認知症の人を単なる支えられる存在でなく、認知症の人が認知症とともに、より良く生きていけ

るような環境が必要」としています。認知症の人が援助を受けるだけの存在から、生活の主体者として位置付けられたことは大変に意義深いと思います。

これらの国の施策に大きな影響を与えた動きとして、認知症の人ご本人たちの活躍があります。認知症の人たちが当事者団体（日本認知症本人ワーキンググループ）を設立し、政策提言、さまざまな学会やマスコミ、市民への講演会などで自身の言葉で、体験や考えを語っています。これらの活動が大きく社会を動かしつつあり、価値観を変えつつあります。

3) 桜井の里福祉社会の取り組み

① 組織改革及び組織強化

2017（平成 29）年度に社会福祉法人制度改革が行われました。

主な内容は以下の通りです。

i 経営組織のガバナンスの強化

ii 事業運営の透明性の向上

iii 財務規律の強化、地域における公益的な取り組みを実施する責務

当法人では同年度組織改革を行い、理事会、監事会、評議員会の役割の明確化を行い、また、業務執行会議、事務局会議の位置づけ、法人内横断の会議等を整理し、今まで以上に公益性を重視、職員参加型で透明性の高い法人運営を進めています。

② 働き方改革、ケア環境、職場環境向上等の取り組み

i 職場風土向上委員会（働き方改革）

2009（平成 21）年度より取り組んでいる職員代表と管理職で構成する「職場風土向上委員会」を中心に、職員が自らの職場をよくするために、職員の意見をくみ取り、提案を行う活動を行っています。2010（平成 22）年より「計画年次有給休暇制度」を導入し、徐々に増やし現在6日取得を行っています。

働き方改革の具体的なこととして、ア）年次有給休暇の80%以上取得及び育児休暇等の取得促進、イ）残業の減少、ウ）心身を大切にする、ことの取り組み等を重点に行っています。年次有給休暇や男女共の育児休暇取得、残業をなくすこと、が良いことでそれが当たり前になる職場風土を作ってきています。

2022（令和 4）年度育児休暇取得者、女性は9名 100%取得、男性取得も増えており9名中 6名 66.7%となりました。

勤務時間の多様化にも着手しており、特別養護老人ホームの介護職員は 1 日 10 時間勤務週休 3 日制を一部導入し、年間休日日数が最大で 139 日になります。

ii 生産性向上委員会

2018（平成 30）年度より生産性向上の取り組み。

ア 勤怠管理、勤務表作成・申請等の ID カード、クラウド管理による
合理化と見える化

イ 会議の削減、オンライン会議の推進

ウ ケアのタイムスタディ、職員の歩行距離の計測等から、Wi-Fi 環境の
整備とインカムの導入により肉体的負担の軽減（はな広場、桜井の里、
生きがい広場地蔵堂、分水の里で導入）

エ 利用者家族との連絡にスマートフォンの活用を中心にしていく

オ Wi-Fi、Bluetooth、タブレットと電子ケース記録システムを活用し
記録の一元化、伝達事項のペーパーレス化等の推進

カ）リネン類の刷新によるリネン交換の簡便化

iii 研修・キャリアパスの体系整備

ア キャリアパスの整理と職能等級フレーム表の改定。

イ 研修をより日常的に行えるようにするため、職員一人ひとりに ID、
パスワードを付与し「動画研修システム」を使い、研修効率の向上を
図っている

ウ 定年延長等の就業規則・給与規定等の改正

2019（令和元）年度に職員の働きやすさを高めるため、職員区分の
整理、定年の 65 歳延長、男性の育児休暇取得促進及び法律に先駆け
て行ってきた計画年休の拡充など就業規則改正と給与規程改正、退職
金規程の制定等

エ 改善の見える化とその還元

改善状況の見える化をし、職員に開示を行い、さらに進め、そこで得
た利益を職員に還元していきます。

4) 近年の法人事業展開と今後

桜井の里福祉会は、事業開始から 29 年目を迎えます。平成 30 年の桜井◇ダイニング開設以降新規事業を行わず、従来事業所の改修、設備更新を行ってきました。令和 4 年度（仮称）燕市柳山地区小規模多機能居宅介護事業所の建設及び特別養護老人ホーム桜井の里の大規模改修を行い、セントラルキッチン方式の食事提供を開始しました。

一方、平成 18 年より弥彦村から指定管理を受け運営してきた「認知症グループホームこいて」が、令和 4 年 11 月 8 日 9 時 35 分頃落雷による火災により建物が焼失してしまいました。幸い、職員ご利用者の適切な避難により一人のケガもなく避難できたことが何よりでした。現在は弥彦村のご支援により「弥彦けいりん会館」での避難生活を送っていただいております。不自由な暮らしに、大変申し訳ないと思っています。一日も早く、再建できるよう最大限の努力を尽くしていきます。（*この項は年度が多いため元号のみで記載）

5) 2023（令和5）年度重点的取り組み

① 年次計画

- i グループホームこいての落雷火災による避難生活を早急に解消
（目標：2023（令和 5）年 7 月末）
- ii 2023（令和 5）年 7 月（仮称）燕市柳山地区小規模多機能居宅介護事業所を開設
- iii 2012（平成 12）年より運営してきたデイサービスセンター分水の里もみじを 6 月末日で廃止
- iv 分水健康福祉プラザの大規模改修実施
訪問看護ステーション桜井、ケアプランセンター分水の里、さくらい◇ダイニング事業場所変更、フードバンク（仮称）地域食堂子育て支援スペースの一体運営場所整備、法人本部機能の集約、研修室、会議室、面接室の拡充など

② 法人組織関係

- i 職員への情報開示をより高め、職員が主体的に法人事業所運営にかかわる運営を継続していきます
- ii 法人の各事業は地域の共有財産であり、地域に信頼され、活用される事業所運営を行っていきます
- iii 組織の世代交代を進めるため、管理職、役職者への若手、女性の登用を積極的に行っていきます
- iv 法人の安定的経営の継続していくために、全ての分野での「生産性向

上・合理化」を図り、ご利用者の生活の質確保を前提に、改革を継続的に行い、より少ない人数で職員負担を軽減し、ケア及び運営を行う仕組み作りを行っていきます

- v 2016（平成 28）年度より取り組んでいる「働き方改革」を今年度も取り組み、目標を達成します
- vi 人材確保とサービス向上のために、法人が持続可能な中で、職員の待遇改善に取り組んでいきます
- vii 法人にとって職員こそ財産であり、職員のキャリア形成、研修の充実に取り組み続けます。具体的には昨年より取り組んでいる映像を用いた研修システムの導入と既存研修及びキャリアパスの整理を行い、職員の学びを日常化していきます

③ 物価高騰と経費の増大による収支の悪化

- i 物価高騰により経費が急増しています。2022（令和 4）年度、光熱水費は前年比 2000 万円余り増加、今年度はさらに 1400 万円の増加が見込まれています。その他食材料費、リネン関係など軒並み増加しており、2023（令和 5）年度黒字を確保が大変厳しい見込みです
- ii コロナ禍が落ち着く中で、今まで以上に各事業所が稼働状況の管理をしっかり行い、収入を増やす必要があります

④ 事業所関係

- i ケアプランセンター桜井の里・あかつか、さくらい◇ダイニングの経営がまだ安定していません。目標を定め、収支バランスがとれるよう取り組み、赤字幅は大きく改善し黒字化まであと一歩になりました。今年度黒字を目指します。
- ii 既存の事業所の大規模修繕や老朽化した機器等の更新を計画的に進めます。
- iii 利用の地域ニーズを的確に捉え、既存事業の定員、サービス内容等を適時見直していきます。

⑤ ケア関係

- i ご利用者が「日常生活のあらゆる場面で、自分のことを自分で決めていく自立支援」を実践していきます。（自立支援）
- ii 地域の中に事業所が存在することの意味を高め、各事業所が地域の中で出来ることを具体的に実践していきます。
（地域に意味ある事業所）
- iii ご利用者が納得してサービスを受けること、自らの生活を高めることを支援するサービス提供をしていきます。
（権利擁護、利用者主体）

- iv 利用者の生活の質の向上及び職員の負担軽減のために新しい福祉機器、介護ロボット等の導入に積極的に取り組みます
- v Wi-Fi 環境整備による記録の一元化、インカム活用による職員間の情報共有の簡便化と労働負担軽減等の検証を進めていきます。

⑥ 職員の定着化の促進と新規雇用

- i 情報の開示、丁寧な説明と納得を図りながら運営を行っていきます
- ii 個々の職員の意向を定期的に聞いていき、適材適所の配置に心がけます
- iii 職場風土向上委員会、生産性向上委員会などの活動を通じて、職員の働きやすさを高めていきます
- iv 法人の情報発信力を高め、学生、求職者に当法人を選んでもらえるよう進めていきます

⑦ 外国人労働者、特定技能及び技能実習生の支援

令和5年度、外国人介護福祉士9名、技能実習生4名、特定技能2名の合計15名、介護福祉士養成校学生アルバイト4名になります。ひとり一人を大切に就労、就学、生活支援を行っていきます

- i 養成校を卒業した介護福祉士は長い人で3年目、各事業所で活躍しています。今後は永住権、結婚、育児など様々な現実が出てくるのが予想されます。法人として担当者を置き、より細かな支援を行っていきます。
- ii 介護福祉士養成校4期生、5期生の生活支援、学業支援、当法人のアルバイト時の支援等を行います。
- iii 特定技能2名の就労、介護福祉士取得に向けた学習支援を行っていきます
- iv 技能実習生4名の生活支援、就労支援を行っていきます。

⑧ 社会貢献活動（コロナ禍で中断活動あり）

令和5年度中に分水健康福祉プラザの大規模改修を終え、法人本部機能を集約し、機能強化と効率化を行い、地域貢献活動をより進めていきます

- i 災害支援活動
災害時緊急介護派遣チーム（DCAT）の教育訓練と必要時出動
- ii 地域活動
職員の地域消防団への参加支援制度の継続（消防団活動手当等）
地域行事への職員の積極的参加支援

iii 地域の場づくり活動

「毎日カフェ」「認知症カフェ」などを始めとした「地域の場づくり」を進めます。

2019（令和元）年度より開始した「子どもカフェ」を始めとする地域での場づくりを積極的に進めます。

iv フードバンクの推進と必要な他事業の開始

2021（令和3）年度「フードバンク」を開設し、2年間行ってきた中で必要性を強く感じています。他にも必要な地域活動を一つずつ手掛けていきたいと思っています。

v フードバンクと一体的に（仮称）地域食堂、子育て支援スペースを作り、地域貢献活動を広げていきたいと思っています。

（文責 専務理事 佐々木勝則）

3. 令和5年度桜井の里運営方針

(1) はじめに

桜井の里は平成6年に開設、29年が経過し30年目を迎えます。

新型コロナウイルス感染症の対応も4年目となりました。この3年の経過の中でご利用者の生活は大きく変化して、ご家族、ボランティア様や地域の方々に来園して頂くことが出来ない状況が続いていました。

高齢者施設に勤務する私たちは、重症化リスクの高い高齢者の方々と日々関わる仕事の責任の中で、職員の感染予防や日常生活での負担も継続していました。しかし、今年度は感染予防を継続しながらも少しずつご利用者及び職員の豊かな生活を取り戻す必要があります。

また、光熱水費や日々の経費の高騰が継続するため、職員一人ひとりが節約に努めるとともに、各事業がご利用者の必要とするサービス提供をスピーディーに行い、稼働率を上げ安定した収入を得るように努めます。

桜井の里拠点として、継続して『職員一人ひとりが人任せにしない。一人ひとりの職員が自ら考え行動する桜井の里』を目指したいと考えます。また、ご利用者の生活の質の向上を目指し、職員の労働生産性の向上、働き方の改善をより具体的に進めて行きます。

今現在勤めている職員一人ひとりを大切にし、そして、新たな職員を丁寧に育て成長させることで、ご利用者の生活がより豊かになり地域の皆さまに信頼していただけたと考えています。

そして、引き続きご利用者の皆さまが住み慣れた地域、わが家で継続して暮らしていただけるように桜井の里全体で支援させていただきます。

桜井の里に来園される皆様がこれからも「桜井の里に来て良かった。」と言っていただけるようにします。そして、「私自身や、私の大切な人が利用したいと思う施設」を目指していきたいと思います。

(2) ケアの基本的考え方

- ① ご利用者との関わりを個別担当制にします。
- ② ご利用者お一人おひとりの気持ち、想いを大切にします。
- ③ ご利用者お一人おひとりの生活リズムに合わせたケアを行います。
- ④ ご利用者と共に地域に出て行きます。
- ⑤ 抱えない介護（ノーリフティング）を日常的に行います。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症の感染予防に努めつつ生活の質を改善します。

(3) 今年度の重点方針

- ① **新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めつつ生活の質を改善します。**
新型コロナウイルス感染症の予防を継続した中で、ご家族に会える日常、地域に出る生活、自分が行いたいことが出来る生活を取り戻せるよう努めます。
- ② **『笑顔』と『優しい言葉』を意識します。**
ご利用者、ご家族、地域の方々と関わる場面を始め、職員同士においても、『笑顔』と『優しい言葉』を意識して温かく安心できる環境と楽しく笑いのある空間を作ります。
- ③ **職員の気付きを養い、一人ひとりが自ら考え行動をします。**
職員一人ひとりの『気付き』を養い、ご利用者との生活の中で職員の『気付きの力』を向上するとともに、職員一人ひとりが仕事を人任せにしない。そして、一人ひとりの職員が自ら考え行動する職員となります。
- ④ **桜井の里に来園される全ての方々と心よりお迎えします。**
職員の気持ち、表情、言葉、振る舞い、そして環境を暖かみのある場所にして、来園して頂いた皆様に「桜井の里に来て良かった。」と言ってもらえるようにします。
- ⑤ **ケアプランを通してご利用者お一人おひとりが考え、望んでいられる生活の実現に向けて、ご家族の方々と一緒に考えていきます。**
アセスメント及びケアプランの立案の過程を通して、ご利用者の想いや望みを汲み取り、その想いや望みの実現化に向けてご家族、地域の方々の力もお借りする中で実現させていきたいと思います。
- ⑥ **職員一人ひとりが、一人ひとりを育てることを大切にします。**
今、桜井の里に勤めている職員、または新たに加わる職員の一人ひとりがお互いに「育てる」「育つ」ことを常に意識して実践します。今、勤めている職員はより「丁寧に育てる」新たに加わる職員は「自ら学ぶ」ことを行います。
- ⑦ **ご利用者への支援は各部署、各フロア、職員が互いに協力して、それぞれの仕事为重なり合う仕事をします。**
ご利用者との関わりや支援は、その部署（フロア）完結では無く、他部署（フロア）のことも自らのことと捉えて重なり合う仕事をします。
- ⑧ **職員一人ひとりの担当、役割に責任を持った仕事をします。**
ご利用者の担当、役職、各委員会活動や、各部署（フロア）の担当等の仕事に責任を持ち、他人任せにすることなく仕事をします。

4. 職員の基本倫理（老人福祉施設倫理綱領より）

老人福祉施設は、わが国を豊かでやすらぎのある高齢化社会とするために大きな役割を担っており、そこに働く私たちは、全ての国民から、大きな期待が寄せられています。この期待に応えるためには、関係法令を遵守するだけにとどまらず、ご利用者に対しノーマライゼーションと人権尊重の理念に基づき、専門的サービスを提供する義務があり、社会の信頼に応えるために、公平・公正なサービスの実現に努める必要があります。私たちは、このような自覚と決意をさらに強固なものとするため、老人福祉施設で働くすべての人々が厳守すべき『老人福祉施設倫理綱領』をここに定めます。

（１）施設の使命

老人福祉施設は、地域社会の支持を受けて、高齢者が地域で安心して生活を送る事出来る拠点施設となることを使命とします。

（２）公平・公正な施設運営の遵守

老人福祉施設で働く私たちは、高齢者の生活と人権を擁護するため、自己点検を強化し、公平・公正な開かれた施設運営に努めます。

（３）利用者の生活の質の向上

老人福祉施設で働く私たちは、利用者一人ひとりのニーズと意思を尊重し、可能性の実現と生活の質の向上に努めます。

（４）従事者の資質・専門性の向上

老人福祉施設で働く私たちは、常に誠意をもって質の高いサービスが提供できるように、研修・研究に励み、専門性の向上に努めます。

（５）地域福祉の向上

老人福祉施設で働く私たちは、地域社会の一員として自覚を持ち、保健・医療等関連分野との連携を強化し、地域福祉の向上に努めます。

（６）国際的視野での活動

老人福祉施設で働く私たちは、諸外国との交流を促進し、国際的視野にたち、相互の理解を深め、福祉の推進に資するよう努めます。

5. 令和5年度各部署の重点方針・取り組み及び令和4年度取り組み評価

① 介護老人福祉施設 《特別養護老人ホーム桜井の里》 長期入居フロア「なでしこ」「ひまわり」

「なでしこ」

i. 重点方針

- ◆「もうひとつのわが家づくり」を目指し、ご利用者お一人おひとりが安心して過ごせる環境づくりを行います。
- ◆介護職のみではなく、多職種と連携しチームで支援し、職員全体の介護技術を向上できるよう努めていきます。

ii. 取り組み

- ・生活環境を見直し、ご利用者が快適に過ごせるようにフロア、居室、行事ごとなど一緒に考えていきます。
- ・多職種と連携し、チームとしてのケアを向上できるよう努めていきます。
- ・ご利用者、ご家族が望む生活を実現できるケアプランを作成していきます。

iii. 令和4年度の取り組み評価

- ・新型コロナウイルス感染症の対応で行動制限が伴い、今まで通りの生活が送れないことがありました。その中でも、ご家族との関わりを大切に面会などの機会を設けることができました。
- ・ご利用者の想いを汲み取りケアプランを作成しましたが、実現できなかった内容もありました。ご利用者お一人おひとりが望む生活と、身体状態の維持を図れるように支援していきます。
- ・一年を通して季節に合わせた模様替えをフロア内で行い、季節を感じて頂けるような環境づくりを行いました。
- ・ご利用者の立場になって考え、多職種と情報交換を行いチームとしてケアに努めました。
- ・なでしこの会を月に一回開催し、ご利用者の想いを汲み取り、行事などを計画しました。コロナ禍ではありますが、外出の機会も設けることができました。

「ひまわり」

i. 重点方針

- ◆ ご利用者、ご家族の想いを大切に、ケアを行います。
- ◆ ご利用者お一人、おひとりの生活の質の向上に努めます。
- ◆ 職員一人ひとり向上心を持ってケアや業務を行います。

ii. 取り組み

- ・ ご利用者に寄り添い、相手の気持ちを考えるケアを行います。
- ・ ご家族へも共にパートナーになって頂けるよう働きかけます。
- ・ ご利用者が安心して過ごせる環境作りを行います。
- ・ 生活の場であるフロアにおいても、季節の装飾飾り等を行います。
- ・ ご利用者やご家族の想いを受け止めます。チームでその人らしい生活の営みについて考え、生活の質の向上をめざします。
- ・ スライディングボードやフレックスボード等を使用し、ノーリフティングケアを継続して行います。
- ・ 常に向上心を持ち業務の改善、見直しを行い労働生産性の向上を継続して行います。

iii. 令和4年度の取り組み評価

- ・ 介護計画書にご利用者、ご家族の想いを反映し、ご利用者に寄り添うケアを実践することができました。
- ・ ご利用者やご家族の想い、意向をお聞きしながら看護職員や管理栄養士、機能訓練指導員など他の専門職と共に、その人らしい生活が送れるようチームで考え、取り組みました。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため面会が制限された中でご利用者の生活の様子をお伝えするため、お便りを作成し、送らせて頂きました。
- ・ 月1回「いちごの会」を開催した際に、お誕生日のお祝いをしました。また、感染症対策を行いながら自宅へ個別の外出も行いました。
- ・ ドライブや、豆まき等の季節を感じていただける行事を行いました。
- ・ 積極的にスライディングボード・フレックスボードなどの移乗用具を活用しノーリフティングケアに取り組みました。ご利用者にも負担が少なく安全にケアができ職員の腰痛予防にも繋げることができました。
- ・ 新たな仲間に加わったベトナムからの技能実習生を受け入れました。担当職員を中心に、一緒に仕事に取り組んでいます。
- ・ 労働生産性の向上に向け職員同士、声を掛け合いながら、個々の業務に責任を持って時間内にできるよう取り組みました。

② 地域密着型介護老人福祉施設 《特別養護老人ホーム桜井の里・絆》 長期入居ユニットフロア「花時・花衣」

i. 重点方針

- ◆家庭的な雰囲気を大切にし、ご利用者が自宅のように安心して過ごしていただけるようお手伝いします。
- ◆職員一人ひとりがご利用者をより深く理解し、日々の「気づき」を大切にします。

ii. 取り組み

- ・自分がされてどうか、言われてどうかを常に考え、温かく優しい言葉かけや関わりを行います。
- ・ご自宅と変わらずその方らしい生活ができるよう、くつろげる環境作りと24時間シートを作成し統一したケアが行えるようにします。
- ・ご家族との関係を大切にし、会えない中でも様子が伝わるよう働きかけます。
- ・どなたに対しても明るく気持ちの良い挨拶、お出迎えをします。

iii. 令和4年度の取り組み評価

- ・ご利用者とのコミュニケーションを意識し関わることができました。今後は体操やレクリエーション等、体を動かす機会や個別の関わりを大切にしていきます。
- ・24時間シートの見直し、活用ができていませんでした。職員一人ひとりがその重要性を理解し、何の為のものなのか改めて確認します。
- ・ご利用者の会を毎月開催し、そこでいただいた意見をもとに外出の計画や献立作りの実施ができました。
- ・運営推進会議は感染対策を考慮し、書面にて行わせていただきました。日々の写真をたくさん取り入れることで、ご利用者の絆での暮らしをより深く知っていただけるよう努めました。
- ・リモート面会や家庭通信、電子メールを通して、会えないご家族にも日々の様子をお伝えする事ができました。
- ・職員一人ひとりが気持ちの良い挨拶、言葉遣いに努めていましたが、業務の忙しさのために強い口調となることもありました。今後も職員同士声を掛け合いながら、気持ちの良い言葉が飛び交うユニットになるよう努めます。

③ 短期入所生活介護事業 <特別養護老人ホーム桜井の里> 短期入所フロア「あさがお」

i. 重点方針

- ◆相手の気持ちを考えた言葉掛けと、誰が聞いても気持ちの良い挨拶を行います。
- ◆「また来たい」と思ってもらえるショートステイを目指します。

ii. 取り組み

- ・誰からも気持ち良いと思っただけの挨拶を心掛けます。相手の気持ちに配慮した言葉掛けを行います。
- ・ご利用者の生活の中にショートステイがあることを意識し、ご利用者の出来ることに目を向け、持っている力が発揮できるような関わりをしていきます。共に過ごす時間を大切に、側に寄り添いながらご利用者が過ごしやすいショートステイと一緒に考えていきます。
- ・ケアプランの作成は多職種が連携しカンファレンスを行い、ご利用者・ご家族と一緒に考えながら、作成していきます。リハビリプランについてもご利用者の住宅環境や生活歴に沿ったプランの提供を継続していきます。
- ・インカムを導入し、業務の効率化を図ります。効率化出来た時間でご利用者と一緒に何が出来るか考えていきます。

iii. 令和4年度の取り組み評価

- ・誰が聞いても気持ちのよい明るい挨拶を、職員一人ひとりが意識できました。「自分ならどう話しかけられたいか。」と相手の立場になった言葉掛けを意識しました。時々「もっと、より相手に伝わる話し方もあるのではないか。」と振り返りながら、日々の関わりを大事にしています。
- ・ご利用者の生活の一部にショートステイがあることを頭に置き、職員はどのような関わりがよいのか考えてきました。多職種が連携し情報共有が出来ることで、切れ目のないケアの提供ができています。カンファレンスを通じて、職員が意見を出し合いながら、情報の共有を図っていました。今以上にご利用者、ご家族の意見もお聞きしながら、ケアプランに反映していきたいと考えます。
- ・インカムを活用しながら、業務改善を意識してきました。今後も職員は何が出来るのか考え、ご利用者と職員が一緒に取り組む時間を作りたいと考えます。ご利用者の側で共に過ごしている、今この時を大切にしていきます。
- ・ご利用者にとって安心できる場所、職員にとって働きやすい場所となるよう、職員はご利用者の声を聞き小さな気づきを大事にしながら、一緒に過ごしていきます。

④看護

i. 重点目標

- ◆ご利用者の健康維持・増進のため、日々の全身状態に注意し、異常の早期発見に努めます。
- ◆適切な治療が受けられよう、ご利用者・ご家族や専門職との連携を図ります。
- ◆感染症等の予防に努めます。
- ◆満足の得られる生活が送れるように、日頃からご利用者やご家族の希望を伺い、嘱託医との連携を図ります。

ii. 具体的取り組み

- ・ 週3回（月曜、火曜、水曜）の嘱託医の診療の充実に努めます。
- ・ 入居時と年2回（上半期、下半期）の入居者の健康診断を実施します。
- ・ 長期入居者と職員にインフルエンザや新型コロナウイルスの予防接種を実施します。
- ・ 長期入居者の該当希望者に肺炎球菌の予防接種を実施します。
- ・ 嘱託医以外の医療機関との連携にも努めていきます。
- ・ 施設内の感染予防に努めます。また、職員に対し感染予防について研修会を行い啓蒙活動に努めます。
- ・ 専門職として研修に参加し、自ら情報収集に努め自己啓発を継続します。
- ・ 入居中の治療に際しては、ご家族と嘱託医師との面談の場面を設け、ご利用者・ご家族の選択を最大限尊重していきます。
- ・ 健康管理のため月1回の歯科検診、体重測定を継続して行います。

iii. 令和4年度の実践の振り返り

- ・ 健康管理のための年2回の入居者の健康診断、月1回の歯科検診、体重測定を継続的に実施し、必要時には家族と相談し治療に繋いでいきました。
- ・ 田村歯科医院や大橋歯科医院と連携し、定期的なブラッシングや往診によりケアスタッフへの指導も含め口腔ケアに努めました。
- ・ 感染症に対しては、職員一人ひとりが感染症予防に努めましたが、入居フロアでも新型コロナウイルスのクラスターが発生してしまいました。今後も個人で出来る感染症対策を継続し、環境整備や啓蒙活動を行い感染症対策の徹底に努めます。
- ・ 令和4年度も施設での看取りを希望されるご家族も多く居られました。嘱託医とご利用者・ご家族の希望に寄り添い、その都度対応しております。コロナ禍ではありましたが出来る限り、納得の行く終末を迎えて頂けるように取り組みました。

機能訓練

i. 重点目標

- ◆ご利用者にとって充実した生活が送れるように生活場面での環境整備、余暇活動を通して楽しく生活を送れるように支援いたします。
- ◆多職種連携のもと、情報交換を密にしてご利用者・ご家族の意向が反映された機能訓練を提供いたします。
- ◆福祉用具や福祉機器を積極的に導入し介護現場と検討しながらその人に合った食事姿勢やノーリフティングケアを導入いたします。
- ◆短期入所ご利用者で個別機能訓練加算を希望されている方は、ご自宅の環境に合わせた機能訓練を積極的に提供いたします。

ii. 具体的取り組み

- ・身体機能や動作能力の維持・向上を目的とした個別機能訓練の提供、安全に生活が送れるようにお一人おひとりに合った環境整備、福祉機器、福祉用具を提供いたします。
- ・可能な限り散歩や外出、季節ごとの催し物やクラブ活動などの余暇活動の充実も図ります。
- ・長期入居・短期入所ご利用者に食べ物が飲み込みやすいようにその人に合った姿勢調整を含めた嚥下評価や、客観的な指標で褥瘡予防としての評価の姿勢調整も行っています。

iii. 令和4年度の実施の取り組みの評価

- ・新型コロナウイルスの影響によりクラブ活動やお楽しみ会などの催しものの提供が難しい状況でした。制限がかかった状況の中でも工夫をして映画上映会や作品展示会などの活動は行う事が出来ました。
- ・車椅子の点検（年1回）を専門業者に整備・清掃をお願いし、自助具の使用等方法等にも幅広く現在もご相談に応じています。今後も車椅子の台数を把握、各フロアで使用して生活が豊かになるように多種多様な車椅子を検討し購入しました。
- ・長期入居・短期入所の各フロア居室にノーリフティングケアを基本とした道具の整備や介護機器をトイレに整備、職員の負担軽減につながる移乗道具等を用いて労働生産性の向上に努めて来ました。
- ・長期入居・短期入所ご利用者で臥床を余儀なくされている方には、SR ソフトビジョン評価（体圧分布分布センサー）を利用してノーリフティングケアの正しい使用に役立てたり、褥瘡予防の評価に努めてきました。

⑤ 通所介護事業 《デイサービスセンター桜井の里》《デイサービスやひこ》

「デイサービスセンター桜井の里」

i. 重点方針

- ◆気持ちの良い挨拶と丁寧な対応を心掛け、「来てよかった」「今日も楽しかった」と思って頂けるような関わりをします。
- ◆気付きを大切にし、ご利用者、ご家族に寄り添ったケアを行います。

ii. 取り組み

- ・ご利用者の「できる事」「やってみる」を大切にし、寄り添ったケアができるよう、職員同士が声を掛け合い協力して支援を行います。
- ・職員一人ひとりが責任感を持ち、気付きを声に出し、行動できるチーム作りを行います。
- ・ご利用者の「来てよかった」「楽しかった」を多く引き出せるような気配り・心配りを行います。

iii. 令和4年度の取り組み評価

- ・レクリエーションや行事を通して参加されたご利用者は多くの笑顔が見られ、「楽しかった」「良かった」等の声が聞けました。
- ・カンファレンス時など職員一人ひとりが気付きを声に出し合える事が増え、ケアに繋げる事ができました。今後も気付きを大切にし、ご利用者の気持ちに寄り添った良いケアに繋がられるように努めます。
- ・チームとしての協力・協調性はもう少し努力が必要だった。今以上に職員同士が声を掛け合い、協力し合う事で良いチームワーク作りに努めます。

「デイサービスやひこ」

i. 重点方針

- ◆ご利用者お一人おひとりに寄り添い、コロナ禍でもその人らしく楽しみと生きがいを持った生活を住み慣れた地域で継続できるよう支援を行ないます。
- ◆職員一人ひとりが積極的に意見や提案を行ない、ご利用者が自分らしく自立した生活が送れるよう、チーム全体で質の高いケアを提供します。

ii. 取り組み

- 職員同士が意見や提案をしやすい環境を作り、ご利用者の小さな変化でも情報をしっかりと共有し、チームで考え、ご利用者お一人おひとりに合ったケアを提供します。
- ご利用者お一人おひとりの想いに寄り添い、『ここに来て良かった』と楽しみや生きがいを見出させるような支援を行ないます。
- ご利用者、ご家族、地域との繋がりを深め、役割を持ち、ご利用者が地域で自分らしく生活を続けていけるよう支援を行ないます。

iii. 令和4年度の取り組み評価

- 職員一人ひとりがご利用者に対して気付きを共有でき、より良い支援ができるよう対応できました。
- ご利用者から買い物、外食などのご希望がありましたがコロナ禍による制限のため、希望通りの外出行事を行なう事ができませんでした。その中で喜んでいただけるような行事を施設内で取り組むことができました。
- コロナ禍の為、深く地域の方との繋がりは持てませんでした但し新型コロナウイルス感染対応により、ご利用者やご家族と話す機会が多くあり、協力し合い、繋がりを深めることができました。
- まだできることを介助として行ってしまうことがありました。

⑥ 小規模多機能型居宅介護事業所 《小規模多機能ホームやひこの家》

i. 重点方針

- ◆弥彦村地域の皆様から「やひこの家があって良かった」との声を多く頂けるような事業所を目指します。
- ◆弥彦村地域の皆様や関連機関との連携・協働に努め、ご利用者の暮らしを支えます。

ii. 取り組み

- 地域へ向けての積極的な情報発信を実施していくと共に、発信方法の工夫を重ね、やひこの家の存在感を高めていきます。
- 身近にある地域包括支援センターを主として、関連機関との連携・協働によってご利用者皆様の暮らしがより活き活きとしたものになるようにしていきます。
- 新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、地域と事業所との直接的な交流の機会が持てるようにしていきます。
- 科学的な根拠を持ってケアの質の向上を図り、ご利用者とご家族からの信頼を深められるようにします。

iii. 令和4年度 取り組み評価

- 地域へ向けての情報発信については運営推進会議を主にして実施することができました。
- これまでの地域住民の皆様との関係性を維持することはできましたが、新型コロナウイルスの感染流行や事業所内での感染発生によって、地域との交流を深める取り組みを積極的に進めることができませんでした。
- ご利用者の皆様が地域における役割を発揮できるよう取り組みを進め、今年度は事業所内での役割発揮を中心に担ってもらうことができました。
- 適宜、ミーティングやカンファレンスを開催することで、ご利用者皆様方の暮らしにおける困りごとの解決に向けた支援ができました。

⑦ 認知症高齢者共同生活介護事業 《グループホームこいて》

i. 重点方針

- ◆認知症専門ケアに基づき、ご利用者の声を大切にしたい支援をチームで行います。
- ◆理念「もうひとつのわが家づくり」を行動規範として、お一人おひとりの安心して暮らせる生活をチームで支援します。

ii. 取り組み

- ・ご利用者主体の環境作り、お一人おひとりの声や想いを大切にします。
- ・認知症の人が求める支援を正しく理解し、お一人おひとりと向き合いながら専門性のあるケアを実践し安心して生活を支援していきます。
- ・「もうひとつのわが家づくり」において、職員間で情報を共有し、ご家族と連携しながら、お一人おひとりの豊かで楽しみのある生活を支援します。

iii. 令和4年度 取り組み評価

- ・個別に合わせた声掛けや会話を心掛け想いをお聞きました。会話の中で何気なく発した言葉を大切に支援しました。昨年は花火が見たいという方と一緒に花火を見に出掛けました。また、お正月には書初めを行い、個々のできる能力を知ることができ、ご利用者の自信に繋がったように思います。
- ・家事仕事など、得意なこと、出来ることを続けられるような雰囲気づくりや言葉かけを行いながら、「もうひとつのわが家づくり」を意識し関わらせて頂きました。
- ・お声掛けを行う際には、分かりやすい言葉を使い、声の高さにも気を付けながらゆっくりお伝えしました。自発的に想いを伝える事が少なくなっているご利用者には、その時々に応じた場面で言葉をかけるように意識したら、言葉数も多くなってきたように感じます。
- ・季節の行事である梅干し作りや干し柿作りなど皆様と協力しながら行いました。
- ・他愛のない世間話や話題になっている話をしながら日々のあたりまえの生活を継続して過ごして頂ける様に関わらせて頂きました。
- ・落雷による火災で住居が変わり、環境の違いに戸惑いや不安を感じているご利用者に寄り添い、一緒に過ごす時間を今まで以上に心掛け支援してきました。その生活の中で、「知っている顔ぶれだから安心して過ごせる」と言われるご利用者もおられ、ご利用者同士、また職員との関りの大切さを感じることが出来ました。ただ、ご利用者の生活環境が変わってしまい、個別の一人になれる空間の確保が難しく、言葉に表すには難しいストレスを感じておられるご利用者も居られました。そんな時も、ご利用者お一人おひとりの支援について職員間で話し合い、情報を共有、協力し関わっていくようにしました。

⑧ 居宅介護支援事業所 《ケアプランセンター桜井の里》

i. 重点方針

- ◆私たちは、ご利用者のご家族の気持ちをよくお聴きし、信頼し、一緒に考え、住み慣れた地域で自分らしく生活を送ることができるように支援します。
- ◆私たちは、お一人おひとりが生活していく上で、必要な支援を適切に受けられることができるように、事業所内をはじめ市町村や各事業所・医療機関等との連携を大切にしていきます。

ii. 取り組み

- ・ご利用者、ご家族の想いや望む生活を傾聴し、その人らしく生活できるように、地域の様々な社会資源を活かしながら、支援を行っていきます。
- ・事例検討会等に積極的に参加し、個々のケースを様々な視点から支援する力や気づきの力を高めていきます。
- ・地域ケア会議等に参加し、個別ケースを通して地域課題を見つけ、その解決に向けてアプローチしていく方法を地域包括支援センターや行政担当者、住民の方々と一緒に考えていきます。
- ・安心して在宅での療養生活が送れるように、医療と介護の連携強化を行っていきます。
- ・介護支援専門員としての資質向上を目指し、事業所内での会議や外部研修等に計画的に参加し自己研鑽に努めます。

iii. 令和4年度 取り組み評価

- ・ご利用者、ご家族の想いをお聴きし、望む生活が送れるよう、そして、住み慣れた地域で安心して過ごせるように共に考え、支援を行いました。
- ・コロナ禍、ご家族でもご利用者に会えない状況が続いていますが、医療機関との連携に努め、ご利用者、ご家族が退院を不安なく迎えることができるようにケアマネジメントを行いました。特に退院後の生活に課題が生じていないかを意識しました。
- ・各包括支援センターが開催する地域ケア会議に参加し、地域の課題を知り、その解決に向けてのアプローチ方法を学びました。
- ・他法人や事業所内での事例検討会、ケアプラン点検を通し、自らのケアマネジメントを振り返る機会を持ちました。外部研修はオンラインで参加し、伝達研修を行う事で、事業所としてのケアマネジメント力が向上するように努めました。

⑨弥彦村地域包括支援センター

i. 重点方針

- ◆障がい、児童、困窮、健康づくり分野等と連携し、世帯としての困りごと解決に向けて取り組みます。
- ◆高齢者の権利を守るために、高齢者虐待・成年後見制度相談対応に関して、他機関と連携し円滑にすすめていきます。
- ◆介護保険の理念である「自立支援」に基づいたサービスやケアマネジメント等について、住民、行政、関係機関等と視点や考え方を共有していきます。

ii. 取り組み

- ・地域住民、関係機関と連携し、地域の総合相談所としての機能を果たしていけるよう努めます。そのためにはセンターとして多職種の力を発揮するため、自己研鑽に努め、チームで業務にあたります。
- ・地域ケア個別会議、自立支援サポート会議を継続的に開催し、地域の課題を抽出し課題解決に向けて取り組みます。地域課題解決に向けては、弥彦村生活支援コーディネーターと連携していきます。
- ・介護保険の理念である自立支援を意識した介護予防ケアマネジメントに取り組みます。
- ・認知症の人が活躍できるよう、様々な場面で認知症の人の声を中心に事業を行います。
- ・在宅医療・介護連携推進事業においては、入退院協議会等をはじめとする様々な協議研修の場を通じて、医療と介護の具体的な連携の仕組み作りを行います。

iii. 令和4年度の取り組み評価

◆地域包括支援センターの運営

- ・年間相談件数が昨年度より増加しました。相談経路としては地域住民からの相談が増えています。また、障がい、教育、健康づくり分野との連携も多くなりました。
- ・消費者被害防止の取り組み件数が昨年より増加しました。弥彦村役場住民課（消費者被害相談窓口）とよりよい連携方法について検討しました。
- ・高齢者虐待、成年後見制度対応件数は昨年より減少しました。「弥彦村成年後見制度体制を考える会」が発足され、県、村、家族会、弁護士の皆さんと協働し、よりよい制度活用に向けて検討しました。
- ・困難事例対応の地域ケア個別会議を開催数が増加しました。高齢者だけの対応ではなく、障がい、教育、健康づくり分野とも連携し、世帯としての課題解決にむけて協働し取り組みました。
- ・自立支援サポート会議（介護予防・自立支援のための地域ケア個別会議）を定

期開催し、多職種で介護予防ケアマネジメントについて検討する機会を持ちました。「自立支援」を意識したアセスメントおよびケアマネジメントの実践につながっています。

- 福祉課、健康推進課と協働し、フレイルに関する啓発活動に取り組みました。計 6 回延べ 67 名の方にご参加いただきました。
- 麓、観音寺、境江、村山地区の 70 歳以上の方で現状関わりを持っていない方を対象にした訪問事業「お元気ですか訪問」を実施しました。行政保健師と連携し約 240 名の方へ訪問等を行い、必要に応じて制度等を紹介し、また関係者では地域の課題等を検討しました。

◆認知症総合支援事業

- 認知症総合支援検討会において、認知症の人の思いを確認しながら、目標達成に向けて意見交換を行いました。そのひとつとして、認知症の人と家族が適時適切に資源を活用できるように情報をまとめた「やひこ安心生活ガイド」の活について検討しました。
- 認知症についての正しい理解の促進や、認知症の人とのかかわりを地域の方々に知っていただくための認知症サポーター養成講座を民生児童委員を対象に実施しました。また、認知症サポーター養成講座で講師をするキャラバンメイトが、より実践力を身に着けられるように、フォローアップ研修を行いました。
- 認知症初期集中支援チームにて個別の支援を行いました。さらに、より機能するチーム体制の構築に向けて燕市と協働し活動しました。
- 認知症の人を含む、行方不明リスクのある方の早期発見のためのおでかけ応援おかえり支援ネットワーク体制の充実に向けて、行政や警察等の関係者と共に現状の確認と今後に向けた意見交換をおこないました。
- 家族同士の情報交換やリフレッシュの場になるように、感染症対策を行った上で、介護者のつどいを開催しました。

◆在宅医療・介護連携推進事業

- 住民向け出前講座を開催し、在宅療養の実際やそれについて事前に家族と話し合っておくことをテーマに、地域の公会堂等へ出向き啓発活動を行いました。
- 住民向けに医師会と協働で「医療介護福祉フォーラム」を開催し、県央基幹病院、コロナ、健診について考えるきっかけづくりをしました。
- 病院と協働で認定看護師、医師、薬剤師からスキルアップセミナーとして県央圏域の専門職を対象に研修会をオンラインにて開催しました。
- 医療・介護の新しい連携ツールとして ICT 導入に向けて燕市、弥彦村と話し合ってきました。また「燕・弥彦医療介護連携合同会議」にて専門職の方々からも意見を頂き、導入に向けて進めていきました。
- 専門職向けに「意思決定支援研修～はじめの一步研修」を開催しました。
- 「県央地域救急懇談会」に参加し、燕・弥彦地区の救急医療の状況の共有と発信を行いました。

⑩弥彦村短期集中予防サービス事業、地域リハビリテーション活動支援事業

➤ 短期集中予防サービス事業 通所型サービスC「健幸アップ教室」

i. 重点方針

- ◆教室の運営が安定し、より多くの方に参加して頂ける体制を整えていきます。
- ◆教室卒業後は、社会参加につながるよう検討し、ご本人の役割発揮を支援していく体制を整えます。

ii. 取り組み

- ・「自立支援」「行動変容」を意識した教室運営に継続的に取り組み、卒業後のフォローアップの体制を整えていきます。家庭・社会への参加、ご本人が望む役割発揮の実現に結びつくよう、毎月カンファレンス(自立支援サポート会議)を開催し、多職種で支援していきます。
- ・毎月の受け入れ体制を整え、月に3名程度の新規参加者を受け入れていきます。
- ・地域のいきいきサロンや老人クラブお楽しみ会等へ参加し、教室の内容をPRするとともに、「介護予防」「自立支援」について地域住民へ啓発していきます。
- ・介護予防支援計画作成者と協働し、医療機関との連携を図ります。

iii. 令和4年度の取り組み評価

- ・自立支援サポート会議（自立支援・介護予防のための地域ケア個別会議）へスタッフ全員が参加し、参加者の「自立支援」「行動変容」に向けて課題解決について話し合い、具体的に実行して이었습니다。
- ・必要な方が教室参加につながるように、県の支援を受けながら、行政と連携し介護保険・総合事業窓口申請の流れを検討、説明資料やアセスメントツールを改変しました。

➤ 短期集中予防サービス事業 訪問型サービスC

i. 重点方針

- ◆健幸アップ教室と連動し、教室開始前または終了後のフォローアップとして本事業を活用し、ご本人が望む役割発揮、社会参加を支援していきます。

ii. 取り組み

- ・地域や社会とつながりが薄く心身機能の低下が考えられる方に対して、健幸アップ教室への結びつきが難しい場合において、自宅を訪問し、生活機能および環境の評価やご本人ご家族との合意形成、生活行為改善のための相談等を実施していきます。
- ・健幸アップ教室の卒業後に継続した関わりが必要な方に対して、期間を決めて訪問し生活課題の解決や社会参加につながる関わりを実施していきます。

iii、令和 4 年度の取り組み評価

- ・（個別事例）通所型利用前に訪問型 C を利用し、自宅にて個別指導実施したことで、円滑に通所型につながることができました。

地域リハビリテーション活動支援事業

i. 重点方針

- ◆福祉用具利用や住宅改修の申請時に「自立支援」の視点でリハビリ職が見立てを行い、ケアマネジメント支援を実施していきます。

ii. 取り組み

- ・福祉用具や住宅改修制度利用の事例、またはケアマネジャーが本人と合意形成がうまくいかないと感じる事例に対して、自宅へ同行訪問し、心身の状況や生活環境をふまえて、サービス利用の必要性について検討相談し、ケアマネジメントを支援していきます。
- ・活動を知ってもらうために PR 活動を行います。また活動の必要性について介護保険の理念である「自立支援」をふまえて啓発していきます。

iii. 令和 4 年度の取り組み評価

- ・実施できませんでした。

⑪ 厨房・調理部門

i. 重点方針

- ◆ ご利用者に喜んでいただける安全でおいしい食事作りに努めます。
- ◆ おやつ作りや畑作業など食を通じたご利用者との関わりを深めていきます。
- ◆ 日々の衛生管理を徹底し、安全安心な食事作りに努めます。
- ◆ 栄養媒体の掲示や栄養成分の表示などご利用者自身が健康への意識を高められるよう情報の提供に努めます。
- ◆ 配食サービスでは、さくらい◇ダイニングと連携し、ご利用者に美味しいお弁当を届けていきます。
- ◆ 職員食を通じ、働く職員の福利厚生にも貢献していきます。

ii. 取り組み

- ・ご利用者の声を聞き、ご利用者お一人おひとりに合った食事をお出しできるように努めます。
- ・見た目も美味しく、食べても美味しく、また桜井の里を利用して食事をしたい、と思って頂けるような食事作りに努めていきます。
- ・家庭的雰囲気大切に、おやつ作りなどを通してご利用者が季節や旬を感じて楽しんでいただけるように努めます。
- ・各フロア職員や食事環境委員会と連携して、情報交換を行い、食事の充実を目指します。
- ・厨房からフロアへ積極的に出向き、ご利用者と一緒に行事や畑作業をしていく機会を設け、ご利用者への理解を深め、より良い関係性を築けるよう努めます。
(一緒にメニューを考え、できることをして頂き、最後まで関わっていきます。)
- ・日常の業務の中でも常に衛生管理について意識を持ち、食中毒予防を念頭に衛生的な調理作業を行うよう取り組みます。
- ・栄養媒体の掲示や栄養成分の表示を行い、ご利用者に栄養の情報をお伝えします。
- ・配食サービスではさくらい◇ダイニングと連携しご利用者安否確認等の対応を丁寧に行っていきます。

iii. 令和4年度の取り組み評価

- ・ご利用者の声を聞き、希望に沿ったものをお出しできるよう努めました。ご利用者の状態に合わせた食事をフロアと連携しながら行うことができました。
- ・季節や節句ごとに、その時々旬の食材を使用した献立の作成をし、季節を感じられるメニューを考え取り入れました。
- ・おやつ作りや畑作業を通してご利用者と交流を持ち、ご利用者と時間を共有することが出来ました。

- 栄養媒体の掲示や献立表に栄養表示を行い、ご利用者へ栄養情報の提供に努めました。
- 普段から衛生管理の意識を持ち、食中毒を起こさないようお互いに声を掛け合いながら業務に取り組みました。
- 配食サービスではさくらい◇ダイニングとの連携をとりスムーズな運営を行う事ができました。
- ご利用者と同じ内容の食事メニューを職員食として提供しており、栄養バランスのとれた食事を食べてもらうことで、働く職員への福利厚生・健康増進に貢献することができました。
- 12月からは食事の提供方法が変わり、味や内容の変化がありました。嗜好調査や日頃の聞き取りを行う中で改善できるよう今後も努めていきます。

⑫ 管理・事務部門

i. 重点方針

- ◆私たちは、皆様と積極的に関わり、信頼関係が築けるよう心の通ったコミュニケーション作りに努めます。
- ◆私たちは、皆様に情報を素早くわかり易くお伝えするよう努めます。
- ◆私たちは、皆様が安全で快適に過ごしていただける施設管理に努めます。
- ◆私たちは、皆様の送迎等、安全で快適な車の運転に努めます。
- ◆私たちは、皆様が安心できる災害及び緊急時の対応に努めます。
- ◆私たちは、職員全員が働きやすい職場作りに努めます。

ii. 取り組み

- ・ご利用者、ご家族、ボランティアの皆様、地域の方々との交流やコミュニケーションを大切に、馴染みの関係や信頼関係が築けるように努めます。
- ・施設内外での予定や各種提示物等、わかり易い情報の提供に努めます。
- ・ご利用者、ご家族、外来者の皆様の笑顔で心からお迎えします。また、職員一人ひとりが自ら気付き行動し、温かく安心できる環境作りに努めます。
- ・定期的な設備点検や施設内外の整理整頓を日々行い、安全安心で快適な生活環境で過ごしていただけるように努めます。また全ての浴槽で水質検査を実施し、適切な衛生管理のもとより安全快適な入浴が提供できるようにしていきます。
- ・常に意識して交通ルールを遵守し、安全運転を行うことで、ご利用者への配慮や、ゆとりある安全な運行を実施します。また、送迎車輛の点検管理を行い、安心して乗車いただけるように努めます。
- ・笑顔と優しい言葉を大切に職員の声に丁寧に対応し、より働きやすい職場環境となるよう努めます。

iii. 令和4年度の取り組み評価

- ・ご利用者、ご家族とより良い信頼関係を築くため、コミュニケーションを図るよう努めました。また、ご利用者や桜井の里に来られた方に気持ちよく過ごしていただけるよう、ロビーの空間作りを意識し季節感を感じて頂けるような装飾を工夫しました。
- ・ご利用者が自ら選択できるよう施設内外の情報を毎日提供しています。また、朝会の申し送りや朝会用紙を通し、職員同士が情報を共有することで、施設全体の行事を把握し、ご利用者と積極的に関わることができました。
- ・送迎車輛等の始業点検及び終業点検管理を行い、より安心安全な運行を心がけ事故防止に努めました。又、職員同士の声掛けにより、ご利用者に安心して頂けるような運転業務を遂行できるように意識しました。
- ・非常災害時のための自家発電装置や灯油・生活用水等の場所や使い方の具体的

な研修を実施しました。

- 感染症拡大防止対策として、面会用にトランシーバーやパーティションを用意しました。また、法人での対応を元に、ご利用される方や来園される方々に対し、現在の状況や面会の状況等のお知らせを作成し、玄関等に掲示を行いました。

6. ケアプランについて

センター方式アセスメント・ライフサポートワークについて

私たち社会福法人桜井の里福祉会は平成24年度より「センター方式」のアセスメントと「ライフサポートワーク」のケアプランの書式を用いて、ご利用者が可能な限り自宅や住み慣れた地域の中で、暮らし続けていくための支援を行っております。

「センター方式」とは、ご本人と家族を中心として、支援する関係者が共通のシートを使い、情報や意見を共有しながら、「ご本人と家族のより良い暮らし」を一緒に目指していく方法です。「ライフサポートワーク（地域生活支援）」とはご本人の課題を克服するための策を練るのではなく、希望を実現するための手段を考え、必要なことを支援し、みんなで支えていくという支援方法です。

日々の生活の関わりの中からご本人の想いを知り、「～したい」という前向きな思いを引き出します。ご本人の状態や能力に応じた個別の対応を検討し、より自立したご本人らしい生活を過ごすことができるように実践を続けます。ご家族や、地域の人々、多様な専門職がチームとなり、ご本人の想いや願いを叶えるにはどうすればよいのかを検討します。「ここにきてよかった」と皆様から言って頂けるように、支援していきたいと考えます。

＊以降センター方式アセスメント・ライフサポートワークは、ケアプランとして記載します＊

ケアプランの立案について

ライフサポートワークの考え方を理解し様式を活用し、ご本人の生活に寄り添いながら施設サービス計画の立案を担当職員が行います。

ご本人の「その人らしい生活を実現する為の目標」や「ご本人が一番したい事」を目標にあげ、サービス計画を立案します。具体的なサービス内容について、その実施状況を参考に、ご利用者の想いや情報を分析（アセスメント）、現状のサービス提供で良いかを確認（モニタリング）、関係する様々な職種の職員とご利用者本人に参加して頂き検討（カンファレス）し、望む生活の実現のためのケアプランを作成します。

目標・サービス期間は、更新日に合わせ1年間とします。尚、ご利用者の状態変化などでサービス内容が変わる場合はその都度変更したプランを作成します。

実施計画表

計画作成の手順	サービス実施期間	カンファレンス参加者
①暫定プラン ②モニタリング ③アセスメント ④カンファレンス ⑤ケアプラン作成 ⑥プラン実施 ⑦モニタリング	長期入居・短期入所及びデイサービスご利用者を対象とし、サービス期間は1年間とします。但し、1年間未滿に介護認定更新日の場合は更新日までとします。	ご本人とご家族又代理人 担当職員 総括、主任 フロアリーダー 看護職員 生活相談員 管理栄養士 機能訓練指導員 介護支援専門員
実施方法 ・「センター方式アセスメント」「ライフサポートワーク」の書式を活用して、ご利用者お一人おひとりの生活と想いを知ります。 ・ご利用者及び入居者の生活と想いを尊重し、お一人おひとりのニーズを把握しご本人の生活を第一に考え、その人の生活がより豊かになる様に計画を立て実施します。 ・ケアプランの目標は、ご利用者及びご家族の想いや実現したい生活を第一に考えます。 ・デイサービスとショートステイのご利用者については、居宅支援事業所と連携を図り事前訪問やケースによって利用されているサービス機関からも情報を得て、現在の状態を把握したプランを作成します。 ・サービス内容について毎日実施できたかどうかを確認します。 ・作成したケアプランは、ご本人やご家族又は代理人に説明し同意を得ます。		

7. 桜井の里における「看取り支援」と「介護職員による喀痰吸引等」について

診療体制 ～ 嘱託医師及び協力病院について

【嘱託医師】

＊週3回診察

診察日	時 間	名 前	電話番号
月曜日	13:30～	湧井 医院 湧井 智 医師	0256－ 93－2220
火曜日	13:30～	金子 内科 医院 金子 直 裕 医師	0256－ 72－2300
水曜日	13:30～	(医 務 室 管 理 者) はすいけ整形外科 蓮 池 尚 文 医師	0256－ 47－6688

【協力医療機関】

病 院 名	電話番号
新潟県立吉田病院	0256－92－5111
田村 歯科 医院	0256－94－2561

① 桜井の里における看取りの支援について

施設で最期まで生活されることをご利用者のご家族が望まれ、医師が施設での対応が可能と判断し、施設長が了解した場合に看取りの支援を行います。

ご利用者が最期までその人らしい生活ができるように、出来る限りの援助を行います。ご利用者が尊厳を持つ一人の人として安らかな最期を迎えることができるように支援します。

- 施設では医師が常時配置されていないこと、医師とは協力医療機関・近隣の医療機関とも連携し必要に応じ対応する可能性があること、夜間は看護職員がオンコール体制であること等の施設での医療体制のご理解をいただきます。
- 看取りケアに対するご家族の同意をいただき、その介護方針に沿って介護を行います。
- 病状の変化等に伴う緊急時の対応については看護職員が医師と連絡を取り判断します。夜間においては夜勤職員が『夜間における連絡・対応体制の確保に関する取り決め』に基づき看護職員と連絡を取って終末期対応を行ないます。
- 施設はご家族と24時間の連絡体制を確保します。

【桜井の里の看取りの体制について】

i. 自己決定と尊厳を守る看取り介護

- ・ ご本人またはご家族に対し意思確認を行います。
- ・ 看取りの支援にあたり医師との情報共有による看取りの支援の協力体制を築き、ご本人またはご家族に対し必要時に意志確認を行います。
- ・ 看取りの支援にあたり、ご本人とご家族に対し、嘱託医から十分な説明を行い、ご本人とご家族の同意を得ます。（インフォームドコンセント）
- ・ 看取りの支援においてはその支援に携わる多職種が協働し、看取りの支援に関する計画書を作成し、定期的にご本人・ご家族への説明を行い、同意を得て適切に実施いたします。尚、必要に応じて適宜、計画内容を見直し、変更いたします。

ii. 医師・看護職員体制

- ・ 看取りの支援にあたり、医師との情報共有による看取りの支援の協力体制を築いています。
- ・ 看護職員は医師の指示を受けフロア担当看護師のもとで、ご利用者の疼痛緩和等安らかな状態を保つように状態把握に努め、ご利用者・ご家族の状況を受け止めます。また、日々の状態等について適宜、ご家族に説明を行い、その不安を受け止め対応します。
- ・ 医師による看取り支援の開始指示を受けて、カンファレンスを行い多職種による看取り支援の計画書を作成しご家族から了承を得て実施、見直しを継続します。

iii. 看取り支援の施設環境

- ・ 尊厳ある安らかな最期を迎えるために、個室または静養室の環境整備に努めその人らしい人生を全うするための施設整備の確保を図ります。
- ・ 施設での看取りに関して、ご家族の面会、付き添い等を多くするよう努めます。個室または静養室の提供を積極的に行ない、ご本人とご家族の有意義な時間を過ごしていただきます。

iv. 看取りに関する職員教育

特別養護老人ホーム桜井の里における看取り支援の目的を明確にし、死生観教育と理解の確立を図ります。

- ・ 看取り支援の理念と理解
- ・ 死生観教育 死へのアプローチ
- ・ 看取り期に起こりうる機能的・精神的変化への対応
- ・ 夜間・急変時の対応
- ・ 看取りの支援実施にあたりチームケアの充実

- ・ ご家族への援助法、グリーフケア
- ・ 看取りの支援についての検討会

v. 職員健康診断の取り扱い

- ・ 就業規則第59条により下記の通り職員健康診断を取り扱います。
- ・ 職員の健康診断は、夜勤や宿直を伴う職員にあっては6ヶ月以内に1回、その他の職員は毎年1回以上行うものとし実施し健診結果は施設長が管理します。
- ・ 禁忌者以外は、インフルエンザワクチンやコロナウイルスワクチンの予防接種を行っています。
- ・ 厨房職員は毎月1回以上、直接調理する職員については1ヶ月に1回の検便を実施します。
- ・ 健康診断の結果は産業医と相談し、必要な場合にはその健康状態に応じ、その就業を制限又は停止することがあります。また、場合により業務の転換、労働時間の変更など職員の健康保持に必要な措置を講じることがあります。
- ・ メンタルヘルスについては、ライフサポートマネジメント研究所に委託し、メンタルヘルスチェックを行い、必要な職員には受診を勧めていきます。

② 桜井の里介護職員等におけるご利用者のたん吸引等の実施について

【介護職員等による喀痰吸引等の実施について】

平成24年4月1日から、「社会福祉及び介護福祉士法」の一部改定により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等においては、医療と看護との連携により安全確保が図られていること等、一定の条件の下で『たんの吸引等』の行為を実施できることとなります。

＊上記、制度改定を受けて桜井の里では介護職員等によるご利用者のたんの吸引等の研修を実施します。＊

i. 対象となる範囲について

- ・ 今回の制度で対象となる範囲は、たんの吸引（口腔内、鼻腔内）と経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）の一部となります。

ii. 桜井の里の取り組み

- ・ 桜井の里では入居されているご利用者にかかわる介護職員は平成24年1月から2月に開催した桜井の里福祉会内の研修を受講（平成24年2月現在入居フロアの介護職員）し安全を確保した中で行なっています。
- ・ 平成27年度より桜井の里福祉会では、喀痰吸引等の研修を行う機関となり、職員の研修参加を随時行い喀痰吸引等の行為を実施できる職員を増やしていきます。

iii. たんの吸引に頼らない安楽な排痰に向けての取組

- 令和5年度も桜井の里に勤務する看護職員及び機能訓練指導員（言語聴覚士・理学療法士・作業療法士）の指導のもとで、吸引器に頼らない安楽な自力での排痰やポジショニングの研修会を開催し、介護職員等は受講して技術向上に努めます。

8. 食事について

i. 献立作成について

- ・ 食事はクックチル方式にて提供します。（クックチル方式とは外部業者に食事作りを委託し、厨房で盛り付け作業のみ行う方法です。）
- ・ ご利用者の声を聞きながら、喜んでいただける食事を第一に考えます。
- ・ 行事等季節ごとに旬の食事を楽しんでいただけるよう取り組みます。
- ・ 定期的におやつ作りを実施し地元で採れた旬の食材、畑で育てた作物を取り入れ、飽きのこない郷土色豊かなおやつを作ります。

ii. 食事の提供方法について

- ・ 朝食は8時、昼食は12時、夕食は18時を目処に食事の準備をいたしますが、ご本人の要望に沿うように配慮いたします。
- ・ 毎日、昼食またはおやつで選択食を実施します。
ご利用者に目で見て、その場で選んでいただきます。
（副菜・小付け、おやつのいずれかを日替わりで行います。）
- ・ 家庭的雰囲気大切に、おいしく食事のできる環境を整えます。
- ・ フロアに出向き、ご利用者と一緒に食事作りや、おやつ作りを継続的行なっています。
- ・ 食事・環境整備委員会を開催し、嗜好調査や各フロアでの食事の問題点等を話し合い、改善します。
- ・ ご利用者の体調に合わせて、食事内容をフロア職員と相談しながらお出ししていきます。

iii. 行事食及びレクリエーションについて

- ・ 年間を通じて行事食を実施します。

行事食予定

4月	春御膳	12月	忘年会御膳
5月	端午の節句御膳	1月	お正月御膳
7月	七夕御膳	2月	節分会御膳
9月	敬老会お祝い御膳	3月	ひな祭り御膳

- ・ 旬の食材を用い、ご利用者と一緒におやつなどを作り、季節感を感じながら召し上がっていただきます。

お食事紹介



大晦日の夕食に天ぷらそば
をお出ししました。



元旦は 14 点盛りのおせち料理です。



節分は巻きずしと稲荷寿司の盛り合わせ
をお出ししました。



9. 各事業の年間計画

※新型コロナウイルス感染症の発生状況により随時検討いたします。

① 生活支援課

	合同行事	なでしこ	ひまわり	ショートステイ あさがお	ユニットフロア・絆
4月		お花見	お花見	お花見	お花見
5月		牡丹園外出	牡丹園外出	牡丹園外出	牡丹園外出
6月		運動会	運動会	運動会	運動会
7月		七夕飾り 弥彦灯籠祭・ 花火見学	七夕飾り 弥彦灯籠祭・ 花火見学	七夕飾り 弥彦灯籠祭・ 花火見学	七夕飾り 弥彦灯籠祭・ 花火見学
8月	納涼祭	盆供養・墓参り 花火	盆供養・墓参り 花火	花火	盆供養・墓参り 花火
9月	敬老会	敬老会	敬老会	敬老会	敬老会
10月		展示用作品作り	展示用作品作り	展示用作品作り	展示用作品作り
11月	作品展示会	菊祭り外出 紅葉外出	菊祭り外出 紅葉外出	菊祭り外出 紅葉外出	菊祭り外出 紅葉外出
12月	忘年会	忘年会	忘年会	忘年会	忘年会
1月		新年会 まゆ玉飾り	新年会 まゆ玉飾り	新年会 まゆ玉飾り	新年会 まゆ玉飾り
2月		豆まき（節分）	豆まき（節分）	豆まき（節分）	豆まき（節分）
3月		ひな祭り	ひな祭り	ひな祭り	ひな祭り
月 （随時）	喫茶 （週1回）	外出(自宅、買い物等)、ドライブ 調理活動（フロア で食事やおやつを 調理する） なでしこの会 月1回	外出(自宅、買い物等)、ドライブ 調理活動（フロア で食事やおやつを 調理する） いちごの会 月1回	外出(地域・外食・ 買い物等)、ドライブ 調理活動（フロア で食事やおやつを 調理する） あさがおの会 月1回	外出(自宅・買い物等)、ドライブ 調理活動（フロア で食事やおやつを 調理する） お好み献立 月2回 誕生日会 よろづの会 月1回

年 間 業 務 計 画

月	健康管理	設備・安全管理	事務・管理
4月	入居者健康診断（胸部レントゲン・心電図・採血・採尿・血圧・体重等）		新年度準備
5月	夜勤・宿直従事者健康診断		法人監事会
6月	食中毒予防啓発	床定期清掃 （業者委託）	賞与支給
7月		特殊浴槽点検	
8月			
9月		消防設備点検 床定期清掃 （業者委託）	
10月	入居者健康診断 （採血・採尿・血圧等）	水質検査	法人監事会
11月	インフルエンザワクチン接種・ 感染症予防啓発・職員健康診断	スタッドレスタイヤ交換	
12月		床定期清掃 （業者委託）	賞与支給 年末調整
1月			
2月		消防設備点検	
3月		グリストラップ清掃 床定期清掃 （業者委託）	新年度予算編成 年度末事務処理
毎月 （随時）	体重測定・歯科検診 医療ガス点検・入居時健康診断 新型コロナウイルスワクチン接種		介護保険請求事務 利用料請求・給与 月次発注・外部研修等手配

② 在宅支援課

	合同行事	デイサービスセンター 桜井の里	デイサービス やひこ	小規模多機能ホーム やひこの家
4月		バスハイク 又は調理活動	お花見	お花見 お茶会
5月		バスハイク 又は調理活動	やひこ茶屋 バスハイク 又は調理活動	
6月		運動会	運動会	運動会 お茶会
7月		七夕会（七夕飾り） バスハイク 又は調理活動	やひこ茶屋 バスハイク 又は調理活動	
8月	納涼祭			お茶会
9月		敬老会	敬老会 やひこ茶屋	敬老会
10月		バスハイク 又は調理活動	バスハイク 又は調理活動	お茶会
11月	作品展示会	バスハイク 又は調理活動	やひこ茶屋 バスハイク 又は調理活動	
12月		忘年会	忘年会	忘年会 お茶会
1月		新年会 まゆ玉飾り	新年会 やひこ茶屋	新年会
2月		豆まき（節分）	豆まき（節分）	豆まき（節分） お茶会
3月		調理活動	やひこ茶屋 バスハイク 又は調理活動	
毎月 （随時）	喫茶 移動販売 （週1回）	お出かけ定期便 （買い物・食事・ バスハイク等）	お出かけ定期便 （買い物・食事・ バスハイク等）	地域の行事、 催しに随時参加

③ グループホームこいて

	桜井の里と 合同行事	グループホームこいて
4月		お花見 矢作春祭り
5月		外出（牡丹園、バラ園）
6月		こいて運動会
7月		七夕会（七夕飾り）
8月	盆供養 納涼祭	こいて納涼祭 矢作夏祭り
9月	敬老会	こいて敬老会
10月		外出（こいて利用者と家族の交流会）
11月	作品展示会	外出（紅葉狩り・菊祭り）
12月	忘年会	こいてクリスマス忘年会 年越し料理の準備
1月		お正月 （まゆ玉飾り） （七草）
2月		節分・バレンタイン
3月		雛祭り お彼岸おはぎ作り
毎月 （随時）		誕生日会 買い物、ドライブ こいて茶屋 （5月、6月、7月、9月、11月、1月、3月）

※ 法人グループホーム交流会（年1回）

④ お楽しみ献立、ボランティア、余暇・クラブ活動

	食事	ボランティア	余暇活動・クラブ活動
4月	お楽しみ献立		<余暇活動> ◎三味線歌の会 講師 深海藤吉先生 木曜日：10～11時 絆フロア 14～15時 デイサービスやひこ 金曜日：10～11時 特養各フロア やひこの家 ◎アコーディオン歌の会 講師山崎紘一先生 デイサービスセンター桜井の里 デイサービスやひこ グループホームこいて ◎映画上映会 毎月1回不定期 14時～ 食堂 <クラブ活動> ◎書道クラブ 講師 細谷賢司先生 ◎季節の花を楽しむ会 講師 鈴木テル先生
5月	端午の節句御膳	草取り やひこ保育園壁面装飾	
6月	お楽しみ献立		
7月	七夕御膳	草取り	
8月	納涼祭	納涼祭 ひかり保育園壁面装飾	
9月	敬老会お祝い御膳	草取り	
10月	お楽しみ献立		
11月	お楽しみ献立	ボランティアの集い	
12月	クリスマス忘年会	二松保育園壁面装飾	
1月	お正月御膳		
2月	節分御膳		
3月	ひな祭り御膳		
毎日	昼食又はおやつ 1品選択献立	配食ボランティア	
毎週	週1回 「喫茶さくらんぼ」 開催	喫茶ボランティア たたみ物ボランティア	

※コロナウイルス感染の発生状況により喫茶・ボランティア・クラブ活動は中止しております。
※尚、映画上映会はコロナウイルス感染対応をしながら実施しています。

⑤ケアプランセンター桜井の里

／	外部研修	部署内研修
4月	新潟県介護支援専門員協会研修会 燕市役所との連携・情報交換会	事例検討会 法令遵守研修
5月	弥彦村地域ケア会議	ケアプラン点検 感染症対策・食中毒予防研修①
6月	新潟県介護支援専門員協会総会時研修会	事例検討会 災害時対応研修
7月	燕・西蒲原地区介護支援専門員協会研修会 燕市分水地区地域ケア会議	ケアプラン点検
8月	三法人事例検討会	事例検討会 自己点検（自己評価）
9月	新潟県介護支援専門員協会研修会	ケアプラン点検 プライバシー保護研修
10月	三法人事例検討会	事例検討会 防災教育 救急法研修
11月	新潟県介護支援専門員協会研修会 岩室地区地域ケア会議	ケアプラン点検 感染症予防及びまん延防止研修②
12月	三条地域振興局主催研修会	事例検討会
1月	燕市分水地区地域ケア会議 三法人事例検討会	ケアプラン点検
2月	新潟県介護支援専門員協会研修会	事例検討会 自己点検（自己評価） 身体拘束を行わないケア高齢者虐待防止 研修
3月	他法人共同事例検討会	ケアプラン点検 メンタルヘルス研修
毎週		部署会議
随時	施設内研修・他外部研修会参加	

⑥弥彦村地域包括支援センター関係年間予定表

／	包括主催の会議・研修等	随時参加の会議等
4月	・自立支援サポート会議（介護予防自立支援のための地域ケア個別会議）	・弥彦村地域包括ケア推進会議 ・弥彦村認知症総合支援検討会 ・弥彦村在宅医療・介護連携推進事業検討会 ・地域のふれあいサポートやひこ（生活支援体制整備事業協議体） ・弥彦村認知症初期集中支援チームチーム員会議 ・定例民生児童委員協議会定例会 ・生活困窮者自立支援事業調整会議 ・桜井の里運営推進会議 ・グループホームこいて運営推進会議 ・小規模多機能ホームやひこの家運営推進会議 ・デイサービスセンターきらめき運営推進会議 ・桜井の里入居判定会議 ・弥彦村事業所連絡調整会 ・弥彦村健康相談、いきいきサロン ・弥彦村老人クラブ連合会ゲートボール大会、スポーツ大会
5月	・自立支援サポート会議	
6月	・定例民生児童委員協議会事例検討会 ・自立支援サポート会議	
7月	・自立支援サポート会議	
8月	・自立支援サポート会議	
9月	・自立支援サポート会議	
10月	・つばめやひこ医療福祉介護フォーラム（燕弥彦医療介護センター主催） ・自立支援サポート会議	
11月	・自立支援サポート会議	
12月	・自立支援サポート会議	
1月	・おでかけ応援おかえり支援ネットワーク事業会議 ・自立支援サポート会議	
2月	・弥彦村キャラバンメイト連絡会議 ・自立支援サポート会議	
3月	・自立支援サポート会議	

10. 桜井の里の地域活動について

① 基本的な考え方

- ◆法人の基本的考え方である「社会福祉法人として、地域の共有財産であることを指名とし、地域住民、ご利用者、ご家族の利益を第一とします」を、具体的な取り組みをもって地域との交流や地域の方々に必要とされる活動を行います。

② 具体的な取り組み

- ・ コロナ禍でも感染予防を行い、地域交流を行えるように考え行動します。
- ・ 「二松保育園」「ひかり保育園」「弥彦保育園」の園児との繋がりを継続できる取り組みを行います。
- ・ 「桜井の里納涼祭」「こいて祭り」等は新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、各フロアや事業所で、ご利用者と職員で楽しめるよう開催します。ご家族にはリモート機器を活用して参加していただけるよう開催します。
- ・ 地域のボランティアの方々との配食サービスの配達を継続し、地域の見守り支援を行います。
- ・ 運営推進会議の際に地域のニーズについて、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、状況に応じてリモート型、書面での協議を行い、桜井の里ができる地域貢献を具体的に考えます。
- ・ 災害時には地域の福祉避難所として、行政、地域と連携し地域の方々の支援を行います。
- ・ グループホームこいて「こいて茶屋」、デイサービスやひこ「やひこ茶屋」、小規模多機能ホームやひこの家「やひこの家茶会」を開催します。新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、状況に応じて事業所内での開催を行います。またご利用者に役割を持って取り組む機会、交流の場とします。
- ・ ご利用者の送迎やご自宅への訪問時など、地域の方々のさりげない見守りやサポートを行います。

1 1. 非常災害対策について

① 非常災害対策についての考え方

災害時のBCP（事業継続計画）を基に、災害発生時は職員が冷静沈着に行動できるように日々の訓練を行い、ご利用者が安心して生活できるように職員が一丸となって対応します。

【災害時行動マニュアル】

- ・ 火災が発生した場合、初期消火と同時にご利用者の安全確保を図り、非常口より迅速に避難していただき、各消防機関及び緊急連絡網により速やかに応援要請を行います。
- ・ 地震災害時、弥彦村が震度5以上の情報があった場合、職員は自発的に施設へ来て、災害の対応とご利用者の安全の確保を義務付けます。
- ・ 落雷災害時、近隣職員が施設内状況を確認して連絡が取れる職員から順次連絡し、施設へ来るようにします。
- ・ 水害・土砂崩れ・弥彦山噴火時、電話連絡等で職員が情報収集し施設に来られる職員は自発的に施設へ来るようにします。
- ・ 雪災害時、一晩で1mの積雪が見込まれる場合、宿直員から職員へ連絡を取り、施設内の非常口の確保及び、緊急時の車両等、通路確保を行うため職員は施設へ来て除雪作業をします。

【災害非常時の備蓄等について】

- ・ 非常食については7日分を備蓄します。
主食：米及びアルファ化米、副食（おかず）：レトルト食品、缶詰等、
その他：チョコレート等、栄養補助食品、経管栄養剤等
必要な物があれば、随時発注していきます。
- ・ 飲料水（12m³）については受水槽<給湯用>確保します。
- ・ 生活用水（15m³）については源泉水槽で確保します。
- ・ プロパンガスセットについてはガス会社で確保します。
- ・ 発電機は2台確保します。
- ・ ガソリン等については隣接のガソリンスタンドで確保します。
（公用車の燃料は半分以下にならないようにします。）
- ・ 軽油（490ℓ）については屋外少量タンクで確保します。
- ・ 灯油（4000ℓ）については地下タンクで確保します。
- ・ その他、飲用水タンク・雑用水タンク・シート・緊急工具等の消耗品を施設内及び備蓄倉庫で確保します。

② 消防計画及び避難訓練

- ・ 職員の防災基礎知識・防災器具等の取り扱いについて防災教育を行い、常に防災意識を高め日々努力し、ご利用者が安全に生活できるように努めます。
- ・ 職員による緊急連絡網・非常口での安全な避難方法の習得・火災水害発生時の総合避難訓練等を実施して、施設内の防災に努めます。
- ・ 避難訓練実施時、地域の方々に参加していただき、主に見守り等をご協力していただけるように努めます。
- ・ 防災教育として、自家発電装置等の設置場所及び使い方、備蓄品等の研修を行い、非常災害時に迅速な対応ができるよう努めます。

③ 緊急連絡体制

- ・ 発見者から緊急連絡を受けた職員は内容を正確に把握した後、迅速に次の職員へ連絡して行動します。また自動通報の緊急連絡網に地域住民の方々にも加入して頂き、協力体制を整え行動します。
- ・ 緊急時携帯電話一斉メール配信体制により、職員が迅速に対応できるようにしています。

④ 火災報知機及びスプリンクラー設備

- ・ 3ヶ月ごとに自主点検を行い、設備の機能保持に努め万全を図っていきます。
- ・ その他、日常において施設内の非常口・通路等の自主点検を行い、ご利用者の避難確保に努め、万全を図っていきます。

⑤ 令和4年度 防災委員会 取り組み評価

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止に努める中、例年通りの訓練が行えない状況及び実施延期が重なる状況ではありましたが、避難誘導方法や避難所が密にならないように配慮するなど工夫を凝らし、制度上義務付けられている訓練（シュミレーション含む）を計画通り実施いたしました。
- ・ 携帯電話一斉メール配信と緊急連絡網による通報訓練を通じてメール配信方法の習得と共に、災害時・緊急時・行方不明者発生時の対応を職員一人ひとりが迅速に行えるよう学ぶ機会を設けました。
- ・ 令和6年度からの施行に備え、今年度より業務継続計画（BCP）に基づいた訓練・研修を水害・土砂災害避難訓練と併せて行いました。次年度も継続して実施していきます。
- ・ 防災教育にて、グループホームにおいて火災における避難活動に携わった職員より、『避難活動における生の声』を伝達して戴きました。

⑥ 令和5年度 桜井の里 防災訓練計画案

実施月	想定	ねらい	内容	参加者
4月	業務継続計画に係る研修	防災教育	4月の運営会議時に業務継続計画に基づき、全従業員に対して施設長より各フロア・部署へ周知伝達を図る。	職員対象
6月	なし	防災教育	防災基礎知識・防災器具等の取扱説明	職員対象
	桜井の里にて地震による火災発生	総合避難訓練	昼間想定避難訓練（特養・デイサービスセンター桜井の里）、消火・通報訓練	入居者、ご利用者、職員対象
	小規模多機能ホームやひこの家にて火災発生	総合避難訓練	昼間想定避難訓練（小規模多機能ホームやひこの家）消火・通報訓練	ご利用者、職員対象
	グループホームこいてにて火災発生	総合避難訓練	夜間想定避難訓練（グループホームこいて）、消火・通報訓練	入居者、職員対象
7月	昼間	正確且つ迅速な通報伝達訓練	携帯電話一斉メール配信と緊急連絡網による通報訓練	地域住民の方々 職員対象
	業務継続計画に基づいた訓練（実地・シュミレーション） 河川が氾濫。麓地区周囲に水害発生	総合避難訓練	昼間想定避難訓練（特養・デイサービス桜井の里、デイサービスやひこ、小規模多機能ホームやひこの家）、メール配信訓練	地域住民の方々 入居者、ご利用者、職員対象
	デイサービスやひこにて火災発生	総合避難訓練	避難訓練（デイサービスやひこ） 消火・通報訓練	ご利用者、職員対象
8月	桜井の里にて火災発生	総合避難訓練	夜間想定避難訓練（特養） 消火・通報訓練	入居者、ご利用者、職員対象
	なし	車椅子昇降訓練	非常口の安全な避難方法の習得	職員対象
9月	日中	行方不明者の搜索	グループホームこいてのご利用者の搜索訓練	入居者、職員対象

	小規模多機能ホームやひこの家にて火災発生	【検証】 総合避難訓練	昼間想定避難訓練（小規模多機能ホームやひこの家）《消防署立会》 消火・通報訓練	地域住民の方々 ご利用者、 職員対象
10月	桜井の里にて火災発生	【検証】 総合避難訓練	夜間想定避難訓練（特養） 《消防署立会》 消火・通報訓練	地域住民の方々 入居者、ご利用者、職員対象
	日中	行方不明者の 搜索	桜井の里のご利用者の搜索訓練 携帯電話一斉メール配信訓練	入居者、ご利用者、職員対象
	グループホームこいてにて火災発生	【検証】 総合避難訓練	夜間想定避難訓練（グループホームこいて）《消防署立会》 消火・通報訓練	地域住民の方々 入居者、 職員対象
11月	デイサービスやひこにて火災発生	【検証】 総合避難訓練	避難訓練（デイサービスやひこ） 《消防署立会》消火・通報訓練	地域住民の方々 ご利用者、 職員対象
12月	夜間	正確且つ迅速な 通報伝達訓練	携帯電話一斉メール配信と緊急連絡網による通報訓練	地域住民の方々 職員対象
	業務継続計画に基づいた訓練（実地・シュミレーション） 河川が氾濫。麓地区周囲に水害発生	総合避難訓練	夜間想定避難訓練（特養・小規模多機能ホームやひこの家）、メール配信訓練	入居者、 ご利用者 職員対象
	小規模多機能ホームやひこの家にて火災発生	総合避難訓練	夜間想定避難訓練（小規模多機能ホームやひこの家）消火・通報訓練	ご利用者、 職員対象
1月	業務継続計画に係る研修	防災教育	業務継続計画に基づき、全従業員に対してフロア・部署会議内で周知・伝達を図る。	職員対象
2月	グループホームこいてにて地震による火災発生	総合避難訓練	昼間想定避難訓練（グループホームこいて）消火・通報訓練	入居者、 職員対象
3月	なし	車椅子昇降訓練	非常口の安全な避難方法の習得	職員対象

1 2. 弥彦村地域包括支援センター 弥彦村受託事業内容

i. 地域包括支援センターの運営

◆総合相談支援業務

弥彦村の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、ご本人ご家族とともに問題を整理し、必要があれば適切なサービスや支援機関をご紹介します。

- ・総合相談
- ・多職種協働による包括的なネットワーク構築
- ・地域の実態把握

◆権利擁護業務

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、権利侵害の予防や対応を行います。

- ・高齢者の虐待防止および対応
- ・消費者被害の防止および対応
- ・成年後見制度等の相談支援

◆包括的・継続的ケアマネジメント

個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践することができるように地域の基盤を整えとともに個々の介護支援専門員のサポートを行います。

- ・ケアマネジャーへの個別支援
- ・地域ケア会議の実施

◆介護予防ケアマネジメント

介護予防事業対象者等の方が、心身の状況に応じて自立した生活を送ることができるようケアマネジメントを行います。

ii. 認知症施策総合支援事業

◆認知症地域支援・ケア向上体制の整備

認知症地域支援推進員を配置し、地域における支援体制の構築と認知症ケアの構築を図ります。

- ・専門性を活かした個別相談支援
- ・認知症の人及び家族に対する支援と支援ネットワークの構築
- ・認知症の人が安心して外出できる地域づくり
- ・地域包括ケア会議への参加

◆認知症初期集中支援の推進

- ・弥彦村や燕市等と連携し、認知症初期集中支援チームの効果的な運営、活動体制整備に取り組みます。
- ・認知症の人やその家族に対して早期にチームが関わり、早期診断、早期支援に向けた体制の構築を目指します。
- ・チームの支援活動、運営課題については、事業評価を踏まえて明らかにし、よりよい運営や活動に向けて取り組みを推進します。

◆認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

チームオレンジコーディネーターを配置し、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（以下「チームオレンジ」という）を地域ごとに整備し、認知症施策推進大綱に掲げる「共生」の地域づくりを推進します。今年度はチームオレンジの立ち上げに向けて活動します。

◆医療・介護、生活支援等の支援ネットワークの構築

- ・認知症サポート医等の連携及び燕市医師会との協働
- ・多職種連携研修会・事例検討会の開催
- ・生活支援コーディネーターとの連携
- ・認知症ケアパスの活用と普及

◆認知症への理解を深めるための普及・啓発

- ・認知症サポーター養成講座の共同開催
- ・認知症に関する講演やセミナーの開催

◆認知症に関する課題の抽出と対応策の検討

- ・認知症サポーター養成講座の共同開催
- ・認知症に関する講演やセミナーの開催
- ・チームの支援活動、運営課題については、事業評価を踏まえて明らかにし、よりよい運営や活動に向けて取り組みを推進します。

iii. 在宅医療・介護連携推進事業

◆地域の医療・介護資源の把握

- ・地域の医療機関・介護事業者等の住所、機能等について収集した情報をリスト又はマップとして作成します
- ・把握した情報は、情報を活用する対象者の類型ごとに提供する内容を検討します

◆在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、地域の医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、対応策の検討を行います。また、効果的事業実施に向けて、事業評価や改善策についても検討します。

◆切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築に向けて必要となる具体的取組を企画立案し、実施します。

◆医療・介護関係者の情報共有の支援

情報共有の手順等を含めた情報共有ツールを検討し、地域の医療・介護関係者間の情報共有の支援を行います。

◆在宅医療・介護連携に関する相談支援

- ・在宅医療・介護連携の支援窓口の設置・運営により、地域医療・介護関係者等からの在宅医療・介護サービスに関する相談の受付、情報提供を行います。
- ・医療機関から在宅への円滑な移行が困難なケース等、必要に応じて医療・介護の関係者に対しての連携の調整支援を行います。

◆地域住民の普及啓発

- ・在宅医療・介護等に関する講座や講演会、フォーラム等を開催します。
- ・パンフレット、チラシの作成や配布、ホームページ等を活用し、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進します。

◆在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

弥彦村福祉課と協働し、同一の二次医療圏域内にある市町村や隣接する市町村と連携して、広域連携が必要な事項について協議します。

iv. 指定介護予防支援事業

介護保険における要支援 1・2 に該当する高齢者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう指定介護予防支援を行います。

v. 介護予防・日常生活支援総合事業

◆介護予防ケアマネジメント

(再掲)

◆短期集中予防サービス 訪問型サービス C

リハビリ専門職が居宅を訪問し、生活機能及び自宅内、自宅周辺の評価を行います。そこで自立を阻害する要因を見定め、運動機能向上の指導、生活行為の方法や手順の変更などの提案、環境調整等の相談や助言を行います。サービスを利用することで生活機能が改善され、ご本人が望む役割の獲得や家庭・社会への参加に結びつくよう支援します。また、プログラムは3～6か月の期間で行います。効果的な取り組みができる場合には、通所型サービス C と組み合わせて実施します。

◆通所型サービス C (短期集中予防サービス)

リハビリ専門職が居宅を訪問し、生活機能及び自宅内、自宅周辺の評価を行います。そこで自立を阻害する要因を見定め、週 1 回通所により運動機能向上・栄養改善・口腔機能向上等のプログラム、ADL や IADL の動作練習等を実施します。ご本人が自身の生活機能低下等について自覚を持ち、通所の時だけでなく日常生活の活動性を高め、またセルフケアを身につけサービス終了後も介護予防の取り組みを継続できるよう働きかけます。

サービスを利用することで生活機能が改善され、ご本人が望む役割の獲得や家庭・社会への参加に結びつくよう支援します。また、プログラムは3～6か月の期間で行います。

vi. 一般介護予防事業

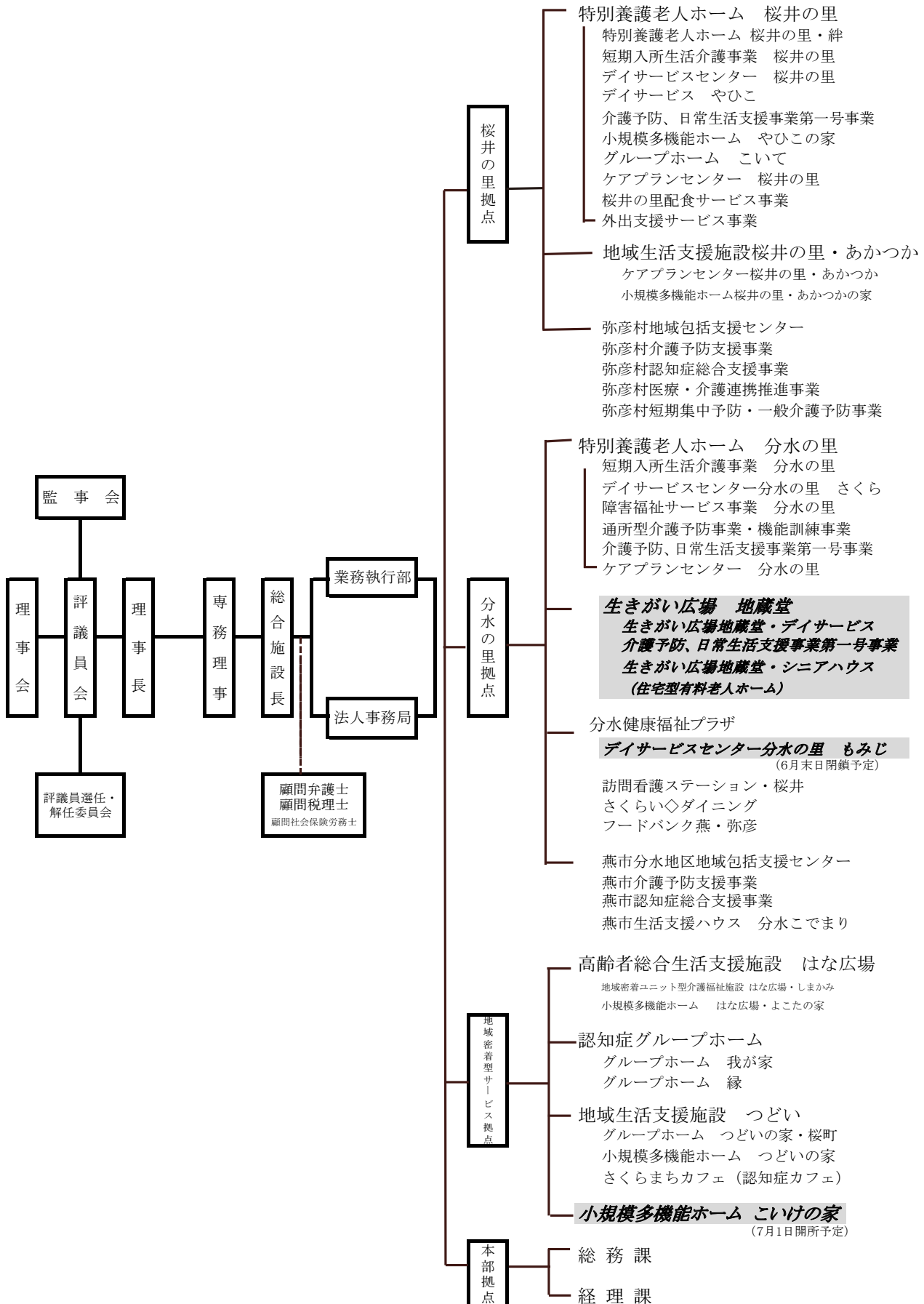
◆地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリ専門職が、通所系サービス、訪問系サービス、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等の介護予防の取り組みを総合的に支援します。

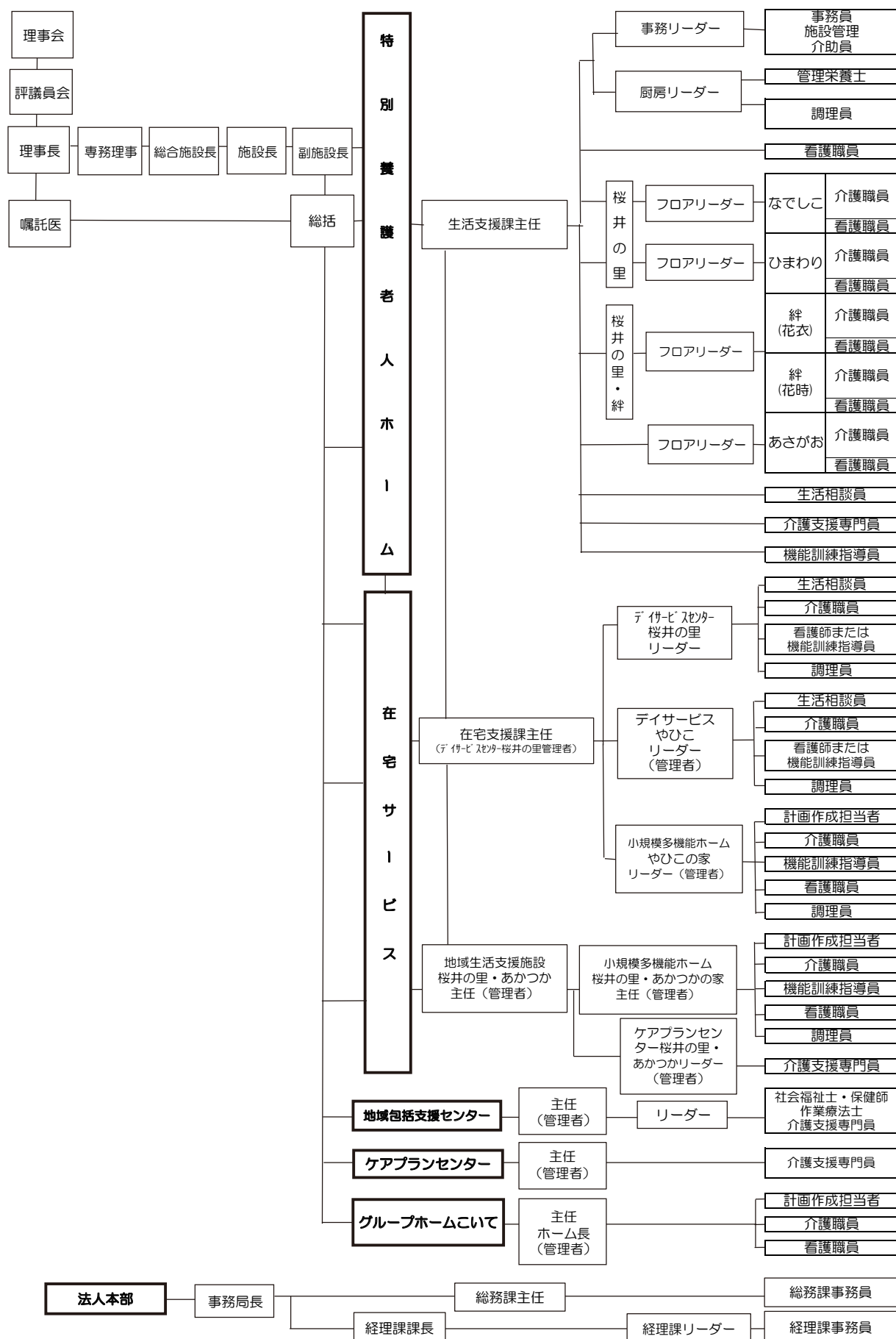
- ・地域団体等への介護予防に関する技術的助言
- ・介護職員等への介護予防に関する技術的助言
- ・地域ケア会議やサービス担当者会議への出席、同行訪問等によるケアマネジメント支援

Ⅲ. 令和5年度 桜井の里 組織図等

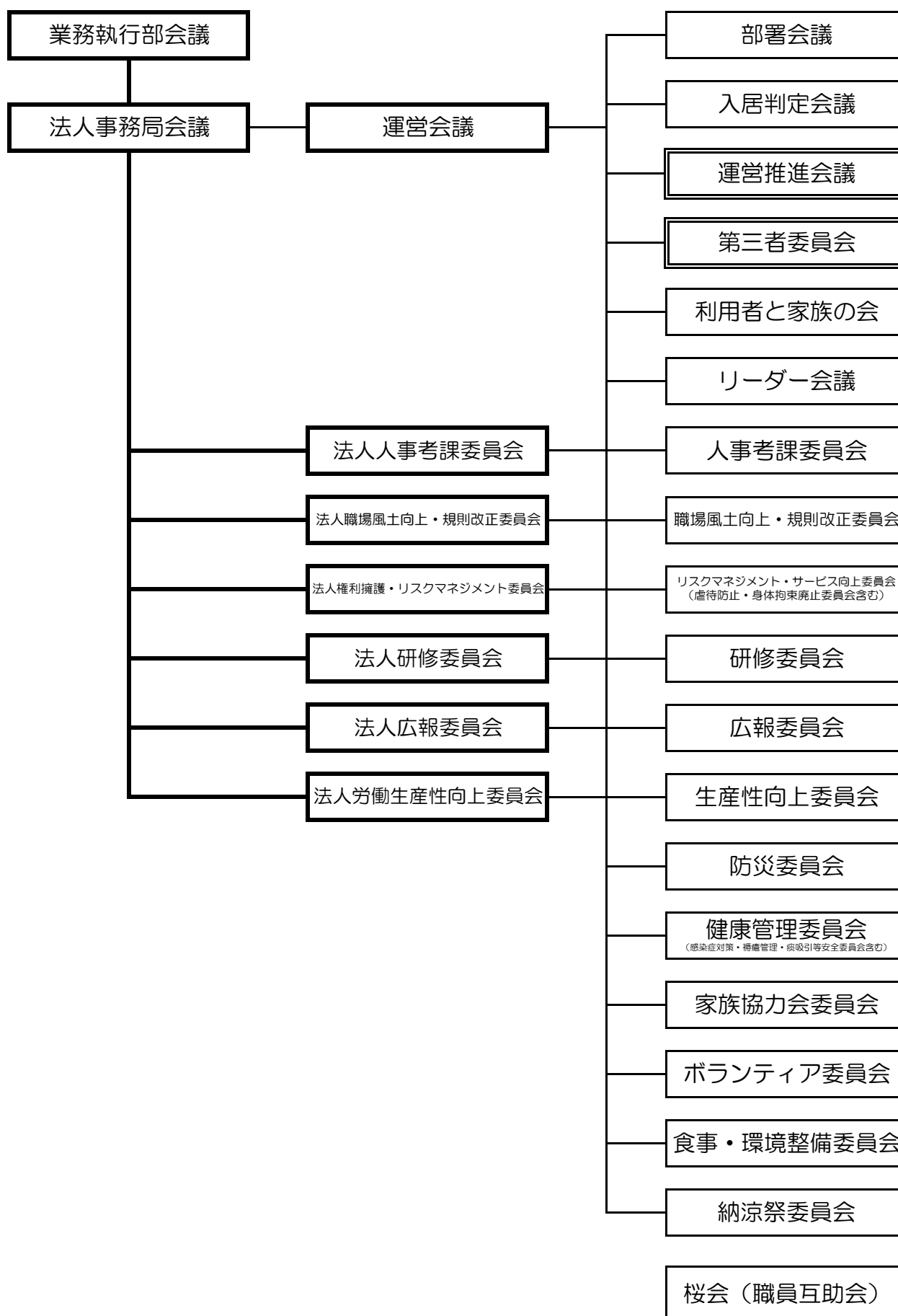
1. 社会福祉法人桜井の里福祉会 法人全体組織図



2. 桜井の里組織図



3. 桜井の里 諸会議及び委員会組織図



桜井の里 運営組織内容

(1) 運営会議

- ・ 毎月1回(第4木曜日)開催し、施設の運営・利用者状況報告・ケア全般の協議・事業実績・収入報告及び検証等を協議いたします。
《出席者：施設長・総括・各部署の主任・リーダー》

(2) 生活支援課リーダー会議

- ・ 毎月1回(運営会議の前)開催し、各フロアのご利用者の自立支援の取り組み(福祉機器の活用等)と評価や、フロアの課題や職員の育成等を協議いたします。
《出席者：総括・各部署の主任・リーダー》

(3) 入居判定会議

- ・ 毎月1回開催し、桜井の里及びユニットフロア・絆の入居・退居について協議し、入居基準に基づき判定いたします。
《出席者：施設長・総括・主任・生活相談員・介護支援専門員・介護職員・看護職員・管理栄養士・機能訓練指導員・地域包括支援センター》

(4) 各フロア会議

- ・ 毎月1回 部署ごとに開催し、部署の課題・業務改善等を協議いたします。
《出席者：各フロア所属職員》

(5) 各フロアケアカンファレンス

- ・ 適宜 部署ごとに開催し、入居者・利用者の援助、支援に対する満足、ニーズについて協議します。
《出席者：各フロア所属職員》

(6) 利用者の会

- ・ 毎月1回 部署ごとに開催し、入居者が主体となって開催し、入居者が望む暮らし方を実現する為に協議していただく。
《出席者：各フロア入居者・各フロア所属職員》

(7) 運営推進会議

- ・ 地域密着型サービスにおいて義務付けられている会議。提供しているサービスを明らかにし、地域に根差したサービスを行うため、2ヶ月毎に開催します。今年度についてはコロナウイルス感染予防のため書面での開催の場合もありました。
- ・ 開催予定月(5月 7月 9月 11月 1月 3月)
《出席者：ご利用者代表・ご家族代表・地域代表・弥彦村担当者・施設長・総括・主任・各フロアリーダー等》

(8) 第三者委員会

- ・年に2回開催し、ご意見・苦情内容の報告と確認を行います。
 - ・開催予定月4月・11月（7月・1月は書面にて第三者委員へ報告）
- 《出席者：第三者委員・施設長・総括・各事業所苦情解決責任者
リスクマネジメント委員》

(9) 専門委員会

①健康管理委員会

- （喀痰吸引等安全管理・感染症対策委員会・褥瘡管理委員会含む）
- ・ご利用者・職員の健康管理、感染症予防・対策に関する事柄について活動します。
 - ・褥瘡の予防、発生時の対策について検討・実施を行います。
 - ・医療ガスの安全管理を行います。
 - ・喀痰吸引等の管理、研修の実施・調整等を行います。
 - ・偶数月委員会を行います。

②防災委員会

- ・防災教育の企画・実施及び防災避難訓練（消防署の検証も含め関係機関との連絡調整）企画・実施を行います。
- ・日常の防災・安全体制の確立・非常時・緊急時の対応等の企画・実施を行います。
- ・毎月1回委員会を行います。

③ボランティア委員会

- ・ボランティアの募集・受入れ・検討・調整・連絡、ボランティアの集いを開催いたします。
- ・総合学習等の受入れ（保育園・小学校・中学校）・エコキャップ・リングプルトップ回収・喫茶「さくらんぼ」の運営補助等を行います。
- ・毎月1回委員会を行います。

④利用者と家族の会

- ・利用者と家族の会の事務活動・運営を行います。
- ・5・7・9・10・12・1・3月委員会を行います。

⑤食事・環境整備委員会

- ・喫茶「さくらんぼ」の企画・運営等を行います。
- ・ご利用者に喜んでいただく食事の提供のために、ご利用者も含めた嗜好調査を実施し、問題点の検討や調整・計画を行います。
- ・施設・事業所内外の環境の整備・美化に関する計画・実施・調整等を行います。
- ・5・6・7・9・11・1・3月委員会を行います。

⑥納涼祭委員会

- ・桜井の里納涼祭の企画・実施を行います。
- ・フロアで行われる忘年会の物品の準備や取りまとめを行います。
- ・随時委員会を行います。

⑦桜会

- ・職員の親睦・互助を目的とし、親睦行事等の企画や実施又は参加し、会費による運営を行います。
- ・毎月1回委員会を行います。

(10) 各勉強会

＊各職種が職種を超えて勉強する機会を設けています。

①生活相談員

- ・生活相談員としての資質向上のため勉強会を行います。
(出席者：各部署相談員等)
- ・近隣事業所等情報の交換を行います。

②看護職員・介護職員等、各職種間勉強会を必要時開催し、資質向上に努めます。

◎委員会予定表

委員会名	開催月	開催日
健康管理委員会	偶数月	第4金曜日
食事・環境整備委員会	毎月	第3火曜日
防災委員会	毎月	第3金曜日
ボランティア委員会	毎月	第4月曜日
利用者と家族の会	毎月	第4木曜日
桜会	毎月	第1金曜日
リスクマネジメント・サービス向上委員会	毎月	第2木曜日
研修委員会	毎月	第2火曜日
広報委員会	毎月	第3月曜日
人事考課委員会	随時	第1月曜日
職場風土向上・規則改正委員会	随時	不定期開催

法人対応

桜井の里福祉会として、桜井の里拠点・分水の里拠点・地域密着拠点に下記の委員会を設置し、法人挙げて諸問題に取り組めます。

◎法人リスクマネジメント・サービス向上委員会（虐待防止・身体拘束廃止委員会を含む）

- ・事故報告のまとめ・検証・改善・ヒヤリハット報告の検証を行いながら、事故防止に努めます。
- ・ご利用者が望むサービスを提供するために、サービス評価（内部・外部）等を取り入れ、苦情・意見の内容をまとめ、施設の現状や課題を明らかにします。
- ・高齢者虐待防止・身体拘束廃止（グレーゾーンの関わり含む）についての検討・対策を講じて行きます。
- ・毎月1回委員会を行います。（法人合同会議は随時）

◎法人研修委員会

- ・施設内研修の企画及び運営、外部研修の伝達講習、研究発表等への積極的な参加を図ります。また、法人内の事業所と連携し、法人研修の運営を行います。
- ・毎月1回委員会を行います。（法人合同会議は随時）

◎法人広報委員会

- ・桜井の里福祉会合同広報誌『さくら』（春季号・秋季号・新春号）・ホームページ・カレンダーの企画・編集・発行を行います。施設の情報公開による地域交流の促進を図ります。
- ・施設内の各フロア行事等の撮影及びデータ収集と管理を行います。
- ・施設内の作品展示会の企画と実施を行います。
- ・毎月1回委員会を行います。（法人合同会議は随時）

◎法人人事考課委員会

- ・桜井の里福祉会人事考課が円滑に行えるように、協議します。
- ・人事考課者の研修の企画・実施を行います。
- ・随時委員会を法人合同で行います。

◎法人職場風土向上・規則改正委員会

- ・21世紀職業財団より、職場風土改革促進事業への取り組みを導入し、職員が働きやすい環境作りを行うために、法人と職員が共に協議し行います。
- ・必要な規則の改正について提起し検討します。
- ・随時委員会を行います。（法人合同会議は随時）

◎法人労働生産性向上委員会

- ・質の高いケアをより進めるために、ケア部門及び管理部門での「労働生産性の向上」を図り「介護労働の価値を高める」ことを目的とし、各拠点代表により委員会を組織し、業務プロセスの効率化（シフト調整、業務の平準化、福祉機器・通信機器等の導入）の検討を行います。

4. 桜井の里福祉社会 研修システム

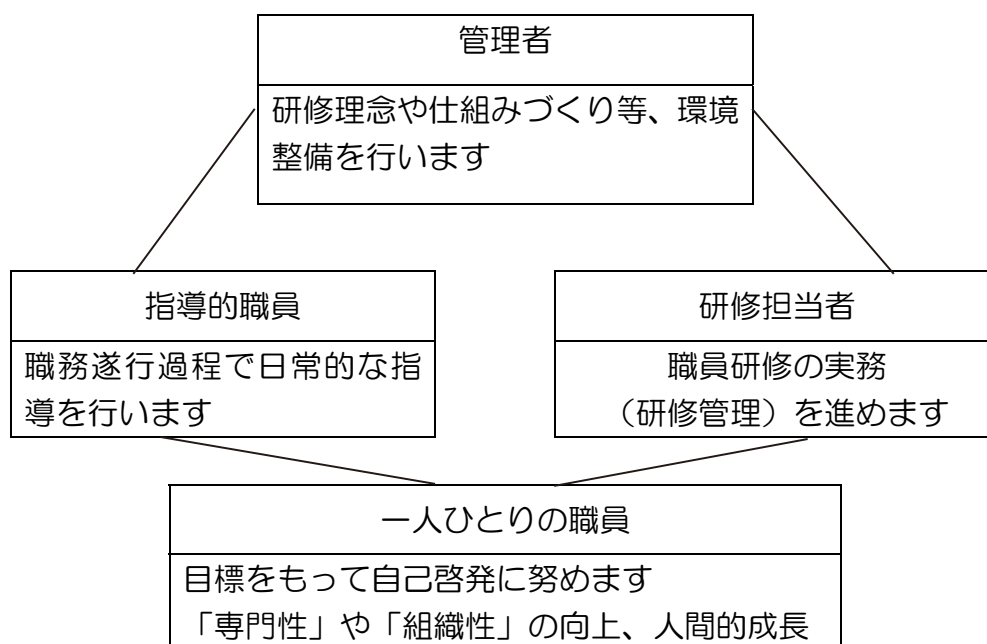
1. 『定義』

「ご利用者のご家族の尊厳と権利を守り、人として当たり前の生活を保障する」ことを多面的に学習し身に付ける

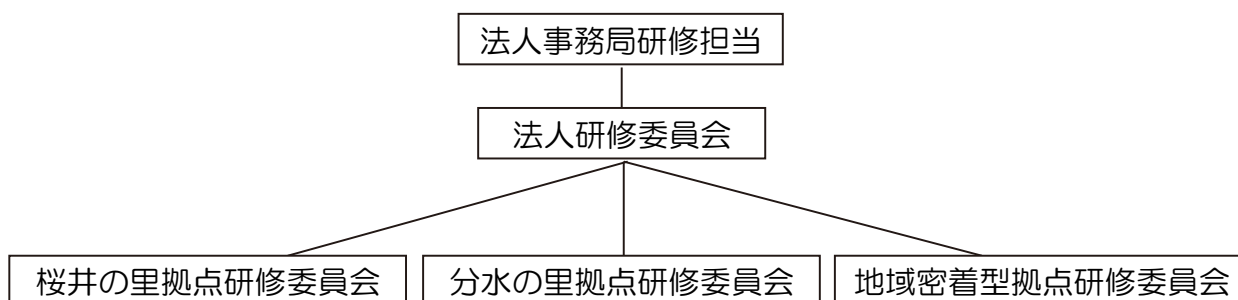
2. 『目的』

- ① 桜井の里福祉社会全体の研修と各施設での研修を通じて、職員一人ひとりのケアの質、サービスの質の向上、組織の一員としての意識向上を図ります。
- ② ケアサービスの実践の場である職務を通じて、一人ひとりが、自律的に自己能力の開発を積極的に図っていけるよう、指導・育成を行います。
- ③ 全職員の豊かで充実した職業生活と個々の人間性を深める支援、援助活動であり、職員の資質の向上及び自己啓発の機会とします。
- ④ 研修を通じて職員が各々の立場で職務遂行の主体者になることを目的とします。

3. 『職場研修』を担うそれぞれの基本的役割



4. 『体系図』



5. 『法人研修の考え方及び年間計画』

1) 考え方

- ・法人の研修システムにより研修計画を立案します。
- ・研修は自ら学ぶ場として積極的に自己研鑽に努めます。
施設内研修は義務付けられている研修と年度ごとに必要な研修を計画します。
- ・日頃の実践成果、取り組みを発表する機会にチャレンジしていきます。

2) 研修計画

①新規採用職員

- ・入職後3ヶ月は、研修ノートを毎日記載し、担当者に提出します。担当者はコメントをしてその成長を援助します。所属長も日々確認し、毎週1回上長に提出します。
- ・1ヶ月後、3ヶ月後に所属長と面接を行い、その後施設長、専務理事面接を行います。

② 年間計画

月	階層別研修	法人全職員対象（動画研修）	事業所別・職種別	拠点別
4月	新採用者研修	☆コンプライアンス（法令遵守）		利用者体験研修
5月	新採用者研修	☆感染症対策研修①		☆身体拘束を行わないケア 高齢者虐待防止研修（講義）
6月	階層別①研修 （2年目）	☆非常災害時の対応に関する研修	☆介護予防及び要介護度進行予防に関する研修【DS】	☆感染症発生及びまん延 防止研修②（実技）
7月			☆事故発生予防及び事故発生時の対応 に関する研修（動画） 【特養・DS・GH・小多機・訪看】 介護支援専門員向け研修（動画） 【居宅・地域包括】	医療酸素取扱い研修 （分水の里拠点）
8月			☆緊急時対応研修（動画） 【特養・DS・GH・小多機・訪看】 ☆認知症及び認知症ケアに関する研修 （講義）【GH・小多機】 介護支援専門員向け研修（動画） 【居宅・地域包括】	
9月	新採用者フォローアップ研修 階層別②研修 （3年目）	☆プライバシー保護研修	☆ターミナルケア・精神的ケア に関する研修（動画も含む） 【特養・GH・小多機・訪看】	
10月	中途採用者研修 階層別③研修 （5年目）			防災教育（災害想定）・ 救急法（講義、演習）
11月	階層別④研修 （10年目）		喀痰吸引等振り返り研修 【特養】	感染症の発生予防及び食 中毒予防研修（講義・実技）
12月	階層別⑤研修 （16年目）		☆事故発生又は再発防止に関する 研修②（事例・演習） 【特養・DS・GH・小多機・訪看】	
1月	階層別⑥研修 （指導的）		褥瘡予防研修（動画） 【特養・GH・小多機・訪看】	
2月		☆身体拘束を行わないケア・ 高齢者虐待研修	コミュニケーションスキル研修 【居宅・地域包括】	
3月	新採用予定者自主実習	☆メンタルヘルス研修		

☆の付いている研修は、実地指導等で求められている必須法定研修

3)研修計画

研修区分		対象者	研修内容	期 間
	自主実習	新規採用	配属予定部署での体験研修	3日間
	集合研修	～ 1年未満	法人理念や基本的考えの理解、介護サービスに関する基本を理解、業務遂行の為の基本的知識・技術の習得を行う。	5日間
	日々の振り返り		担当指導職員から日々の仕事を通じて学ぶ。	3ヶ月間
	フィードバック研修 (面接) フォローアップ研修	1ヶ月～5ヶ月 修了時点 採用後	研修ノートを毎日記入して提出する。 専務理事、施設長、部署長と面接し自らの振り返りと今後の目標を設定する。 6ヶ月間の振り返りを通じて、課題とこれからの目標を明確にする。	1日
階層別①研修	利用者体験研修	1年以上5年未満 の職員	利用者の置かれている生活を体験し、ケアの質の改善、自らの資質の向上を図る。	1日 (採用後5年 以内に行う)
	集合研修	採用2年目	講義「認知症の人のケアと生活の捉え方」 【目的】 日々のご利用者とのかかわりで実践や部署内で提案できる。 ☆認知症の症状が本人の生活に及ぼす影響を示し、生活障がいとしての理解を深める。 ☆高齢者の心理面の理解を深めることができ、高齢者への周囲の不適切な対応・環境が及ぼす心理面の影響の内容を理解することができる。 そして職員ひとり一人がご利用者とのかかわりに自分自身が学んだことを結びつけることができる。	1日
階層別②研修	集合研修	採用3年目	講義「法人理念の理解」 【目的】 ☆3年目の自分を振り返り、改めて目標を設定し、5年目・10年目を見据え行動計画を立てる。 ☆理念・信条を十分理解し法人職員としての自覚を持ち今後のケアに活かす。 ☆研修を通しコミュニケーション力を身に付新人職員等の指導法を学ぶ。 ☆理想と現実の乖離や矛盾について語り合い、解決の糸口を見つける。	1日
階層別③研修	集合研修	採用5年目	講義「意思決定と権利擁護について」 【目的】 ☆認知症により、日常生活の中で制限されてしまう個人の自由や意思決定が、本来どのように保障されるべきか理解でき、研修で学んだことを関わりで実践し、部署内で提案ができる。	1日
階層別④研修	集合研修	勤続10年目	講義「中核的職員としての役割」 【目的】 ☆介護現場の中核的な職員として、部署やフロア等でケアの目標や目的を具体化していくために、中核的な職員が担う役割と、実践していくために必要な考え方の視点を習得することができる。	1日

階層別⑤研修	集合研修	勤続16年目	講義 「組織力強化に向けた法人理念理解と運営方針の理解」 【目的】 桜井の里福社会が大切にしてきたこと、これからも大切にしなければならない事を十分に理解し、これから先5年後の各事業ビジョンを思い描くと共に職員全員が同じ方向を向き組織力を高める。	1日 (法人事務局 研修担当)
指導職員等研修	集合研修		【目的】 「組織力強化と法人理念の浸透を図る」ことを目的し、指導的立場のある者に必要な研修を選択し実施する。 事業所・ユニットでモチベーションを高める人材育成の具体的指導方法と法人理念を浸透させるための指導を学び実践する。	半日
管理職研修	自己啓発講座の受講及び外部発表	施設長 副施設長 総括	管理者として組織革新の方向と自己革新の課題を明確にし、自らが外部機関などの講座を自己能力の開発を図る。	自己申告による
(派遣選抜研修)	外部研修	管理者・所属長の選任による者	県内外の研修に出張して派遣。	随時 (業務命令)
施設内研修	集合研修 伝達研修 その他の研修	全職員	法人事務局・各事業所の研修委員会で企画する。	各施設の研修委員会で計画するもの
内部・外部発表	選抜及び自主発表	全職員 *主として5年目以上の職員とする	施設内発表会及び外部の大会に参加し発表する。	随時

◎研修管理表は各自が持参し、研修の参加と出席の状況を自らが管理します。

◎新規採用職員研修・階層別研修は必須研修であり段階的に受講していく。

具体的な研修内容及び担当職員は年度毎に決定します。

◎新規採用職員研修の詳細は新規採用職員の指導指針によります。

◎選抜研修は復命書を所属長に提出した後に、確認として押印します。

◎指導職員研修・階層別研修に欠席した場合は「各研修テーマ」及び「認知症の人との関わり」についてのレポート(800字程度)を提出します。

6. 苦情解決制度について

桜井の里のサービス利用時やご来園時にお気づきの点やご要望、ご不満など施設への貴重なご意見を随時お受けしております。また、施設内掲示を行い皆様のお声にお応えしていくよう努力してまいります。

その方法として、ご意見や苦情を下記のいずれかの方法でお申し立ていただけます。

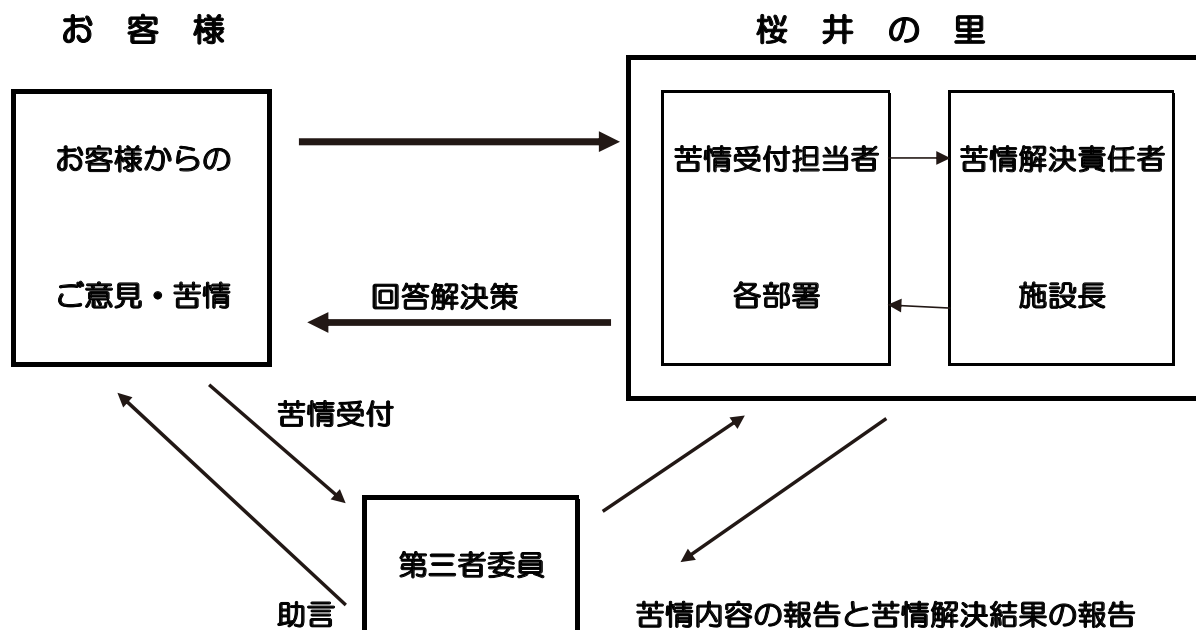
- ① 施設内にあるご意見箱、アンケート用紙（設置場所は次ページ参照）
- ② サービス利用時に職員に伝えます。
- ③ 苦情担当者に伝えます。
- ④ 第三者委員に伝えます。
- ⑤ 役場、新潟県国民健康保険連合会介護サービス相談室
- ⑥ 新潟県サービス運営適正委員会に申し立てる事ができます。

ご意見や苦情をいただきましたら、受付者はご意見・苦情受付簿に記入します。報告がなされた後、施設からの説明や改善への話し合いが必要になった場合には誠意を持って対応させていただきます。また、苦情の解決にあたって第三者委員の立会いを求めることもできます。

（１）苦情解決担当者とその連絡先

苦情受付担当者	電話番号	職 種 ・ 氏 名	
桜井の里 苦情解決責任者	(0256) 94-3939	施 設 長	土屋 誠
特別養護老人ホーム 桜井の里		生活相談員	村上 聖 高山 恵衣
デイサービスセンター 桜井の里		生活相談員	田邊 勝雄 薄田 ひとみ
デイサービス やひこ	(0256) 94-1011	生活相談員	府中 一美
ケアプランセンター 桜井の里	(0256) 94-1010	介護支援 専門員	泉田 優香
グループホーム こいて	(0256) 94-1280	計画作成者	本間 大地
弥彦村地域包括 支援センター	(0256) 94-1030	社会福祉士	多賀 めぐみ
小規模多機能ホーム やひこの家	(0256) 94-3566	計画作成者	成田 香奈子
第三者委員	本多 孝志（弥彦村） 後藤靖子（弥彦村） 平井茂人（弥彦村）		
新潟県国民保健連合会介護サービス相談室		025-285-3022	
新潟県福祉サービス適正委員会		025-281-5609	

(2) 苦情解決までの流れ



(3) ご意見箱設置箇所

1. 正面玄関前
2. デイサービスセンター桜井の里
3. デイサービスやひこ
4. 電話コーナー
5. 桜井西通り談話コーナー
6. 桜井東通り談話コーナー
7. ユニットフロア絆
8. グループホームこいて
9. 小規模多機能ホーム やひこの家
10. 地域生活支援施設 桜井の里・あかつか

7. 桜井の里 業務分掌表

職 名	業 務 内 容
施 設 長 ・ 副 施 設 長	1. 理事会決定事項の執行に関すること ・ 理事会、評議員会の資料の作成及び出席 2. 施設運営・管理の総括に関すること ・ 各事業所の状況確認と方向性の指示 ・ 運営会議の開催及び集約 3. 定款、諸規則等の制定並びに改廃に関すること 4. 運営規定の制定並びに改廃に関すること 5. 職員の人事管理、及び服務に関すること ・ 各事業所、部署の適正配置に関すること ・ 採用に伴う配置及び異動について ・ 退職に伴う部署の確認と整理 ・ 産休、育休、介護休業、療養休暇等の特別休暇への対応 ・ 毎月の勤務表の決裁 6. 公印の管理に関すること 7. 予算及び決算に関すること 8. 予算の執行及び契約に関すること 9. 財産管理に関すること 10. 職員研修及び表彰に関すること ・ 内部研修及び外部研修の参加について 11. 構成市村との連絡調整に関すること 12. 利用者の所持金品等の保管に関すること 13. 防火管理に関すること ・ 自然災害に対する対策 ・ 年間の防災訓練及び防災教育の開催 ・ 地域との連携に関すること 14. 回覧書類の決裁と必要な対処 ・ 各種出張、研修の参加確認 15. 職員の各資格取得に関すること ・ 各事業における配置基準と職員の資格取得の管理
総 括	1. 法人業務・運営に関すること ・ 理事会、評議員会の資料の作成及び出席 ・ 法人事務局員としての業務及び事務局会議への出席 2. 利用者の生活支援等の総括に関すること 3. 実地指導・集団指導の参加・現地対応・提出書類の作成及び作成指示 4. 利用者のケア方針決定及び指導に関すること 5. 看護、介護業務の総括に関すること 6. 決済に関することの可否を判断 7. 他職種連携について必要な措置 8. 介護サービス計画の総括的管理に関すること 9. 部署の職員の勤務立案及び調整に関すること 10. 業務の改善、企画及び調査に関すること 11. 看護、介護職員の指導及び研修に関すること 12. 実習生の受入、連絡調整及び指導教育に関すること 13. 施設見学者の受入、連絡調整に関すること 14. 地域行事への参加等、地域との交流に関すること 15. ボランティアの受入及び連絡調整に関すること 16. 利用者と家族との連絡等に関すること 17. その他、利用者の処遇に関すること 18. 施設内新人研修の立案・実施に関すること 19. 施設長の補佐
生活支援課 主 任	指導・育成に関すること 1. 職員の業務・介護に必要な知識・技術の指導・育成 2. 利用者の介護方針について決定する指導・助言・立案 3. 法人の方針を職員に伝達・実施に向けて取り組む指導・実施 部署の運営、法人の運営に関すること

職 名	業 務 内 容
	4. 法人業務・運営に関すること ・法人事務局員としての業務及び事務局会議への出席 5. 利用者のケア方針決定及び指導に関すること 6. 看護、介護業務の総括に関すること 7. 介護サービス計画の総括的管理に関すること 8. 業務の改善、企画及び調査に関すること 9. 実習生の受入、連絡調整及び指導教育に関すること 10. 決済に関することの可否を判断 11. 他職種連携について必要な措置 12. 復命を受けた法人会議への参加 13. 施設長の補佐 14. 生活支援課の事業運営の方針にかかわる意見・提案・立案 15. 苦情・意見についての対応・改善等の指示・対応 16. 生活支援課の介護サービスの確認・支持・指示 17. 実地指導・集団指導の参加・現地対応・提出書類の作成及び作成指示 18. リーダーと介護方針・事業運営に関することの立案 19. 他部署との連携について必要な措置 20. 内部監査時の参加・現地対応・提出書類の作成及び作成指示
在宅支援課 主 任	指導・育成に関すること 1. 職員の業務・介護に必要な知識・技術の指導・育成 2. 利用者の介護方針について決定する指導・助言・立案 3. 法人の方針を職員に伝達・実施に向けて取り組む指導・実施 部署の運営、法人の運営に関すること 4. 法人業務・運営に関すること ・法人事務局員としての業務及び事務局会議への出席 5. 利用者のケア方針決定及び指導に関すること 6. 看護、介護業務の総括に関すること 7. 介護サービス計画の総括的管理に関すること 8. 業務の改善、企画及び調査に関すること 9. 実習生の受入、連絡調整及び指導教育に関すること 10. 決済に関することの可否を判断 11. 他職種連携について必要な措置 12. 復命を受けた法人会議への参加 13. 施設長の補佐 14. 在宅支援課の事業運営の方針にかかわる意見・提案・立案 15. 苦情・意見についての対応・改善等の指示・対応 16. 在宅支援課の介護サービスの確認・支持・指示 17. 実地指導・集団指導の参加・現地対応・提出書類の作成及び作成指示 18. リーダーと介護方針・事業運営に関することの立案 19. 他部署との連携について必要な措置 20. 内部監査時の参加・現地対応・提出書類の作成及び作成指示
リハビリ主任	1. 利用者のケア方針の決定に関すること ・法人内の事業所の運営ケア計画の取りまとめと作成。 2. 利用者の日常生活の決定に関すること ・法人横断会議を開催、それぞれの事業所の取りまとめ。 3. 部署のケアの質(仕事の質)の向上に関すること ・法人横断会議での話し合い、課題に対して取りまとめ。 4. 部署職員の指導、研修に関すること ・法人横断会議で新人研修/階層別研修の内容の取りまとめ。 ・対外的な研究、発表に関する取りまとめ。 5. 部署の職員の勤務の決定に関すること ・法人横断会議での話し合い、取りまとめ。 6. 業務計画の樹立の決定に関すること ・法人内の事業所の運営ケア計画の取りまとめ。 7. 行事の企画立案に関すること ・法人横断会議で話し合い、それぞれの事業所の取りまとめ。 8. 記録及び業務日誌の整備に関すること ・法人横断会議の書記決定、記録の取りまとめで事務局会議で報告。

職 名	業 務 内 容
	9. 施設設備の管理及び営繕に関すること ・法人内の各事業所の環境整備、防火管理に関する取りまとめ。 10. 施設内外の清掃、美化に関すること ・法人内での各事業所の備品管理の報告と取りまとめ。 11. 実習生の受入及び指導教育に関すること ・法人内での各担当者の人選、及び階層別研修/新人研修の計画、実施の報告と取りまとめ。 12. 物品の請求及び保管管理に関すること ・法人内での各事業所の担当者が管理、問題があればその報告と取りまとめ。 13. その他、利用者の処遇に関すること ・法人内外での研修に関する報告を取りまとめて法人横断会議で報告。 14. 施設長の補佐 ・法人内での機能訓練に関する検討事項/課題の取りまとめ。 ・外部の監査により指摘された事項や検討事項の取りまとめて法人内で の統一を図る。
看護主任	1. 生活支援課、在宅支援課ご利用者の身体面の管理及び看護、介護職員の指導・育成。 2. 利用者のケア方針の決定に関すること ・運営ケア計画のとりまとめと作成。 3. 利用者の日常生活の決定に関すること ・部署会議の開催。 4. 部署のケアの質(仕事の質)の向上に関すること ・内部、外部研修への参加。 5. 部署職員の指導、研修に関すること ・階層別研修の計画、実施及び実施記録の作成。 ・必須研修のへ出席状況の把握。 6. 部署の職員の勤務の決定に関すること ・勤務表の作成。 ・時間外命令簿、勤務変更、年休簿の決裁。 7. 業務計画の樹立の決定に関すること ・運営ケア計画のとりまとめと作成。 8. 行事の企画立案に関すること ・起案書の決裁。 9. 記録及び業務日誌の整備に関すること ・記録の決裁。 10. 施設設備の管理及び営繕に関すること ・医務室の防火管理及び自主検査チェック表の確認。 11. 施設内外の清掃、美化に関すること ・医務室の日々の清掃当番の人選。 12. 実習生の受入及び指導教育に関すること ・実習生の担当者の人選。 13. 物品の請求及び保管管理に関すること 14. その他、利用者の処遇に関すること ・生活支援会議、在宅支援課会議への参加。運営会議、入所判定会議への参加。 15. 施設長の補佐 ・文書の配布と取りまとめ。 ・指摘事項の改善。 ・部署での検討要綱についての報告。
生活支援課 フロアリーダー	1. 利用者のケア方針に関すること ・運営ケア計画のとりまとめと作成。 2. 利用者の日常生活に関すること ・フロア会議の開催。 3. ご利用者の送迎に関すること ・送迎中のトラブルに対する指示・助言。 ・悪天候時に送迎する際の安全策の検討・指示。 4. 部署のケアの質(仕事の質)の向上に関すること ・フロア会議の開催。 5. 部署職員の指導、研修に関すること ・1ヶ月、3ヶ月面接への参加。

職 名	業 務 内 容
	6. 部署の職員の勤務に関すること ・勤務表の作成。 ・時間外命令簿、勤務変更、年休簿の決裁。 7. 業務計画の樹立に関すること ・運営ケア計画のとりまとめと作成。 8. 行事の企画立案に関すること ・起案書の決裁。 9. 記録及び業務日誌の整備に関すること ・記録の決裁。 10. 施設設備の管理及び営繕に関すること ・フロア全体の防火管理。 11. 施設内外の清掃、美化に関すること 12. 実習生の受入及び指導教育に関すること ・実習生の担当者の人選。実習生の当日担当者の人選。 ・階層別研修の計画、実施及び実施記録の作成。 13. 物品の請求及び保管管理に関すること 14. その他、利用者の処遇に関すること ・生活支援会議への参加。運営会議、入所判定会議への参加。 ・人事考課の評価。 ・内部・外部の研修の参加及び復命書の作成。 15. 部署の取りまとめ、報告・連絡・相談に関すること ・文書の配布と取りまとめ ・指摘事項の改善 ・フロアでの検討要綱についての報告 16. 苦情・意見について対応・指示・上司へ報告
ユニット リーダー	1. 利用者のケア方針に関すること ・運営ケア計画のとりまとめと作成。 2. 利用者の日常生活に関すること ・介護サービス計画の実施・記録・評価に関する事 ・フロア会議、サービス担当者会議、日々のミーティングの開催 3. 部署のケアの質(仕事の質)の向上に関すること ・フロア会議、日々のミーティングの開催。 4. 部署職員の指導、研修に関すること ・業務に必要な知識・技術の指導・育成 ・1ヶ月、3ヶ月面接への参加 ・人事考課の評価。 ・必須研修への出席状況の把握。 ・内部・外部の研修の参加及び復命書の作成。 5. 部署の職員の勤務に関すること ・勤務表の作成。 ・時間外命令簿、勤務変更、年休簿の決裁。 6. 業務計画の樹立に関すること ・運営ケア計画のとりまとめと作成。 7. 行事の企画立案に関すること ・起案書の決裁 8. 記録及び業務日誌の整備に関すること ・記録の決裁。 9. 施設設備の管理及び営繕に関すること ・フロア全体の防火管理 10. 施設内外の清掃、美化に関すること ・定期的な清掃計画の決裁。 11. 実習生の受入及び指導教育に関すること ・実習生の担当者の人選。実習生の当日担当者の人選 12. 物品の請求及び保管管理に関すること ・必要物品発注に関する把握・管理。 13. その他、利用者の処遇に関すること ・生活支援課会議への参加。運営会議への参加 ・利用者家族との連絡調整

職 名	業 務 内 容
	・地域行事への参加等、地域との交流を促す ・文書の配布と取りまとめ ・指摘事項の改善 ・フロアでの検討事項についての報告 14. 部署の取りまとめ、報告・連絡・相談に関すること ・文書の配布と取りまとめ ・指摘事項の改善 ・フロアでの検討要綱についての報告 15. 苦情・意見について対応・指示・上司へ報告
在宅支援課 リーダー	1. 職員に関すること ・業務に必要な知識・技術の指導・育成 2. 利用者のケア方針に関すること ・運営ケア計画の取りまとめと作成 3. 利用者の日常生活に関すること ・利用中または在宅生活の状態把握・困難事例の解決に向けての対応 4. 部署のケアの質(仕事の質)の向上に関すること ・フロア会議の開催・会議内容の作成 5. 部署職員の指導、研修に関すること ・1ヶ月、3ヶ月面接への参加 ・必須研修への出席状況の把握 6. 部署の職員の勤務に関すること ・勤務表の作成 ・時間外命令簿、勤務変更、年休簿の決裁 7. 業務計画の樹立に関すること ・運営ケア計画のとりまとめと作成 8. 行事の企画立案に関すること ・年間行事計画の実施状況の把握と起案書の決済。 9. 記録及び業務日誌の整備に関すること ・記録の決裁 10. 施設設備の管理及び営繕に関すること ・フロア全体の防火管理 11. 施設内外の清掃、美化に関すること
生活相談員 リーダー	1. 利用者のケア方針に関すること ・運営ケア計画のとりまとめと作成。 2. 利用者の日常生活に関すること ・フロア会議への参加や開催。 3. ご利用者の送迎に関すること ・送迎中のトラブルに対する指示・助言。 ・悪天候時に送迎する際の安全策の検討・指示。 4. 部署のケアの質(仕事の質)の向上に関すること

職 名	業 務 内 容
	8. 利用者の生活援助に関すること ・利用者及び家族の生活に関する意向を確認 ・確認した意向の他職員への伝達 ・家族への利用中の様子の伝達 ・選挙への立会い ・理髪店との連絡調整 ・インフルエンザ予防接種に関わる手続き ・必要手続き及び申請の代行 ・利用料、医療費等の取りまとめ ・住所変更者の郵便物の取扱い ・外出、外泊時の日程調整及び送迎 ・苦情受付け 9. 利用者の利用の調整に関すること ・受診時の送迎 ・入退院の手続き及び日程調整 10. 利用者のケア方針の決定及び指導に関すること ・利用者及び家族の意向確認 11. 介護支援専門員との連絡及び調整に関すること ・利用者及び家族の状況、意向確認 12. 入退去及び利用に関すること ・入居申し込みの受付 ・待機者状況確認調査の実施 ・利用者及び家族への入居意向の確認 ・入退居契約手続き ・市町村への報告 13. 入居判定会議の主宰に関すること ・入居判定会議の開催 ・入居継続判定会議の開催 14. 介護サービス計画の実施・記録・評価に関すること ・日中活動等の記録 ・ケアプラン作成及び作成に関する会議の開催、参加 15. リハビリ訓練に関すること 16. 行事の企画・立案・実施に関すること ・利用者及び家族の意向の確認 ・外出行事での外出にあたっての支援 17. 実習生の受入及び指導教育に関すること 18. ボランティアの受入及び連絡調整に関すること 19. 地域行事への参加等、地域との交流に関すること 20. 利用者と家族会との連絡調整に関すること ・施設見学受入れ ・介護者教室の立案及び実施 21. 利用者の買い物の発注及び納品に関すること ・利用者及び家族への意向確認 22. 利用者の預り金等に関すること ・契約時における預かり金品等の確認 ・利用者小口現金の出納 ・保険証類の管理 ・通帳の管理 23. その他、利用者の処遇に関すること ・事故対応及び、その保険対応 24. その他、利用者の処遇に関すること ・生活支援会議への参加。運営会議、入所判定会議への参加。 ・人事考課の評価。 ・内部・外部の研修の参加及び復命書の作成。 25. 部署の取りまとめ、報告・連絡・相談に関すること ・文書の配布と取りまとめ ・指摘事項の改善 ・部署での検討要綱についての報告 26. 苦情・意見について対応・指示・上司へ報告

職 名	業 務 内 容
入 居 生活相談員	1. 利用者の生活援助に関すること ・利用者及び家族の生活に関する意向を確認 ・確認した意向の他職員への伝達 ・家族への利用中の様子の伝達 ・選挙への立会い ・理髪店との連絡調整 ・インフルエンザ予防接種に関わる手続き ・必要手続き及び申請の代行 ・利用料、医療費等の取りまとめ ・住所変更者の郵便物の取扱い ・外出、外泊時の日程調整及び送迎 ・苦情受付け 2. 利用者の利用の調整に関すること ・受診時の送迎 ・入退院の手続き及び日程調整 3. 利用者のケア方針の決定及び指導に関すること ・利用者及び家族の意向確認 4. 介護支援専門員との連絡及び調整に関すること ・利用者及び家族の状況、意向確認 5. 入退去及び利用に関すること ・入居申し込みの受付 ・待機者状況確認調査の実施 ・利用者及び家族への入居意向の確認 ・入退居契約手続き ・市町村への報告 6. 入居判定会議の主宰に関すること ・入居判定会議の開催 ・入居継続判定会議の開催 7. 介護サービス計画の実施・記録・評価に関すること ・日中活動等の記録 ・ケアプラン作成及び作成に関する会議の開催、参加 8. リハビリ訓練に関すること 9. 行事の企画・立案・実施に関すること ・利用者及び家族の意向の確認 ・外出行事での外出にあたっての支援 10. 実習生の受入及び指導教育に関すること 11. ボランティアの受入及び連絡調整に関すること 12. 地域行事への参加等、地域との交流に関すること 13. 利用者と家族会との連絡調整に関すること ・施設見学受入れ ・介護者教室の立案及び実施 14. 利用者の買い物の発注及び納品に関すること ・利用者及び家族への意向確認 15. 利用者の預り金等に関すること ・契約時における預かり金品等の確認 ・利用者小口現金の出納 ・保険証類の管理 ・通帳の管理 16. その他、利用者の処遇に関すること ・事故対応及び、その保険対応
短期入所 生活相談員	1. 利用者の生活援助に関すること ・利用者及び家族の生活に関する意向を確認 ・確認した意向の他職員への伝達 ・サービス担当者会議への参加と、家族への利用中の様子の伝達 2. 利用者の利用の調整に関すること ・利用希望とその理由の確認 ・利用のための関係機関との連絡と調整 ・利用希望に合わせた月間予定の作成

職 名	業 務 内 容
	3. 利用者のケア方針の決定に関すること ・意向や居宅ケアプランとの整合性の確認 4. 介護支援専門員との連絡及び調整に関すること ・他サービスとの連動や利用希望の確認 5. 入退所及び利用に関すること ・入所期間や送迎希望に合わせた週間予定の作成 ・送迎の運転や添乗 6. 入所判定会議の参加に関すること 7. 介護サービス計画の実施・記録・評価に関すること ・新規利用開始時における暫定的なプランの作成 8. リハビリ訓練に関すること ・機能訓練の希望、必要性について機能訓練職員との確認 9. 行事の企画・立案・実施に関すること ・利用者及び家族の意向の確認と他職員への伝達 ・外出行事での外出にあたっての支援 10. 実習生の受入及び指導教育に関すること ・実習計画の作成と日々の指導 ・実習受入れ担当者への状況報告 11. 地域行事への参加等、地域との交流に関すること 12. 利用者と家族会との連絡調整に関すること ・家族懇談会の計画や調整及び出席 13. 利用者の預り金等に関すること ・契約時における預かり金品等の確認 14. その他、利用者の処遇に関すること
通所介護 生活相談員	1. 利用者の生活援助に関すること ・利用者及び家族の生活に関する意向を確認 ・新規利用開始に伴う受け入れ体制の整備 ・確認した意向の他職員への伝達 ・サービス担当者会議への参加と、家族への利用中の様子の伝達 2. 利用者の利用の調整に関すること ・利用希望とその理由の確認、調整 ・利用のための関係機関との連絡と調整 ・利用希望に合わせた月間予定の作成 3. 利用者のケア方針の決定に関すること ・意向や居宅ケアプランとの整合性の確認 4. 介護支援専門員との連絡及び調整に関すること ・他サービスとの連動や利用希望の確認 5. 介護サービス計画の実施・記録・評価に関すること ・新規利用開始時における暫定的なプランの作成 ・介護サービス計画書のモニタリング、アセスメント。 ・介護サービス計画書の作成。 ・介護サービス計画書の実施記録と日々の記録。 6. リハビリ訓練に関すること ・機能訓練の希望、必要性について機能訓練職員との確認 7. 行事の企画・立案・実施に関すること ・利用者及び家族の意向の確認と他職員への伝達 ・外出行事での外出にあたっての支援 8. 利用者と家族会との連絡調整に関すること ・家族懇談会の計画や調整及び出席 9. 見学希望者に関すること ・見学希望者の意向の確認、見学時の対応 10. 利用者の日常生活の支援に関すること ・食事前の盛り付け、配膳、食事介助、後片付け。食事チェック。 ・バイタル測定、配薬、配薬後のチェック。軟膏塗布。湿布、ガーゼ貼付。 ・お茶の時間のお茶、お菓子の準備。日常会話。後片付け。 ・離床介助、臥床介助。体位交換。ソファ、椅子への移乗介助。 ・利用者の移動、移乗介助。移動の見守り。所在確認。

職 名	業 務 内 容
	・パット交換、トイレ誘導。パット交換のための清拭たたみと清拭絞り。 ・パット交換時の利用者の皮膚状態の観察。患部洗浄とガーゼ交換、軟膏塗布。 ・入浴準備と入浴後の清掃、消毒。 ・入浴時の脱衣、着衣のお手伝い。洗身、洗髪、髭剃り。 ・利用者の皮膚状態の観察。胃ろう挿入部のガーゼ交換。異常時の看護への連絡。 ・送迎の運転や添乗 11. 記録及び業務日誌の整備に関すること ・生活記録の記載、整理。 ・業務日誌の作成、管理。 12. その他、利用者の処遇に関すること
生活支援課 看護職員	1. 利用者の保健及び健康の管理に関すること ・利用者の健康状態の把握 ・医務室内申し送り（毎日） ・利用者の健康診断（年2回） ・利用者のインフルエンザの予防接種（年1回） ・利用者の経管栄養、たん吸引等の業務 ・利用者の受診対応 ・感染症《インフルエンザ、ノロウイルス》報告のとりまとめ（12月～3月） 2. 医師の診療業務の補助に関すること ・嘱託医の回診介助（週1回） ・歯科検診介助（月1回） ・往診時の介助 3. 緊急時の応急処置に関すること ・処置 ・受診対応 4. 静養室の管理に関すること ・医務室の清掃（毎日） ・自主検査チェックの実施（毎日） 5. 記録及び業務日誌の整備に関すること ・生活記録 ・カーデックス記録 ・業務日誌記録 ・申し送り記録 ・入所判定記録 ・部署会議記録 ・利用者インフルエンザ関係の書類の記録 ・ショートステイ利用者の退所時連絡表の記録 ・（必要時）ヒヤリハット、事故報告書の記入 ・家族通信の記入（年2回） 6. 医薬品、治療用機材の出納及び保管に関すること ・衛生材料、医薬品等の発注（月1回） ・薬の受け取り（回診時の薬受け取りは週1回）、確認、管理 ・配置薬の点検、補充（月1回） ・インフルエンザワクチンの発注、管理 7. 利用者の入退院時の業務に関すること ・入、退院の付き添い ・看護サマリーの作成 ・入院時（退院前）の状態確認 ・入、退院時の申し送り業務 8. 介護サービス計画の実施・記録・評価に関すること ・栄養モニタリングの記入 ・介護サービス計画書に基づくカンファレンスへの参加 9. 職員の健康管理に関すること ・インフルエンザの予防接種（年1回） ・感染症《インフルエンザ、ノロウイルス》報告のとりまとめ（12月～3月） ・緊急時の処置 10. 職員（実習生含む）に対する看護技術の指導教育に関すること 11. 施設内の衛生管理及びの徹底及び感染の防止に関すること ・医療廃棄物の管理

職 名	業 務 内 容
	・機材の消毒及び滅菌、衛生材料の滅菌等 1 2. その他、利用者の看護に関すること ・注射、点滴、チューブ交換、ターミナルケア等
生活支援課 介護職員	1. 利用者の日常生活の支援に関すること ・食事前の盛り付け、配膳、食事介助、後片付け。食事チェック。 ・バイタル測定、配薬、配薬後のチェック。軟膏塗布。湿布、ガーゼ貼付。 ・経管栄養の準備、後片付け。経管チューブ交換、滴下管理。経管栄養終了の記録。 ・経管スタンドの管理。経管栄養利用者の体位の確認と補正。 ・お茶の時間のお茶、お菓子の準備。日常会話。後片付け。 ・利用者の面会者へのお茶の準備。家族への利用者の近況報告。後片付け。 ・離床介助、臥床介助。体位交換。ソファ、椅子への移乗介助。 ・利用者の移動、移乗介助。移動の見守り。所在確認。 ・就寝前の着替えの介助。消灯、点灯。巡回。室温、湿度管理。 ・パット交換、トイレ誘導。パット交換のための清拭たたみと清拭絞り。 ・パット交換時の利用者の皮膚状態の観察。患部洗浄とガーゼ交換、軟膏塗布。 ・排泄物の観察、排便回数の記録。 ・座薬の挿入、下剤の服用介助と排便の確認、記録。 ・入浴準備と入浴後の清掃、消毒。 ・入浴時の脱衣、着衣のお手伝い。洗身、洗髪、髭剃り。 ・入浴されない利用者の清拭準備、後片付け。清拭。 ・利用者の皮膚状態の観察。胃ろう挿入部のガーゼ交換。異常時の看護への連絡。 2. 介護サービス計画の実施・記録・評価に関すること ・介護サービス計画書のモニタリング、アセスメント。 ・介護サービス計画書の作成。 ・介護サービス計画書に基づくカンファレンスとその記録作成。 ・介護サービス計画書の説明の為に家族連絡。 ・介護サービス計画書の内容の利用者本人、家族への説明と同意の有無の確認。 ・家族の要望を聞き、家族面談表を作成する。 ・介護サービス計画書の実施記録書の作成と日々の記録。 ・栄養、機能訓練モニタリングの記入。 ・介護サービス計画書に関わる記録の整理。 3. 行事の企画・立案・実施に関すること ・行事の準備と起案書の作成。必要物品の購入。 ・家族連絡。ボランティア様の手配、受け入れ。借用物品の借用書の作成。 ・当日タイムスケジュールの作成、連絡。 ・行事実施後の実施記録の作成。 4. リネン交換及び汚物処理に関すること ・パット交換時の排泄物及び使用した清拭の処理。 ・ポータブルトイレの洗浄、消毒。 ・パット用品、消毒用物品、処理用物品の発注、管理。 ・利用者のリネン交換。リネン交換後の後片付け。 5. 記録及び業務日誌の整備に関すること ・生活記録の記載、整理。 ・業務日誌の作成、管理。 6. 利用者の所持品等の管理に関すること ・利用者の衣類の整理。 7. 利用者の整容及び衛生に関すること ・利用者の皮膚状態の観察。胃ろう挿入部のガーゼ交換。異常時の看護への連絡。 ・毎朝の洗面、離床時の整髪のお手伝い。食後のうがい、口腔清拭。 ・食後のうがい、経管栄養利用者の口腔清拭。食物残渣の確認。義歯洗浄。 ・衛生物品の発注と管理。感染症対応の物品の準備、補充。 ・利用者の洗濯。後片付け。利用者の衣類が汚れた際の衣類の消毒。 8. 入退所及び利用に関すること ・入所の居室準備。情報に基づいた事前カンファレンスの施行。 ・入所後カンファレンスの施行。 ・退所時の利用者のエンゼルケア。お見送り。 ・退所時の利用者の私物の取りまとめ。退所後の振り返り。 9. 入退院及び外出、外泊に関すること

職 名	業 務 内 容
	・入退院時の準備。入院時の居室整備と利用者私物の取りまとめ。 ・外出、外泊の家族連絡と調整。運転、添乗の手配。外出、外泊届の記載。 ・送迎時の運転、添乗。 10. 居室内外の清掃、美化に関すること ・利用者の居室内清掃。フロア内、寮母室内、食堂清掃。ゴミ集め及び処理。 ・網戸清掃。中庭および施設周辺の草取り。 ・行事、外出等の写真の装飾。 11. ボランティアの受入に関すること ・ボランティアの受け入れ準備、日誌のコメント記入。 ・たたみ物、喫茶ボランティア終了後の後片付け。 12. クラブ活動に関すること ・クラブ活動の補助及び活動記録。 ・利用者のクラブ活動への案内。移動介助。 13. 実習生の受入及び指導教育に関すること ・実習生の受け入れ、指導。実習日誌のコメント記入。実習の環境整備。 ・実習最終日の反省会の参加。評価の記入。 ・他施設の研修生の受け入れ。最終日の振り返りの参加。研修記録のコメント。 ・新人職員の指導。実習日誌のコメント記入と1ヶ月、3ヶ月面接への参加。 14. その他、利用者の処遇に関すること ・各委員会活動。 ・フロア会議の参加。施設内外研修への参加。 ・施設外研修の復命書の作成と研修内容の発表。 ・避難訓練の実施。 ・各居室の防火管理。 15. 利用者の買い物の発注及び納品に関すること ・利用者の必要物品の代替購入。
ユニット 介護職員	1. 利用者の日常生活の支援に関すること ・バイタル測定、配薬、配薬後のチェック、軟膏塗布、湿布、ガーゼ貼付 ・経管栄養の準備、後片付け。経管チューブ交換、滴下管理。経管栄養終了記録。 ・経管スタンドの管理。経管栄養利用者の体位の確認と補正。 ・調理業務に関する事 ・食品衛生の徹底と食中毒の防止に関する事 ・調理器具の管理保全に関する事 ・利用者と一緒に調理の創意工夫に関する事 ・食事前の盛り付け、配膳、食事介助、後片付け。摂取量のチェック。 ・キッチン内の衛生管理に関する事 ・利用者の食生活の充実と楽しい食事の雰囲気作りの工夫に関する事 ・お茶の時間に、お茶・お菓子の準備。日常会話。後片付け。 ・利用者への面会者にお茶の準備。家族への近況報告。後片付け。 ・入浴準備と入浴後の清掃・消毒。 ・入浴時の着脱のお手伝い。洗身、洗髪、髭そり。 ・入浴されない利用者の清拭準備、後片付け。清拭。 ・利用者の皮膚状態の観察。胃ろう挿入部のガーゼ交換。異常時に看護へ報告。 ・離床介助、起床介助。体位交換。移乗の介助。 ・利用者の移動、移乗介助。移動の見守り。所在確認。 ・就寝前の着替えの介助。消灯、点灯。巡回。室温・湿度管理。 ・トイレ誘導、パット交換を行い清潔保持に努める。 ・排泄介助時に皮膚状態の観察と排便・排尿の観察と記録。 ・フロア費の活用。 2. 介護サービス計画の実施・記録・評価に関すること ・利用者・家族の要望を聞き、介護サービス計画書を作成する。 ・介護サービス計画書に基づくカンファレンスとその記録作成。 ・介護サービス計画書のモニタリング、アセスメント。 ・介護サービス計画書の説明の為、家族連絡し日程の調整。 ・介護サービス計画書の内容について、利用者・家族へ説明と同意の確認。 ・介護サービス計画書の実施記録の作成と日々の記録。 ・栄養・機能訓練モニタリングの記入。 ・家族の要望を聞き、家族面談表の作成。

職 名	業 務 内 容
	・介護サービス計画書に関わる記録の整備。 3. 行事の企画・立案・実施に関すること ・行事の企画と起案書の作成。準備と必要物品の購入。 ・当日タイムスケジュールの作成、関係機関への連絡。 ・家族連絡。ボランティアの手配、受け入れ。借用物品の借用書等の準備。 ・行事実施後の実施記録の作成。 4. リネン交換及び汚物処理に関すること ・利用者のリネン交換。交換後の後片付け。 ・パット交換後の排泄物及び、使用した清拭の処理。 ・ポータブルトイレの洗浄・消毒。 ・パット用品、消毒用物品、処理用物品の発注と管理。 5. 記録及び業務日誌の整備に関すること ・生活記録等の記載と管理。 ・業務日誌の作成と管理。 6. 利用者の所持品等の管理に関すること ・利用者の衣類の整理と整備。 ・身の回り品の管理と家族への連絡。 7. 利用者の整容及び衛生に関すること ・朝・夕の洗面、起床時の整髪の手伝い。 ・利用者の皮膚状態の観察。胃ろう挿入部のガーゼ交換、異常時の看護へ報告。 ・食後の口腔ケア、義歯洗浄。経管栄養利用者の口腔ケア。食事量の確認。 ・利用者の衣類の洗濯、後片付け。汚染時の消毒。 ・衛生物品の発注と管理。感染症対策の物品準備と補充。 8. 入退所及び利用に関すること ・入所の居室準備。個人情報に基づき事前カンファレンスの施行。 ・入所後カンファレンスの開催。 ・亡くなった場合はエンゼルケアとお見送り。 ・退所時の利用者の私物の取りまとめ。退所の振り返り。 9. 入退院及び外出、外泊に関すること ・入退院時の準備。入院中の居室整備と利用者の私物の取りまとめ。 ・外出・外泊の家族連絡と調整。運転・添乗の手配。外出・外泊届の記載。 ・送迎時の運転と添乗。 10. 居室内外の清掃、美化に関すること ・利用者の居室内清掃。フロア全体の清掃とゴミ集め及び処理。 ・網戸掃除。フロア周辺の草取り。畳み干し。 ・行事、外出時の写真の装飾。 ・足湯の清掃・管理。 11. ボランティアの受入に関すること ・ボランティアの受け入れ準備・後始末。 ・ボランティア活動補助。 12. クラブ活動に関すること ・クラブ活動の補助と活動記録。 ・利用者のクラブ活動への案内。移動介助。 13. 実習生の受入及び指導教育に関すること ・実習生の受け入れと指導・環境整備。実習日誌のコメント記入。 ・新人職員の指導。実習日誌のコメント記入。1ヶ月・3ヶ月面接への参加。 ・実習最終日の反省会参加、評価記入。 ・他施設の研修生の受け入れ。最終日の振り返り参加。研修記録のコメント記入。 14. その他、利用者の処遇に関すること ・フロア会議の参加。施設内外研修への参加。 ・施設外研修の復命書の作成と研修内容の発表。 ・各委員会活動。 ・避難訓練の実施。 ・フロア内・各居室の防火管理 ・よろづの会の企画・運営。 15. 利用者の買い物の発注及び納品に関すること ・利用者の必要物品の代理購入。

職 名	業 務 内 容
在宅支援課 通所介護 介護職員	1. 利用者の生活援助に関すること ・利用者の前日までの状況を確認し、介護業務に従事 ・他職種と利用者の状況について情報交換をし、日常生活支援全般に従事 ・バイタルサインの確認、測定の実施及び記録、情報の伝達 ・食事で利用者本位・自立支援での援助を根幹として従事 ・食事に関して利用者に必要な自助具・食事形態・介護方法を専門職として提案・提供 ・排泄で利用者本位・自立支援での援助を根幹として従事 ・排泄に関して利用者に必要な自助具・使用物品・介護方法を専門職として提案・提供 ・入浴で利用者本位・自立支援での援助を根幹として従事 ・入浴に関して利用者に必要な自助具・入浴形態・介護方法を専門職として提案・提供 ・口腔ケアに関して利用者に必要な自助具・食事形態・介護方法を専門職として提案・提供 ・口腔ケアで利用者本位・自立支援での援助を根幹として従事 2. 介護サービス計画の実施・記録・評価に関すること ・本人・家族の意向確認及び居宅ケアプランとのサービス実施状況の整合性の確認 ・通所介護・予防通所介護計画書のモニタリング、アセスメントの実施 ・居宅ケアプランに基づいた暫定通所介護・予防通所介護計画書の作成 ・同上について、他職種連携により通所介護・予防通所介護計画書を立案 ・通所介護・予防通所介護書の本人・家族への説明 ・通所介護・予防通所介護書の実施記録と日々の記録 3. 行事・レクリエーション活動・アクティビティ活動の企画・立案・実施に関すること ・行事の企画と起案書の作成及び必要物品の購入・借用 ・利用者・家族への連絡。ボランティア様の手配、受け入れ。 ・利用者の意向に沿った外出・レクリエーション活動・アクティビティ活動の実施 ・行事実施後の実施記録の作成及び実施状況を部署で総括 4. 記録及び業務日誌に関すること ・利用者・家族からの連絡について記録 ・利用者のサービス提供時の特記事項の状況・対応等について記録 ・利用者のサービス提供時の活動・日常の生活に関する記録 ・通所介護計画・予防通所介護計画書の実施記録 5. 送迎に関すること ・施設の運転見極め試験を受け、合格後にリフトバスの運行業務に従事 ・送迎マニュアルに沿って業務を遂行 6. 苦情・意見に関すること ・苦情・意見について受付対応・上司に報告
在宅支援課 通所介護 看護職員	1. 医療に関すること ・医行為全般の業務の遂行 ・利用者の状況に合わせた処置・他専門職への対応指示・助言 ・利用者の急変時の対応・他専門職への対応指示・助言 ・医療機関への上申や受診の対応 2. 利用者の生活援助に関すること ・利用者の前日までの状況を確認し、介護業務に従事 ・他職種と利用者の状況について情報交換をし、日常生活支援全般に従事 ・バイタルサインの確認、測定の実施及び記録、情報の伝達 ・食事で利用者本位・自立支援での援助を根幹として従事 ・食事に関して利用者に必要な自助具・食事形態・介護方法を専門職として提案・提供 ・排泄で利用者本位・自立支援での援助を根幹として従事 ・排泄に関して利用者に必要な自助具・使用物品・介護方法を専門職として提案・提供 ・入浴で利用者本位・自立支援での援助を根幹として従事 ・入浴に関して利用者に必要な自助具・入浴形態・介護方法を専門職として提案・提供 ・口腔ケアに関して利用者に必要な自助具・食事形態・介護方法を専門職として提案・提供 ・口腔ケアで利用者本位・自立支援での援助を根幹として従事 3. 介護サービス計画の実施・記録・評価に関すること ・本人・家族の意向確認及び居宅ケアプランとのサービス実施状況の整合性の確認 ・通所介護・予防通所介護計画書のモニタリング、アセスメントの実施 ・居宅ケアプランに基づいた暫定通所介護・予防通所介護計画書の作成 ・同上について、他職種連携により通所介護・予防通所介護計画書を立案 ・通所介護・予防通所介護書の本人・家族への説明 ・通所介護・予防通所介護書の実施記録と日々の記録

職 名	業 務 内 容
	4. 行事・レクリエーション活動・アクティビティ活動の企画・立案・実施に関すること ・行事の企画と起案書の作成及び必要物品の購入・借用 ・利用者・家族への連絡。ボランティア様の手配、受け入れ。 ・利用者の意向に沿った外出・レクリエーション活動・アクティビティ活動の実施 ・行事実施後の実施記録の作成及び実施状況を部署で総括 5. 記録及び業務日誌に関すること ・利用者・家族からの連絡について記録 ・利用者のサービス提供時の特記事項の状況・対応等について記録 ・利用者のサービス提供時の活動・日常の生活に関する記録 ・通所介護計画・予防通所介護計画書の実施記録 6. 送迎に関すること ・施設の運転見極め試験を受け、合格後にリフトバスの運行業務に従事 ・送迎マニュアルに沿って業務を遂行 7. 苦情・意見に関すること 苦情・意見について受付対応・上司に報告
生活支援課 短期入所 介護職員	1. 利用者の生活援助に関すること ・利用者の前日までの状況を確認し、介護業務に従事 ・他職種と利用者の状況について情報交換をし、日常生活支援全般に従事 ・バイタルの確認、測定の実施及び記録、情報の伝達 ・食事で利用者本位・自立支援での援助を根幹として従事 ・食事に関して利用者に必要な自助具・食事形態・介護方法を専門職として提案・提供 ・排泄で利用者本位・自立支援での援助を根幹として従事 ・排泄に関して利用者に必要な自助具・使用物品・介護方法を専門職として提案・提供 ・入浴で利用者本位・自立支援での援助を根幹として従事 ・入浴に関して利用者に必要な自助具・入浴形態・介護方法を専門職として提案・提供 ・口腔ケアに関して利用者に必要な自助具・食事形態・介護方法を専門職として提案・提供 ・口腔ケアで利用者本位・自立支援での援助を根幹として従事 2. 介護サービス計画の実施・記録・評価に関すること ・本人・家族の意向確認及び居宅ケアプランとのサービス実施状況の整合性の確認 ・通所介護・予防通所介護計画書のモニタリング、アセスメントの実施 ・居宅ケアプランに基づいた暫定通所介護・予防通所介護計画書の作成 ・同上について、他職種連携により通所介護・予防通所介護計画書を立案 ・通所介護・予防通所介護書の本人・家族への説明 ・通所介護・予防通所介護書の実施記録と日々の記録 3. 行事・レクリエーション活動・アクティビティ活動の企画・立案・実施に関すること ・行事の企画と起案書の作成及び必要物品の購入・借用 ・利用者・家族への連絡。ボランティア様の手配、受け入れ。 ・利用者の意向に沿った外出・レクリエーション活動・アクティビティ活動の実施 ・行事実施後の実施記録の作成及び実施状況を部署で総括 4. 記録及び業務日誌に関すること ・利用者・家族からの連絡について記録 ・利用者のサービス提供時の特記事項の状況・対応等について記録 ・利用者のサービス提供時の活動・日常の生活に関する記録 ・通所介護計画・予防通所介護計画書の実施記録 5. 送迎に関すること ・施設の運転見極め試験を受け、合格後にリフトバスの運行業務に従事 ・送迎マニュアルに沿って業務を遂行 6. 苦情・意見に関すること 苦情・意見について受付対応・上司に報告 7. 夜勤に関すること 短期入所職員は夜勤業務に従事する
生活支援課 短期入所 看護職員	1. 利用者の保健及び健康の管理に関すること ・利用者の健康状態の把握 ・医務室内申し送り（毎日） ・利用者の健康診断(年2回) ・利用者のインフルエンザの予防接種(年1回) ・利用者の経管栄養、たん吸引等の業務 ・利用者の受診対応

職 名	業 務 内 容
	・感染症《インフルエンザ,ノロウイルス》報告のとりまとめ(12月～3月) 2. 医師の診療業務の補助に關すること ・囑託医の回診介助(週1回) ・歯科検診介助(月1回) ・往診時の介助 3. 緊急時の応急処置に關すること ・処置 ・受診対応 4. 静養室の管理に關すること ・医務室の清掃(毎日) ・自主検査チェックの実施(毎日) 5. 記録及び業務日誌の整備に關すること ・生活記録 ・カーデックス記録 ・業務日誌記録 ・申し送り記録 ・入所判定記録 ・部署会議記録 ・利用者インフルエンザ関係の書類の記録 ・ショートステイ利用者の退所時連絡表の記録 ・(必要時)ヒヤリハット、事故報告書の記入 ・家族通信の記入(年2回) 6. 医薬品、治療用機材の出納及び保管に關すること ・衛生材料、医薬品等の発注(月1回) ・薬の受け取り(回診時の薬受け取りは週1回)、確認、管理 ・配置薬の点検、補充(月1回) ・インフルエンザワクチンの発注、管理 7. 利用者の入退院時の業務に關すること ・入、退院の付き添い ・看護サマリーの作成 ・入院時(退院前)の状態確認 ・入、退院時の申し送り業務 8. 介護サービス計画の実施・記録・評価に關すること ・栄養モニタリングの記入 ・介護サービス計画書に基づくカンファレンスへの参加 9. 職員の健康管理に關すること ・インフルエンザの予防接種(年1回) ・感染症《インフルエンザ,ノロウイルス》報告のとりまとめ(12月～3月) ・緊急時の処置 10. 職員(実習生含む)に対する看護技術の指導教育に關すること 11. 施設内の衛生管理及びの徹底及び感染の防止に關すること ・医療廃棄物の管理 ・機材の消毒及び滅菌、衛生材料の滅菌等 12. その他、利用者の看護に關すること ・注射、点滴、チューブ交換、ターミナルケア等
リハビリ 機能訓練指導員	1. 理学、作業、言語療法や訓練に關すること ・ご利用者の身体機能の状態を適切に評価し理学療法訓練を立案できる。 ・ご利用者の日常生活の状態を適切に評価し作業療法訓練を立案できる。 ・ご利用者の口腔/嚥下の状態を適切に評価し言語療法訓練を立案できる。 2. 個別のリハビリメニュー作成及び実施に關すること ・自立支援/他職種共同に基づいた個別機能訓練計画書を作成、立案し実行することができる。 ・適切にアセスメントを実行し計画書に反映させることができる。 ・適切にモニタリングを実行し計画書に反映させることができる。 3. クラブ活動、レクリエーションに關すること ・ボランティア活動含む連絡、調整、準備、企画、立案し実行することができる。 4. 機能訓練、レクリエーション等用具や自助具選定、購入、制作に關すること ・レク道具の製作/準備、ご利用者の生活に関する自助具の選定、シーティング

職 名	業 務 内 容
	の選定/製作ができる。 5. 利用者の身体機能の維持、向上に関すること ・ご利用者の機能状態に応じた移動手段、歩行補助具の選定、移乗動作、ポジショニング指導ができる。 ・ご利用者の食事場面で誤嚥に留意し安全に摂食、食事介助ができる。 ・ご利用者の排泄場面で排泄介助や排泄動作を援助したり、能力を引き出すことができる。 ・ご利用者の衣類の着脱場面で援助したり、自立できるように能力を引き出すことができる。 ・ご利用者の入浴場面で適切な入浴方法や入浴動作を援助することができる。 6. 職員（実習生含む）の機能訓練、レクリエーションの技術指導に関すること ・新人、実習生に機能訓練及びレクリエーションの技術指導ができる。 7. 機能訓練室の環境及び、用具等の管理、整理/整頓に関すること ・機能訓練室の環境、レクリエーション道具の整理/整頓ができる。 8. 介護予防事業等の受託及び地域活動の参加に関わること ・市町村からの委託事業（介護予防事業等）の管理、運営ができる。 ・地域活動にも積極的に参加することができる。 9. その他、利用者の処遇に関すること ・ご利用者の生活関連動作（買い物等）にも援助することができる。
管理課 厨房リーダー	1. 部署の日常業務の決定に関すること ・部署会議の開催。 2. 配食サービス・運転業務に関すること ・運転中のトラブルに対する指示・助言。 ・悪天候時に運転する際の安全策の検討・指示。 3. 部署の仕事の質の向上に関すること ・内部、外部研修への参加。 4. 部署職員の指導、研修に関すること ・業務に必要な知識・技術の指導・育成 ・必須研修への出席状況の把握。 ・新人職員1ヶ月、3ヶ月面接のい実施。 ・人事考課の評価。 ・内部・外部の研修の参加及び復命書の作成。 5. 部署の職員の勤務の決定に関すること ・勤務表の作成。 ・時間外命令簿、勤務変更、年休簿の決裁。 6. 業務計画の樹立に関すること ・運営ケア計画のとりまとめと作成。 7. 行事の企画立案に関すること ・起案書の決裁。 8. 記録及び業務日誌等の整備に関すること ・記録の決裁。 9. 施設設備の管理及び営繕に関すること ・厨房内の防火管理。 10. 施設内外の清掃、美化に関すること 11. 実習生の受入及び指導教育に関すること ・実習生の担当者の人選。実習生の当日担当者の人選。 12. 物品の請求及び保管管理に関すること 13. その他、利用者の処遇に関すること ・運営会議、入所判定会議への参加。 ・人事考課の評価。 ・内部・外部の研修の参加及び復命書の作成。 14. 部署の取りまとめ、報告・連絡・相談に関すること ・文書の配布と取りまとめ。 ・指摘事項の改善。 ・部署での検討要綱についての報告。 15. 苦情・意見について対応・指示・上司へ報告

職 名	業 務 内 容
管理課 管理栄養士	- 給与栄養目標量設定に関すること ・利用者の身体状況・アセスメント結果より施設の給与栄養目標量を設定 ・食品構成表作成 - 献立作成に関すること ・給与栄養目標量に基づき栄養バランスの取れた献立作成を行う。利用者の嗜好を十分に考慮し、季節感や利用者の嗜好に配慮する ・一般食の作成→糖尿病1200kcal食、塩分6g制限食、腎臓病食への献立展開 ・実施献立の給与栄養量把握 ・月間予定献立表・週間予定献立表の作成と配布 ・献立の栄養素表示 - 食材料の購入及び検収、保管及び出納に関すること ・献立に基づいた食材発注 ・納品食材の検収 ・納品食材に不具合が生じた場合の早期適切な対応 ・使用食材の定期的な業者見積り合わせ ・業者との年度契約（毎年4月1日付） ・使用原材料微生物検査結果の管理（毎年1回） ・非常用食材の在庫・購入管理 - 利用者の栄養マネジメントに関すること ・入所されている利用者について以下のプロセスに基づき栄養管理を行う ■栄養スクリーニング（3ヶ月に1回） ■栄養アセスメント ■栄養ケア計画 ■多職種による栄養ケア（口腔ケア、摂食・嚥下・リハ、服薬指導など） ■栄養ケア計画の実施・チェック ■モニタリング（低リスク…1回/3か月、中リスク…月1回、高リスク…1回/2週間） ■評価 ■サービスの評価・継続的な品質改善 ・カンファレンス・サービス担当者会議への参加 ・栄養相談 - 厨房、およびフロアの衛生管理・食中毒の防止に関すること ・調理器具等の消毒・衛生管理を徹底 ・調理職員の健康管理を万全にし、個人衛生点検表や細菌検査等を実施する。 ・調理従事者への検便の実施と検査結果管理 ・調理従事者の更なる衛生知識の向上を図り、食中毒防止に努める。 ・各フロア衛生チェック（1回/月）→現場リーダーへの提言 - 給食関係帳簿の整理保管に関すること ・衛生日誌、給食業務日誌、検食簿、発注書等の整理保管・決済 - 給食に係る関係部署との連絡調整に関すること - 施設全体での給食運営管理に関すること ・他部門食事に関する評価・見直し（サービス向上委員会内） - 嗜好調査の実施 ・嗜好調査実施、統計、分析等（毎年1回/食事環境整備委員会との協働） - 行政機関（保健所）への対応 ・給食実施状況報告書の提出（1回/年） ・保健所実地指導への対応と指摘事項の改善 - 利用者に適合する調理の創意工夫に関すること ・嚥下機能や咀嚼機能の低下・重度化に合わせた嚥下調整食やきざみかたの工夫を行う。 ・部署内での嚥下調整食の技術向上指導・話し合い - 利用者の食生活の充実と楽しい食事の雰囲気づくりの工夫に関すること - 季節行事に関すること ・納涼祭における検便の実施及び衛生管理指導 ・関係者との連絡調整 - 喫茶運営に関わること - 検食会、合同検食会開催に関すること ・検食会（月1回） ・合同検食会（年4回） - 職員食に関わること

職 名	業 務 内 容
	・食数の把握と実施 17. 実習生の受入及び指導教育に関すること 18. その他、給食調理に関すること
管理栄養士 兼調理員	1. 食数請求に関わること ・食数打ち込み（DS桜井・DSやひこ・SS） ・食数照合（DS桜井・DSやひこ・SS・職員食・夜勤食）月末・毎月1日 ・食費請求（DS桜井・DSやひこ・SS・職員食・夜勤食）毎月1日 2. 食材料費請求に関わること ・各業者請求書と伝票照合（毎月9日〆切） 3. 配達に関わること ・弥彦地区 4. 配食ボランティア（弥彦）との連携に関わること ・配食役員会への出席（2回／年） ・配食ボランティア役員総会への出席（毎月3月） 5. 調理業務に関わること（調理員業務分掌参照）
調 理 員	1. 食品衛生の徹底及び中毒の防止に関すること ・大量調理マニュアルに基づいた調理器具等の消毒・衛生管理を徹底 ・健康管理を万全にし、個人衛生点検表や細菌検査等を実施する。 ・手洗いの励行 ・各衛生関連帳簿類への記入 ・更なる衛生知識の向上 2. 仕込み業務に関すること ・切りもの ・冷凍、乾物の計量（材料出し） 3. 調理業務に関すること ・調理 ・調味料計量 ・米の計量およびセット 4. 食器洗浄に関わること 5. 厨房器具の管理保管に関すること ・調理用具の清潔、整理整頓 6. 配膳車消毒・整備に関すること 7. 厨房内清掃に関わること ・周り拭き（ジア消毒） ・床清掃（ジア消毒） ・グリストップ清掃 8. 食器の管理保管、整理整頓に関すること。 9. 食事の盛り付け及び配膳に関すること ・各食形態別に確認の上配膳 ・食札準備・食数の確認 ・禁食の有無確認 ・入退所の確認 10. 利用者に適合する調理の創意工夫に関すること ・嚥下機能や咀嚼機能の低下・重度化に合わせ嚥下調整食やきざみかたの工夫を行う。 ・部署内での嚥下調整食の技術向上指導・話し合い 11. 利用者の食生活の充実と楽しい食事の雰囲気づくりの工夫に関すること 12. 職員食に関わること ・食数の把握と実施 13. 各業務日誌への記入 ・衛生日誌、給食業務日誌、検食簿 14. 季節行事に関すること ・納涼祭、居酒屋における検便の実施及び衛生管理指導 ・関係者との連絡調整 15. 利用者との関わり・フロアとの連携 ・夕食作り（絆） ・味噌汁作り（ひまわり） ・おやつ作りの計画と実施（各フロア/調理員主体） 16. 配食サービス（弥彦地区）配達に関わること 17. 喫茶運営に関わること 18. 検食会、合同検食会に関すること ・検食会出席（月1回） ・合同検食会出席（年4回） 19. その他、給食調理に関すること

職 名	業 務 内 容
調 理 員 (DSやひこ担当)	- 食品衛生の徹底及び中毒の防止に関すること - 大量調理マニュアルに基づいた調理器具等の消毒・衛生管理を徹底 - 健康管理を万全にし、個人衛生点検表や細菌検査等を実施する。 - 手洗いの励行 - 更なる衛生知識の向上 - 仕込み業務に関すること - 食器洗浄に関わること - 厨房器具の管理保管に関すること - 調理用具の清潔、整理整頓 - 食器の管理保管、整理整頓に関すること。 【DSやひこ】食事の盛り付け及び配膳に関すること - 食札準備・食数確認 - 車両の確保 - 食事・食器の運搬 - 利用者に適合する調理の創意工夫に関すること - 嚥下機能や咀嚼機能の低下・重度化に合わせた嚥下調整食やきざみかたの工夫を行う。 - 部署内での嚥下調整食の技術向上指導・話し合い - 利用者の食生活の充実と楽しい食事の雰囲気づくりの工夫に関すること - 季節行事に関すること - 関係者との連絡調整 - 職員食に関わること - 食数の把握と実施 - 利用者との関わり・フロアとの連携 - その他、給食調理に関すること
調 理 員 (洗浄・仕込み 補助・フロア調 理 担当)	- 食品衛生の徹底及び中毒の防止に関すること - 大量調理マニュアルに基づいた調理器具等の消毒・衛生管理を徹底 - 健康管理を万全にし、個人衛生点検表や細菌検査等を実施する。 - 手洗いの励行 - 各衛生関連帳簿類への記入 - 更なる衛生知識の向上 - 仕込み業務に関すること - 切りもの - 冷凍、乾物の計量（材料出し） - 調理業務に関すること - 調味料計量 - 水分ゼリー盛り付け - 食器洗浄に関わること - 厨房器具の管理保管に関すること - 調理用具の清潔、整理整頓 - 配膳車消毒・整備に関すること - 厨房内清掃に関わること - 周り拭き（ジア消毒） - 床清掃（ジア消毒） - 食器の管理保管、整理整頓に関すること。 - 食事の盛り付け及び配膳に関すること - 各食形態別に確認の上配膳 - 禁食の有無確認 - 利用者の食生活の充実と楽しい食事の雰囲気づくりの工夫に関すること - 季節行事に関すること - 利用者との関わり・フロアとの連携 - 夕食作り（絆） - 味噌汁作り（ひまわり） - おやつ作りの計画と実施（各フロア/調理員主体） - その他、給食調理に関すること
管 理 課 施 設 管 理	- 施設設備の管理及び営繕に関すること - 各設備の作業点検を行う業者契約に関すること - 見積書の依頼、内容検討、伺い - 契約書の依頼、内容確認、取り交し伺い、取り交し - 各設備を業者が行う作業点検に関すること - 日程の調整、施設内の周知、作業の実施、終了後の確認及び結果報告 - 各設備の自主点検に関すること - 点検の実施、修理補修及び調整整備、結果内容の報告 - 施設整備に関すること - 現状の確認、整備作業の実施、作業後の後片付け

職 名	業 務 内 容
	・その他の施設修理に関すること 現状の確認、点検調査及び部品の発注伺い、修理の実施、 修理が不可の時、業者依頼の伺い、日程調整、修理作業の実施、終了後の確認及び結果 2. 施設内外の環境整備及び清掃美化に関すること 日程調整、施設内の周知、作業の実施、終了後の確認及び結果報告 3. 車両の運転業務及び運転の管理、指導に関すること 毎日朝礼で安全運転の情報及び周知の徹底、各車両の始業点検及び終了後の洗車、 車両の故障及び事故等の処理と報告の提出、運転日誌の記録 ・車両を車庫からの出し入れ等に関すること 一ヶ月ごとに当番表の作成、関係者に配布、実施 ・送迎車両を運転等に関すること 一週間ごとに当番表の作成、関係者に配布、事前に送迎ルートの確認、送迎の実施 4. 運転日誌の記録整備に関すること 毎日の車両を送迎等で使用した時に記録する 5. 車両の点検整備及び管理に関すること ・各車両を業者が行う作業点検及び修理等に関すること 日程の調整、施設内の周知、作業の実施、終了後の確認及び結果報告 ・各車両の夏、冬時期タイヤ交換の及び修理等に関すること 日程の調整、施設内の周知、作業の実施、終了後の確認及び結果報告 6. その他、利用者の支援及び送迎に関すること ・入居者及び利用者の受診、外出、外泊等に関すること 送迎の依頼、車両及び運転者の調整、事前に送迎ルートの確認、送迎の実施、 運転日誌の記録 ・外出支援に関すること 役場から依頼書が届く、車両及び運転者と送迎の調整、前日に在宅者へ事前連絡、 送迎の実施、運転日誌の記録、送迎の終了確認 7. 勤務表及び勤務職員に関すること 公休希望及び宿直の出来ない日の希望を取る、勤務表及び他事業所の宿直表の作成、 上司へ提出、関係部署及び他事業所へ配布 ・運転員兼介助員及び介助員等に関すること 運転の事故防止及び作業等の指導と確認 朝会及びミーティング出席
運転員兼介助員	1. 車両及び入居者及び利用者の受診、外出、外泊等に関すること 車庫より車両の出し入れ 送迎車両の始業点検及び準備、事前に送迎ルートの確認、送迎の実施、 運転日誌の記録、送迎の終了後の洗車 ・外出支援に関すること 一週間の送迎表の確認、送迎車両の始業点検及び準備、事前に在宅者の送迎ルート の確認、送迎の実施、運転日誌の記録、送迎の終了確認 ・各車両の夏、冬時期タイヤ交換等に関すること 日程調整後の作業の実施、終了後の確認及び結果報告 2. 施設内の清掃作業等に関すること 絆の廊下等を清掃作業、エアコン及び換気扇等の清掃、外回りの除草剤等の散布
介助員	1. 施設内の洗濯及び清掃等に関すること 各部署から洗濯物が集まる、洗濯する、乾燥する、畳むで各部署に分ける、 各部署へ運ぶ、個々のタンスへ収納する 洗濯後破れ物及びその他の傷んだ物については補修する 洗濯物等に名前が付いていない物には付ける ミシンや手縫い等でふんき及び雑巾等を作る 汚物室にある汚れた履物等の手洗いで洗濯する、干して乾燥する、各部署へ渡す 2. 食事に関すること なでしこ食堂の手伝いをする、食事介助以外の見守り、食後の後片付け、 テーブル及び床の清掃 ひまわり、あさがお、の食事後の食器片付け なでしこ、ひまわり、あさがお、のごみ集めとごみ捨て（毎日） 3. ボランティア及び実習者に関すること ボランティア来所時、事前に洗濯物及び清拭等の準備、たたみ作業、たたみ物の仕分け 終了後各部署へ運ぶ、個々のタンスへ収納 実習者の来所時、清拭タオルの準備、清拭しぼり（毎日） 清拭タオルがない時、タオルの準備、タオルたたみをする 洗濯室及び洗濯機械等の掃除を行う 4. 実習者及び清掃員の指導に関すること

職 名	業 務 内 容
	タオルしぼりやタオルたたみの指導と確認 清掃員の清掃の仕方の指導と確認
清掃員	1. 清掃員の清掃に関すること 毎日、なでしこ、わまわり、あさがお、の床の清掃作業、作業終了後一部署の居室の床の清掃作業、作業終了後の後片付け、使用したモップを汚物室で洗濯、洗濯室に干す
事務リーダー	1. 部署職員の指導、研修に関すること ・業務に必要な知識・技術の指導・育成 ・必須研修のへ出席状況の把握。 ・新人職員1ヶ月、3ヶ月面接の実施。 ・人事考課の評価。 ・内部・外部の研修の参加及び復命書の作成。 2. 部署の職員の勤務の決定に関すること ・勤務表の作成。 ・時間外命令簿、勤務変更、年休簿の決裁。 3. 施設設備の管理及び営繕に関すること 4. 施設内外の清掃、美化に関すること 5. 部署の取りまとめ、報告・連絡・相談に関すること ・文書の配布と取りまとめ。 ・指摘事項の改善。 ・部署での検討要綱についての報告。 6. 苦情・意見について対応・指示・上司へ報告 7. 日常的な経理業務に関すること ・日々の入金処理 ・利用料の振替処理 ・医療費等の出金処理 ・フロア費の処理 ・小口現金の処理 ・GH食費の精算 ・納品書、請求書の突合チェック ・喫茶の収支確認 ・寄附金の処理 ・祝儀、香典の準備 8. 申請及び届出に関すること ・介護法及び各法律に基づく申請・届出に関すること ・補助金にかかわる申請・届出に関すること 9. 職員の服務に関すること ・職員の勤務・休暇・諸手当及び慶弔対応に関すること ・産休、育休、介護休業、療養休暇等に関すること ・労災事故に関すること ・職員の健康診断に関すること ・その他職員の処遇及び服務・福利厚生に関すること 10. その他 ・運営会議への参加。 ・人事考課の評価。 ・内部・外部の研修の参加及び復命書の作成。
施設事務員	1. 請求業務に関すること ・他事業実績チェック ・国保連へデータ伝送 ・法人減免・負担限度額証の確認 ・請求書・領収書作成 ・利用料口座請求依頼 ・請求付属資料作成 ・外部監査資料（稼働率関係） ・請求書発送作業 ・収入内訳作成 介護請求資料チェック 2. その他請求及び精算に関すること ○法人減免請求事務に関すること ・請求資料作成（法人取りまとめ） ・概算申請・申請作成、請求 ○配食サービス請求事務に関すること ・燕市、弥彦村請求書作成 ・システム実績入力 ・請求書・領収書作成

職 名	業 務 内 容
	・利用料口座請求依頼 ・請求書発送作業 ○外出支援請求事務に関すること ・弥彦村請求書作成 3. 施設の庶務全般に関すること ・窓口業務、庶務全般（電話、来客対応等） ・年賀状の手配、作成 ・利用者の送迎添乗、見守り ・職員の弁当発注 ・利用者の薬を医療機関に取りに行く ・採用者・退職者に伴う整備 ・採用・異動等掲示物作成 ・身分証明書の作成 ・ユニフォーム管理 ・稼働会議用資料作成 ・予定表作成、更新 ・私的契約利用請求 ・短期入所管理表作成 ・体験利用者食事代領収書発行 ・ショート入退所チェック（お渡し・お預かり） ・家族協力会会費領収書発行 4. 職員の出張及び旅費に関すること ・申込み ・チケット手配 ・参加費出金依頼 ・研修費、交通費一覧作成 ・事業報告作成 5. 文章の收受及び発送に関すること ・FAX・メールチェック・受付・振り分け・綴り 6. 一般物品の購入並びに物品管理に関すること ・月次消耗品発注（20日〆切）・納品確認 ・ゴム印・名刺・封筒 ・お中元・お歳暮 ・年末年始品 ・在庫管理・物品整理 7. その他、他の担当に属さない業務に関すること
地域包括 社会福祉士	1. 高齢者や家族に対する総合相談支援業務に関すること 2. 高齢者の権利擁護事業に関すること ・成年後見制度の活用、消費者被害の防止、虐待が疑われる事例の相談、認知症に関する啓発活動等 3. 包括的及び継続的ケアマネジメント支援事業に関すること ・介護支援専門員からの相談受理、ネットワーク構築の支援等 4. 指定介護予防業務に関すること 5. 多職種協同による地域包括支援ネットワークに関すること ・地域ケア会議の開催、地域の社会資源の把握等 6. 在宅高齢者の調査、把握等に関すること 7. センターの広報活動に関すること 8. 弥彦村への活動報告、村からの調査依頼に関すること 9. 個別支援記録の整備に関すること 10. 実習生の受入及び指導教育に関すること 11. その他、ソーシャルワークに関すること
地域包括 支援センター （保健師・ 社会福祉士） 保健師	1. 高齢者や家族に対する総合相談支援業務に関すること 2. 介護予防ケアマネジメント業務に関すること ・二次予防事業対象者の実態把握、介護予防ケアマネジメントの実施 3. 包括的及び継続的ケアマネジメント支援事業に関すること ・介護支援専門員からの相談受理、ネットワーク構築の支援等 4. 指定介護予防業務に関すること 5. 多職種協同による地域包括支援ネットワークに関すること ・地域ケア会議の実施、地域の社会資源の把握等 6. 在宅高齢者の調査、把握等に関すること 7. センターの広報活動に関すること 8. 個別支援記録の整備に関すること 9. 実習生の受入及び指導教育に関すること 10. 物品の請求及び保管管理に関すること 11. その他、ソーシャルワークに関すること

職 名	業 務 内 容
居宅支援事業所 管理者	1. 部署の職員の勤務に関すること ・勤務表の作成 ・時間外命令簿、勤務変更、年休簿の決済 2. 部署のケアマネジメントの質の向上に関すること ・運営ケア計画の作成 ・部署会議、事例検討会の開催 ・法令及び基準遵守の為に必要な指示・対応 3. 業務に関する把握・調整・対応 ・居宅介護支援依頼に係る調整、担当者の決定 ・認定調査の担当者決定 ・研修、会議参加者の調整 ・市町村への報告事項取りまとめ ・各種調査への対応 4. 起案、日誌、記録についての決済 5. 苦情及び意見についての対応・指示・上司へ報告 6. 施設整備の管理及び営繕に関すること ・防火管理及び自主検査チェック表等の確認 7. 施設内外の清掃、美化に関すること 8. 物品の請求及び保管管理に関すること 9. その他、部署の運営に関すること ・内部監査への対応 ・運営会議、稼働会議、他必要な会議への参加 10. 部署の取りまとめ、報告・連絡・相談に関すること ・文書の配布と取りまとめ。 ・指摘事項の改善。 ・部署での検討要綱についての報告。 11. 苦情・意見について対応・指示・上司へ報告
介護支援専門員 (居 宅)	1. 在宅要介護者の相談業務に関すること ・相談者の話を十分に聞き、受容し、相談内容を的確に把握 ・要介護認定や介護保険制度の説明 ・介護給付対象外の場合、適切な相談窓口への紹介 ・病院や施設等との連携、情報交換 ・行政や地域包括支援センターとの連携、情報交換 ・重要事項説明書の交付、居宅介護支援の契約 ・要支援認定者に対する介護予防支援の受託 ・介護保険関係書類の提出代行 ・高齢者福祉サービスの紹介、手続き及び申請書類提出代行 2. 要介護者の課題分析とサービスとニーズの把握に関すること ・包括的自立支援プログラムのアセスメントツールを活用し、アセスメントを実施 ・要支援認定者等の場合、基本チェックリスト等も活用し、アセスメントを実施 ・介護認定審査会資料や主治医意見書を用い、情報を整理 3. サービス担当者会議の主宰及び運営に関すること ・居宅サービス計画原案を作成 ・要支援認定者の場合、介護予防サービス・支援計画書原案を作成 ・会議の開催について利用者の同意を得る ・会議参加者、日時、時間、場所を調整 ・多様な専門的立場から議論し、目標の共有、役割の明確化が図れるよう会議の司会・進行を実施 ・会議録の作成 4. 居宅サービス計画とサービス提供の調整に関すること ・居宅サービス計画を作成し、利用者の同意を得、交付（要支援認定者も同様） ・居宅サービス計画をサービス提供事業所に交付（要支援認定者も同様） ・住宅改修が必要な利用者へ、改修の理由書作成 ・福祉用具購入・貸与を検討する場合は、福祉用具専門相談員へも意見を求める ・各サービスの介護計画が居宅サービス計画の目標に沿っているか確認 ・必要に応じたサービス利用日時の調整 ・サービス利用票及び別表を利用者へ確認、交付 5. 居宅サービス計画の継続的な管理と再評価に関すること ・最低月に1度は利用者宅を訪問し、モニタリングを実施 ・要支援認定者の場合、地域包括支援センターへ評価実施経過を報告 ・サービス担当者から情報を収集、情報交換 ・変化があった場合の再アセスメント実施 ・必要に応じ、居宅サービス計画を修正 6. 居宅サービス計画に関すること ・サービス事業所へ提供票及び別表を送付 ・事業所から送付された実績を確認し、給付管理業務を適正に実施

職 名	業 務 内 容
	・一連のケアマネジメント業務について記録、保管 ・個人情報保護の遵守 ・苦情、意見について受付対応、上司への報告 7. 市町村より委託を受けた認定調査に関すること ・市町村より依頼のあった認定調査を実施及び市町村へ提出 8. 保健・福祉・医療等の各種サービスの情報収集及び提供に関すること ・入退院時における情報提供及び収集 ・市町村や地域包括支援センターが開催する各種研修、会議への参加 ・他団体が開催する研修等への参加 ・障害福祉サービスや生活保護等の他制度の活用 ・フォーマルな社会資源及びインフォーマルな社会資源の把握・活用 9. 物品の請求及び保管管理に関すること
介護支援専門員 (施 設) *ケアプラン 担当職員含む	1. 要介護者の課題分析とニーズとケアの把握に関すること ・アセスメントツールに関して、当法人が採用している「センター方式シート」の内容を理解し、作成できる ・ご利用者が現在おかれている問題状況を把握し、ご利用者の希望や思いを尊重した生活全般の解決すべき課題（ニーズ）を導き出す事ができる ・ご利用者個々の生活領域（食事、排泄、入浴、移動、身だしなみ、大切な想い等）を理解し、ケアに反映できる 2. サービス担当者会議の主宰及び運営等に関すること ・ケアプランの新規作成・更新時、要介護認定更新・変更時にサービス担当者会議の開催と会議録の作成 ・ご本人、ご家族への会議参加要請 ・各職種間との情報の共有 3. 介護サービス計画に関すること ・介護サービス計画書に関して、当法人が採用している「ライフサポートワーク」の内容を理解し、作成できる ・尊厳の保持、自立した日常生活支援、生活機能の維持向上ができるような計画を作成できる ・導き出した生活全般の解決すべき課題（ニーズ）より、ご利用者の「意欲」や「可能性」を表現できる ・ご利用者の望む生活像を明らかにし、実現可能な「長期目標」と「短期目標」を立案できる ・ご本人、ご家族への介護サービス計画書の内容説明、同意署名の確認と交付 4. 介護サービス計画に応じたサービス提供の調整に関すること ・多様性のある生活サービスの提供ができる ・施設内だけではなく、ご利用者・ご家族がこれまで生活してきた場所を含めたサービスを提供できる 5. 介護サービス計画の継続的な管理と再評価に関すること ・介護サービス計画書全般に関して、期日管理ができる ・介護サービス計画の提供状況を確認する、介護経過サービス実践記録表の作成と管理、 ・介護サービス計画が当初の計画通りに達成されたのか、モニタリングできる ・モニタリングにより、ご利用者の生活が変化し、新たなニーズが発生していないか再評価できる 6. 介護支援サービスの記録の整備と保管管理に関すること ・介護サービス計画全般における記録の整備と2年間の保管義務 7. 市町村の委託を受けた認定調査に関すること ・全国一律の基準に基づき、公平公正で客観的かつ正確に行うことができる ・認定調査の方法や選択基準等を十分理解し、面接技術等の向上に努める ・認定調査に関連して知り得た個人の情報に関しての守秘義務の保持 8. 要介護認定の申請代行や認定期間の管理に関すること ・ご利用者・ご家族の依頼による、要介護認定の申請代行を行う ・要介護認定期間の期日管理
GHこいて ホーム長	1. 所属職員を監督すること。 2. 関係機関との連絡、調整を行うこと。 3. 緊急時の対応を行うこと。 4. 適切に事業を実施できるように総括すること。 ・勤務表の作成を行う。 5. 相談・苦情を受けること。 6. 防火管理に関すること ・年3回の避難訓練の実施 ・日常の防火管理を行う。 ・防災機器の点検を行う。 ・消防署への連絡等を行う。

職 名	業 務 内 容
	7. 利用者のケア方針の決定に関すること。 8. 実習生の受け入れ及び、指導に関すること。 9. ご利用者の預かり金等に関すること。 10. 請求業務に関すること。 11. 部署の取りまとめ、報告・連絡・相談に関すること ・文書の配布と取りまとめ。 ・指摘事項の改善。 ・部署での検討要綱についての報告。 12. 苦情・意見について対応・指示・上司へ報告
GHこいて 計画作成担当者	1. 利用者及び身元引受人又は、法定代理人の必要な相談に応じること。 2. 適切なサービスが提供されるよう、介護計画を策定し管理・評価を行うこと。 ・3ヶ月に一度、モニタリングを行い、ご利用者のニーズに合った介護計画を作成する。 3. 入居待機者の意向・状況の確認 ・年3回の入居判定会議を行う。 4. 毎月の居宅サービス計画のモニタリングに関すること。 5. 村からの委託を受けた認定調査に関すること。
GHこいて 介護職員	1. ご利用者の日常生活の支援に関すること。 ・ご利用者と一緒に調理を行う（買い物、献立づくり、片付け）。 ・食品の衛生管理と食中毒の防止を行う。 ・台所の衛生管理を行う。 ・ご利用者と一緒に洗濯を行う（干し、たたみ）。 ・バイタル測定、配薬、配薬後の確認、軟膏塗布当を行う。 ・ご利用者の体調不良や事故発生時に看護師への連絡を行い必要な処置を行う。 ・ご利用者の皮膚の状態等の健康管理を行う。 ・入浴の準備と入浴後の片付け、消毒を行う。 ・入浴時の衣服の着脱、洗身等の手伝いを行う。 ・就寝起床時の手伝い、様子観察、寝返りの手伝い、室温管理を行う。 ・トイレの手伝いを行う。 ・ご利用者と一緒に衣替えを行う。 2. 介護計画の実施・記録・評価に関すること。 ・ご利用者・ご家族の要望を聞き、介護計画の作成を行う。 ・介護計画に基づくカンファレンスとその記録の作成を行う。 ・介護計画のモニタリング・アセスメントを行う。 ・ご家族への介護計画の説明を行う。 ・計画作成担当者と連携を図り、通所ご利用状況又は、様子の報告を行う。 3. 行事の企画・立案・実施に関すること。 ・行事の企画の立案と起案の作成、準備を行う。 ・ご家族や関係職種への連絡を行う。 ・行事実施後に、行事実施記録を作成を行う。 4. 清掃、汚物処理に関すること。 ・ご利用者と一緒に、居室の清掃を行う。 ・ポータブルトイレの消毒、清掃を行う。 ・パット類、消臭剤等の管理を行う。 5. 記録・業務日誌に関すること。 ・生活記録の作成と管理を行う。 ・業務日誌の作成管理を行う。 6. ご利用者の整容に関すること。 ・起床時や外出時等に、整髪のお手伝いを行う。 ・馴染みの利美容室に出かける手伝いを行う。 7. 外出・外泊時のお手伝いに関すること。 ・必要時、送迎のお手伝いを行う。 ・ご家族への連絡・調整を行う。 ・バイタル測定を行い健康状態の確認を行う。 8. デイサービスご利用者に関すること。 ・送迎を行う。 ・体調不良、怪我・急変時にご家族、関係機関に連絡を行う。 ・生活状況の記録を行う。 9. その他 ・フロア会議を行う。 ・週に一度、認知症ケア研修を行う。 ・ご利用者の会（きぼうの会）の開催の準備・記録を行う。 ・運営推進会議の準備、開催、会議録の作成を行う。 ・地域行事の参加を行う。 ・こいてたよりの作成、地域に回覧を行う。
小規模多機能 ホーム 管理者	指導・育成に関すること 1. 職員の業務・介護に必要な知識・技術の指導・育成 2. 利用者の介護方針について決定する指導・助言・立案

職 名	業 務 内 容
	3. 法人の方針を職員に伝達・実施に向けて取り組む指導・実施 部署の運営、法人の運営に関すること 4. 法人業務・運営に関すること ・法人事務局員としての業務及び事務局会議への出席 5. 利用者のケア方針決定及び指導に関すること 6. 看護、介護業務の総括に関すること 7. 介護サービス計画の総括的管理に関すること 8. 業務の改善、企画及び調査に関すること 9. 実習生の受入、連絡調整及び指導教育に関すること 10. 決済に関することの可否を判断 11. 他職種連携について必要な措置 12. 復命を受けた法人会議への参加 13. 施設長の補佐 14. 在宅支援課の事業運営の方針にかかわる意見・提案・立案 15. 苦情・意見についての対応・改善等の指示・対応 16. 在宅支援課の介護サービスの確認・支持・指示 17. 実地指導・集団指導の参加・現地対応・提出書類の作成及び作成指示 18. リーダーと介護方針・事業運営に関することの立案 19. 他部署との連携について必要な措置 20. 内部監査時の参加・現地対応・提出書類の作成及び作成指示 ・小規模多機能ホームの業務の総括に関すること ・勤務表・出勤簿の集計確認に関すること ・所属職員の指導・研修に関すること ・地域との交流に関すること ・関係機関との連絡調整を行うこと 21. 防火管理に関すること ・年3回の避難訓練の実施 ・日常の防火管理を行う 22. 運営推進会議に関すること 23. 外部評価に関すること
小規模多機能 ホーム 計画作成者	1. 職員に関すること ・業務に必要な知識・技術の指導・育成 2. 利用者のケア方針に関すること ・運営ケア計画の取りまとめと作成 3. 利用者の日常生活に関すること ・利用中または在宅生活の状態把握・困難事例の解決に向けての対応 4. 部署のケアの質(仕事の質)の向上に関すること ・フロア会議の開催・会議内容の作成 5. 部署職員の指導、研修に関すること ・1ヶ月、3ヶ月面接への参加 ・必須研修への出席状況の把握 6. 部署の職員の勤務に関すること ・勤務表の作成 ・時間外命令簿、勤務変更、年休簿の決裁 7. 業務計画の樹立に関すること ・運営ケア計画のとりまとめと作成 8. 行事の企画立案に関すること ・年間行事計画の実施状況の把握と起案書の決済。 9. 記録及び業務日誌の整備に関すること ・記録の決裁 10. 施設設備の管理及び営繕に関すること ・フロア全体の防火管理 11. 施設内外の清掃、美化に関すること 12. 実習生の受入及び指導教育に関すること 13. 物品の請求及び保管管理に関すること 14. その他、利用者の処遇に関すること ・運営会議への参加 ・人事考課の評価 ・内部・外部の研修の参加及び復命書の作成 15. 部署の取りまとめ、報告・連絡・相談に関すること ・文書の配布と取りまとめ ・指摘事項の改善 ・フロアでの検討要綱についての報告 16. 苦情・意見について対応・指示・上司に報告 17. 利用者及び身元引受人又は、法定代理人の必要な相談に応じること。 適切なサービスが提供されるよう、介護計画を策定し管理・評価を行うこと。

職 名	業 務 内 容
	・ご利用者のニーズに合った介護計画を作成する。 ・介護手当等、オムツ券等、介護保険外のサービスに関すること 18. 保険者及び他事業者との連絡・調整に関すること
小規模多機能 ホーム 生活相談員	1. 介護支援専門員との連携をとること。 ・通所ご利用者の利用状況又は、様子の報告 2. ご利用者の預かり金等に関すること。 3. 請求業務に関すること。 4. 利用者の生活援助に関すること ・利用者及び家族の生活に関する意向を確認 ・新規利用開始に伴う受け入れ体制の整備 ・確認した意向の他職員への伝達 ・サービス担当者会議への参加と、家族への利用中の様子の伝達 5. 利用者の利用の調整に関すること ・利用希望とその理由の確認、調整 ・利用のための関係機関との連絡と調整 ・利用希望に合わせた月間予定の作成 6. 利用者のケア方針の決定に関すること
小規模多機能 ホーム 介護職員	1. ご利用者の日常生活の支援に関すること。 ・ご利用者と一緒に調理を行う（買い物、献立づくり、片付け）。 ・食品の衛生管理と食中毒の防止を行う。 ・台所の衛生管理を行う。 ・ご利用者と一緒に洗濯を行う（干し、たたみ）。 ・バイタル測定、配薬、配薬後の確認、軟膏塗布当を行う。 ・ご利用者の体調不良や事故発生時に看護師への連絡を行い必要な処置を行う。 ・ご利用者の皮膚の状態等の健康管理を行う。 ・入浴の準備と入浴後の片付け、消毒を行う。 ・入浴時の衣服の着脱、洗身等の手伝いを行う。 ・就寝起床時の手伝い、様子観察、寝返りの手伝い、室温管理を行う。 ・トイレの手伝いを行う。 ・ご利用者と一緒に衣替えを行う。 2. 介護計画の実施・記録・評価に関すること。 ・ご利用者・ご家族の要望を聞き、介護計画の作成を行う。 ・介護計画に基づくカンファレンスとその記録の作成を行う。 ・介護計画のモニタリング・アセスメントを行う。 ・ご家族への介護計画の説明を行う。 3. 行事の企画・立案・実施に関すること。 ・行事の企画の立案と起案の作成、準備を行う。 ・ご家族や関係職種への連絡を行う。 ・行事実施後に、行事実施記録を作成を行う。 4. 清掃、汚物処理に関すること。 ・ご利用者と一緒に、居室の清掃を行う。 ・ポータブルトイレの消毒、清掃を行う。 ・パット類、消臭剤等の管理を行う。 5. 記録・業務日誌に関すること。 ・生活記録の作成と管理を行う。 ・業務日誌の作成管理を行う。 6. ご利用者の整容に関すること。 ・起床時や外出時等に、整髪のお手伝いを行う。 ・馴染みの理美容室に出かける手伝いを行う。 7. 外出・外泊時のお手伝いに関すること。 ・必要時、送迎のお手伝いを行う。 ・ご家族への連絡・調整を行う。 ・バイタル測定を行い健康状態の確認を行う。 8. デイサービスご利用者に関すること。 ・送迎を行う。 ・体調不良、怪我・急変時にご家族、関係機関に連絡を行う。 ・生活状況の記録を行う。 9. その他 ・フロア会議を行う。 ・運営推進会議の準備、開催、会議録の作成を行う。 ・地域行事の参加を行う。 10. 利用者の（生活支援）ケア全般に関すること
小規模多機能 ホーム 看護職員	1. 医療に関すること ・医療行為全般の業務の遂行 ・利用者の状況に合わせた処置・他専門職への対応指示・助言 ・利用者の急変時の対応・他専門職への対応指示・助言 ・医療機関への上申や受診の対応

職 名	業 務 内 容
	2. 利用者の生活援助に関すること ・利用者の前日までの状況を確認し、介護業務に従事 ・他職種と利用者の状況について情報交換をし、日常生活支援全般に従事 ・バイタルサインの確認、測定の実施及び記録、情報の伝達 ・食事で利用者本位・自立支援での援助を根幹として従事 ・食事に関して利用者に必要な自助具・食事形態・介護方法を専門職として提案・提供 ・排泄で利用者本位・自立支援での援助を根幹として従事 ・排泄に関して利用者に必要な自助具・使用物品・介護方法を専門職として提案・提供 ・入浴で利用者本位・自立支援での援助を根幹として従事 ・入浴に関して利用者に必要な自助具・入浴形態・介護方法を専門職として提案・提供 ・口腔ケアに関して利用者に必要な自助具・食事形態・介護方法を専門職として提案・提供 ・口腔ケアで利用者本位・自立支援での援助を根幹として従事 3. 介護サービス計画の実施・記録・評価に関すること ・本人・家族の意向確認及び居宅ケアプランとのサービス実施状況の整合性の確認 ・介護計画書のモニタリング、アセスメントの実施 4. 行事・レクリエーション活動・アクティビティ活動の企画・立案・実施に関すること ・行事の企画と起案書の作成及び必要物品の購入・借用 ・利用者・家族への連絡。ボランティア様の手配、受け入れ。 ・利用者の意向に沿った外出・レクリエーション活動・アクティビティ活動の実施 ・行事実施後の実施記録の作成及び実施状況を部署で総括 5. 記録及び業務日誌に関すること ・利用者・家族からの連絡について記録 ・利用者のサービス提供時の特記事項の状況・対応等について記録 ・利用者のサービス提供時の活動・日常生活に関する記録
小規模多機能 ホーム 調理員兼 介護職員	1. 利用者の食事提供・調理業務に関すること 2. 利用者のお弁当作りに関すること 3. 施設内での調理業務に関すること 4. 食品衛生の徹底及び食中毒の防止に関すること 5. 食事の盛り付け及び配膳に関すること 6. 厨房機器の保管管理に関すること 7. 利用者に喜ばれる調理の創意工夫に関すること 8. その他の食事提供全般に関すること 9. 厨房内の清掃・衛生管理に関すること 10. 利用者の生活支援の補助的業務に関すること

令和5年度

地域生活支援施設桜井の里・あかつか 運営ケア計画

小規模多機能ホーム桜井の里・あかつかの家
ケアプランセンター桜井の里・あかつか

〒950-2261 新潟県新潟市西区赤塚2759番地
TEL: 025(264)3555 FAX: 025(264)3444

〒959-0318 新潟県西蒲原郡弥彦村大字麓3036番地

社会福祉法人 桜井の里福祉会

TEL.0256(94)3939 FAX.0256(94)2552

URL: <http://www.sakurai-fukushi.or.jp>

1. 地域生活支援施設 桜井の里・あかつか 運営方針

(1) はじめに

地域生活支援施設桜井の里・あかつかは、平成29年に開設し5年が経過しました。ご利用者やご家族の皆様、地域の皆様のご理解とご支援のもと、職員一同皆様と共に歩みを進めてこられたとっております。大変ありがとうございました。

新型コロナウイルスの感染拡大により昨年度も地域の方々の来訪をお受けすることが出来ず、また地域へ出向く活動も制限され、大変残念な想いでありました。コロナ禍だからこそ出来る事、取り組める事を模索し、地域の一員としての活動をすすめ、皆様との関係を大切にしながら、頼って頂ける存在を目指していきたいと考えています。加えて ご利用いただいているご利用者やご家族の皆様に対しては、ご本人とご家族の想いを大切にし、その想いを実現するためのパートナーとして一緒に考え、関わらせていただきたいと思います。

今年度も、地域の様々なニーズに応えながら、高齢者の方だけではなく、地域にお住いの全ての方から、この地域にあって良かったと言っていただけのような場所を目指していきます。

(2) 地域生活支援施設桜井の里・あかつかの行動指針

『地域で暮らす人の想いを大切にし、その想いを実現するための
パートナーとして共に暮らします』

(3) 基本方針

- ① 私たちは、地域の一員として生活し、地域ニーズに対して一緒に考えながら地域の中であって良かったと言っていただける場所を目指します。
- ② 私たちは、地域で暮らす人の想いを大切にし、その想いに応えるためのかわりを実践していきます。
- ③ 私たちは、笑顔で気持ちの良い挨拶を心がけ、地域の方をはじめとして、関わる全ての方に信頼していただけるお付き合いをしていきます。

2. 重点方針と具体的取り組み

<小規模多機能ホーム桜井の里・あかつかの家>

i. 重点方針

- ① 私たちは桜井の里・あかつかの家を利用される方やご家族の想いをお聞きし、住み慣れた地域で今までと同じような生活、ご希望する生活を送ることができるようにご利用者、ご家族と一緒に取り組んでいきます。
- ② 私たちは地域の一員として活動し、高齢者だけでなく、地域住民すべての方との関係を大切にしながら、「あかつかの家があって良かった。」と言っているような存在を目指します。
- ③ 私たちは生活の主体者がご利用者であることをしっかりと認識し、ご利用者の暮らしを尊重しながら、暮らしのパートナーとしてかかわっていきます。

ii. 具体的取り組み

- ① ご利用者の会を引き続き開催することや、ご本人とご家族から個別でニーズを聞かせていただく場を作り、住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できることを大切にしていきます。
- ② 近隣にある小学校や認定こども園や地域の方との交流を可能な範囲で継続し、お互いに頼れる、顔の見える関係を築いていきます。
- ③ 全ての場面において、ご本人が望まれるご自宅での生活が送れるための支援を柔軟にご利用者、ご家族と共に考えていきます。

iii. 令和4年度の取り組み評価

- ① ご利用者の会を定期的開催させていただきました。季節の行事などを一緒に考えさせていただいたり、ご利用者の会で出た意見に関して、新型コロナウイルスの感染状況を確認し、感染予防策を十分に取りながら、ご利用者が食べたい物や出かけたい場所、あかつかの家への要望等についてできる限り応えさせていただきました。
- ② 赤塚小学校の下校時の見守り活動をご利用者と継続的に行いました。新型コロナウイルスの影響で赤塚小学校の1～2年生の訪問や、地域生活支援施設桜井の里・あかつかのお祭りなどは中止となりましたが、ご利用者の手作り雑巾や装飾品などを認定こども園にプレゼントしました。お礼のお手紙を持ってきてくれるなどの交流を行わせていただきました。
- ③ 訪問ではご利用者の生活を支える為に様々な関わりを行わせていただきました。安否確認やお食事のお届け、定期受診の送迎支援や透析通院の送迎支援、他にも買い物の送迎支援や薬の服薬確認やゴミ捨て支援など、ご本人が在宅で生活をしていくために必要と思われる支援について行わせていただきました。

<ケアプランセンター桜井の里・あかつか>

i. 重点方針

- ① 私たちは、ご利用者のご家族の気持ちをよくお聞きし、一緒に考え、信頼を得ながら、住み慣れた地域で自分らしく生活を送ることができるように関わらせていただきます。
- ② 私たちは、お一人おひとりが生活していく上で、必要な支援を適切に受けることができるように、新潟市や地域包括支援センター・各事業所・医療機関・地域の方などとの連携を大切にしていきます。
- ③ 私たちは、地域の一員として、そこで暮らす方々との関係を大切にしながら、地域の課題について一緒に取り組んでいきます。

ii. 具体的取り組み

- ① ご利用者、ご家族の想いや望む生活をお聞きし、その人らしく住み慣れた地域で生活できるように、生活の継続性の視点を持ち、地域の様々な社会資源を活かしながら関わらせていただきます。
- ② 必要なニーズに応じて適切な支援ができるように、研修会や事例検討会等に参加し、介護支援専門員としての資質向上を目指します。また日頃から関係機関や地域の社会資源、専門職団体等の情報収集や関係づくりを行っていきます。
- ③ 地域の状況をみながら可能な範囲で、地域の方が気軽に立ち寄れる居場所づくりを行っていきます。また、地域住民のニーズの把握につとめ、地域課題について地域の皆様や関係機関と一緒に取り組んでいきます。

iii. 令和4年度の取り組み評価

- ① ご本人やご家族の想いや意向をお聞きし、その人らしく住み慣れた地域で生活できるように積極的に関係機関等と連携を図りながら、ケアマネジメントを行いました。
- ② 新潟市西区「にいがた救急連携シート」の活用に参加し、ご利用者、ご家族と一緒に救急時の対応や今後のケアについて話し合い、ご本人の意向を尊重する支援を行うことが出来るよう情報の共有を行いました。
- ③ ZOOM や書面開催等、開催の方法を工夫した研修会や事例検討会等に参加し、介護支援専門員としての資質向上に努めました。また、集合研修開催時にも出来る限り参加し、他介護支援専門員や他関係機関との情報交換を行いました。
- ④ 新潟市のケアプラン点検を受けました。自立支援に向けた一連のケアマネジメントのあり方について事業所内で振り返りや情報共有を行い、日々の業務に活かせるよう研鑽しました。
- ⑤ 部署内で事例検討会やケアプラン点検を行い、事業所としてのケアマネジメント力が向上するよう努めました。
- ⑥ 関係機関や事業所と連携が図れるように、電話連絡やメールや文書等も活用し積極的に行いました。

3. 小規模多機能ホーム桜井の里・あかつかの家の基本となる機能

(1) 通い

- ① 固定した時間にとらわれるのではなく、ご本人の状態や、ご家族の状況に合わせてサービスの提供時間や方法を柔軟に変化させながら、在宅生活が継続できるようにご利用者、ご家族と共に取り組んでいきます。
- ② 登録定員29名の限られた方と丁寧にかかわることで、スタッフはご利用者の変化に早めに気づくことができ、ご家族とのコミュニケーションも密に図ることができます。生活を総合的に支えます。
- ③ ご利用者の自宅での暮らしとご家族の状況、地域社会とのかかわりを把握した上で、適切なサービス提供を通じて、そのかかわりの継続・構築・修復にむけてご利用者・ご家族と一緒に取り組んでいきます。

(2) 宿泊

- ① 馴染みの関係が作られ、通いの延長線上で利用することができます。通いからそのまま連続的につながった機能として活用していただけます。
- ② 通いと同じ、馴染みの場所、馴染みのスタッフが関わらせていただきます。

(3) 訪問

- ① 自宅で過ごしている時間でも、同じスタッフが訪問します。
- ② ご利用者だけではなく、ご家族とのかかわりも大切に、その日の状況に即応したサービスを提供します。

(4) 健康管理・診療体制

【小規模多機能ホーム桜井の里・あかつかの家協力医療機関】

真田内科医院 真田 雅好医師	新潟市西区赤塚稲場5010-1 025-239-0070
たかだ歯科医院 高田 真仁医師	新潟市西区赤塚4390番地 025-264-3911

(5) 食事について

- ・家庭と同じように、食材の準備から調理、盛付けや食器洗いなどご利用者と職員が一緒に行います。
- ・季節が感じられるように旬の物を取り入れた、季節にふさわしい食事づくりをしています。
- ・ご利用者の好みや体の状態に合わせた食事を提供していきます。
- ・近隣農家から野菜や米などを購入し、地産地消の取り組みをしています。

(6) 運営推進会議

- ・地域密着型サービスにおいて義務づけられている運営推進会議を設置し、提供しているサービスの内容を明らかにし、地域に開かれたサービスにするために2ヶ月毎に開催します。

出席者：ご利用者代表者・ご家族代表者・地域住民の代表者・小規模多機能型居宅介護事業所について知見を有する者・地域包括支援センター職員・新潟市担当者・管理者等の小規模多機能ホーム桜井の里・あかつかの家職員

今年度開催予定月：5月・7月・9月・11月・1月・3月

4. 地域生活支援施設 桜井の里・あかつか年間計画

	小規模多機能ホーム 桜井の里・あかつかの家	ケアプランセンター桜井の里・あかつか	
		外部研修	部署内研修
4月	お花見		コンプライアンス研修
5月		新潟県介護支援専門員協議会研修	感染症対策
6月	運動会	赤塚圏域事例検討会 新潟市居宅介護支援事業者連絡協議会研修	災害時研修
7月	夏祭り	赤塚包括地域ケア会議	専門職研修
8月		三法人事例検討会	専門職研修
9月	敬老会	新潟県介護支援専門員協議会研修	プライバシー保護研修
10月		赤塚圏域事例検討会	防災教育
11月	紅葉・菊祭り	三法人事例検討会	感染症の発生及び食中毒予防研修
12月	周年祭	新潟県介護支援専門員協議会研修	専門職研修
1月	新年会	赤塚圏域学習会 新潟市居宅介護支援事業者連絡協議会研修	救急法研修、防災教育
2月	豆まき（節分）	三法人事例検討会 赤塚包括地域ケア会議	高齢者虐待防止研修、コミュニケーションスキル研修
3月		新潟県介護支援専門員協議会研修	ストレス対策研修
毎月 （随時）	地域の行事、 催しに随時参加		事例検討会、もしくはケアプラン点検を実施。

5. 地域活動について

【基本的な考え方】

- ・地域生活支援施設桜井の里・あかつかは地域、ご近所の方々と日頃からのお付き合いを大切にしていきます。
- ・法人の理念“施設は地域の共有の財産”であることを具体的な実践をもって地域との交流や地域の方々にとって必要とされる活動を行います。
- ・地域生活支援施設桜井の里・あかつかが地域の方々にとって身近な場所となるように、お越しいただき易い環境と空間にします。

i. 重点目標

- ① 地域密着型の施設として、地域の方が気軽に訪れることができる環境をつくります。
- ② 施設の機能を活用し、子供から高齢者までの多世代間の人々が地域の中で交流のできる場を提供します。
- ③ 地域住民に対して、施設の専門性を活かした活動を行います。
- ④ 運営推進会議にて赤塚地区の地域ニーズについて協議し、地域生活支援施設桜井の里・あかつかができる地域貢献を検討していきます。

ii. 具体的取り組み

- ① 赤塚地区の自治会に継続加入し、地域の活動に参加します。
- ② お祭りをはじめ、地域の方が訪れていただけるような行事を新型コロナウイルスの感染状況を確認しながら開催していきます。
- ③ 回覧板にてあかつか便りを配布し、施設で行う行事やイベントの案内をし、地域住民の方が気軽に参加し、楽しんでいただけるようにしていきます。
- ④ 赤塚小学校の下校時の見守り活動をご利用者と一緒に行っていきます。
- ⑤ 地域の方のニーズに応えられるよう、集会等の場所の提供や、子供から高齢者まで多世代の方が集まれる場としての活用等、地域ニーズの掘り起こしをすすめていきます。

iii. 令和4年度の取り組み評価

- ① 赤塚地区の自治会に継続的に加入しています。
- ② 毎年7月に行っていた地域生活支援施設桜井の里・あかつかの夏祭りは、新型コロナウイルスの影響により中止とさせていただきました。
- ③ 地域の回覧板にあかつか便りをいれさせていただき、あかつかの家の活動の様子を案内させていただきました。
- ④ 赤塚小学校の下校時の見守り活動を一年間継続してご利用者と一緒に行いました。
- ⑤ ケアプランセンター桜井の里・あかつかの地域の茶の間で小学生から高齢者まで集まれる、あかつかきりんカフェの開催を地域住民の方や、関係機関と協力し新型コロナウイルスの感染状況を確認しながら開催しました。地域の方が定期的に集まれる場所として活用させていただきました。

6. 非常災害対策

(1) 基本的な考え方

災害発生時、職員が冷静沈着に行動できるように心構えを持ち、日々の訓練を行い、ご利用者が安心して生活できるように職員が一丸となって努力します。

(2) 災害時行動マニュアル

各災害に関して管理者が不在の際には当日勤務職員が状況判断し、避難等を行います。またその判断に関しては管理者がすべて責任を負うものとします。避難誘導が必要と見込まれる際には、出来る限り日中避難することを周知します。

- ① 火災が発生した場合、初期消火と同時にご利用者の安全確保を図り、非常口より迅速に避難して頂く。各消防機関及び緊急連絡網を使用して、速やかに応援要請をかけます。
- ② 地震災害時、近隣区域が震度5以上の場合は、各々の判断で施設へ集合することを義務づけます。
- ③ 落雷災害時、近隣職員が園内状況を確認して、連絡が取れる職員から順次連絡を入れて施設へ来るようにします。
- ④ 自然災害時（風水害等）は、避難準備情報の発令により施設マニュアルに沿って行動を開始する。施設に来れる職員は、自発的に施設へ来るようにします。
- ⑤ 雪災害時、積雪が一晩に1mになったら夜勤職員から職員へ連絡を入れ、施設内の非常口の確保及び、緊急時の車両等、通路確保を行なうため職員は施設へ来て作業をします。

(3) 消防計画及び避難訓練

- ① 職員の防災基礎知識・防災器具等の取り扱いについて、防災教育を行い、常に防災意識を高め、日々努力し、ご利用者が安全に生活できるように努めます。
- ② 職員による緊急連絡網・非常口の安全な避難方法の習得・火災発生時の総合避難訓練等を実施して、施設内の防災に努めます。
- ③ 避難訓練時には、地域の方々から参加して頂けるように相互連携を図っていきます。
- ④ 地域的に想定される、自然災害（地震、風害、水害）に対する行動マニュアルを整備し、各災害に応じて避難訓練を実践し、防災意識と行動を身に付けて行きます。

(4) 緊急連絡体制

- ① 発見者から連絡網で受けた職員は、内容を正確に把握した後、迅速に次の職員へ連絡して行動します。また、自動通報の緊急連絡網に地域住民の方々にも加入して頂き、協力体制を整え行動します。
- ② 緊急メール配信体制をとり、職員が迅速に対応できる体制をとっています。

(5) 火災報知機及びスプリンクラー設備

- ① 自主点検を行い設備の機能保持に努め、万全を図っていきます。
- ② 日常的に施設内の設備、非常口・通路等の自主点検を行い、ご利用者の避難確保に努め、万全を図っていきます。

(6) 非常災害時の備蓄について

- ① 非常食については、随時備蓄していきます。
- ② ガソリンは半分になったら給油を義務付け、日頃から備えます。
- ③ 非常発電の軽油については、常に満タンとします。

(7) 令和5年度地域生活支援施設桜井の里・あかつか防災訓練計画

実施月	想定災害	ねらい	内 容	対象者
4月		防災教育	災害時連絡表の見直し・作成 新採用職員の防災設備研修	全職員
5月	緊急連絡	非常連絡体制の 確立	緊急連絡網による模擬訓練	職員
6月	災害想定	災害時について 研修	災害時の手順、マニュアル確認 担架等による搬送訓練	職員
7月	夜間想定 火災	総合避難訓練 消火訓練	夜間火災発生時にとるべき標準 動作の習得 消火器の使い方	利用者 職員
8月	行方不明者 捜索訓練	行方不明者 の捜索	日中帯の捜索時での、行動・伝 達・保護訓練	職員
9月	地震発生 震度5以上	総合避難訓練	地震発生時にとるべき標準動作 の習得 備蓄品の運搬確保	職員
10月	夜間想定 火災	火災時通報訓練	発見から通報・連絡等の初動動 作口頭訓練、シュミレーション	職員
11月	夜間想定 火災	総合避難訓練 (消防署検証) 消火訓練	夜間火災発生時にとるべき標準 動作の習得 消防署による検証 消火器の使い方	利用者 職員
12月	行方不明者 捜索訓練	行方不明者 の捜索	夜間帯の捜索時での、行動・伝 達・保護訓練	職員
1月	救急救命	救急救命に ついて研修	救急法の修得訓練 AED 使用訓練	職員
2月	風水害想定	風水害時 の避難訓練	事業所地域で想定される風水害 発生時にとるべき標準動作の習 得	職員
3月	昼間想定 出火	火災時通報訓練	昼間火災発生時にとるべき標準 動作の習得	職員

7. 苦情解決制度について

地域生活支援施設桜井の里・あかつかのサービス利用時やご来園時にお気づきの点やご要望、ご不満など施設への貴重なご意見を随時お受けしております。また、施設内掲示を行い皆様のお声にお応えしていくよう努力してまいります。

その方法として、ご意見や苦情を下記のいずれかの方法でお申し立ていただけます。

- ① 施設内にあるご意見箱、アンケート用紙
- ② サービス利用時に職員に伝えます。
- ③ 苦情受付担当者に伝えます。
- ④ 第三者委員に伝えます。
- ⑤ 行政、新潟県国民健康保険連合会介護サービス相談室
- ⑥ 新潟県サービス運営適正委員会に申し立てる事ができます。

ご意見や苦情をいただきましたら、受付者はご意見・苦情受付簿に記入します。報告がなされた後、施設からの説明や改善への話し合いが必要になった場合には誠意を持って対応させていただきます。また、苦情の解決にあたって第三者委員の立会いを求めることもできます。

（１）苦情受付担当者とその連絡先

施設名	電話番号	職名	氏名
地域生活支援施設 桜井の里・あかつか 苦情受付総括責任者	０２５－２６４－３２２２	ケアプランセンター 桜井の里・あかつか 管理者	青田 陽平
小規模多機能ホーム 桜井の里・あかつかの家 苦情受付責任者	０２５－２６４－３５５５	小規模多機能ホーム 桜井の里・あかつかの家 管理者	青田 陽平
ケアプランセンター 桜井の里・あかつか 苦情受付責任者	０２５－２６４－３２２２	ケアプランセンター 桜井の里・あかつか 管理者	本田 敦

(2) 意見及び苦情解決の流れ

